2561
143

파 4×7

明治以降 教育制度發達史

第二卷

昭和十三年 帝國教育會

256.1
143

明治以降 教育制度發達史 第二卷 目次

第二編 本論

第二章 「學制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで……一
第十六款 教育行政機關……一
第一項 中央教育行政機關……一
第二項 地方教育行政機關……八五
學事諸統計（第一期附表）……一〇五
第三章 明治十二年教育令の制定より明治十九年諸學校令の整頓に至るまで……一三七
第一款 明治十二年教育令の制定及其後の變遷……一三七
第二款 初等普通教育（小學教育）……一五一
第三款 幼稚園……一七八

目次

第四款　男子高等普通教育（中學教育）……二八一
第五款　女子高等普通教育（高等女學校教育）……二九三
第六款　專門教育……二九六
第一項　概說……二九六
第二項　法律經濟等に關する專門學校……二九七
第三項　醫藥に關する專門學校……二九八
第四項　語學に關する專門學校……三〇七
第五項　文學に關する專門學校……三〇八
第六項　宗教に關する專門學校……三〇九
第七項　美術に關する專門學校……三一〇
第八項　音樂に關する專門學校……三一二
第九項　體育に關する專門學校……三一六
第七款　大學教育及大學豫備教育附學位……三一七
第一項　大學教育附學位……三一七
第二項　大學豫備教育……四一八
第八款　師範教育其他教員養成制度……四四三
第一項　師範教育……四四三
第二項　海外留學生……四六三
第九款　實業教育……四六四
第一項　概說……四六四
第二項　農業教育……四七三
第三項　工業教育……四八一
第四項　商業教育……四八五
第五項　海員教育……四九一
第十款　盲啞教育……四九二
第十一款　教科用圖書……四九三
第十二款　學校衛生……五〇六
第十三款　學校卒業者に對する特典……五〇六
第十四款　社會教育……五一四
第十五款　學藝院（アカデミー）等……五一七
第十六款　學校等職員關係……五一九
第一項　學校職員の資格……五一九

第二項　學校等職員の職制身分待遇等……五二九
第十七款　教育行政機關……五四八
第一項　中央教育行政機關……五四八
第二項　地方教育行政機關……六一三
學事諸統計（第二期附表）……六一九

第二卷　目次終

第二章　「學制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

第十六款　教育行政機關

第一項　中央教育行政機關

文部省設置と同日即ち明治四年七月十八日元大學官員へ左の如く達せられた。

今般大學ヲ廢シ文部省被置候ニ付テハ一同追テ御沙汰候迄是迄通リ事務取扱可致事

明治四年七月（日闕）

文部省

左の如く文部卿職制が定められた。

卿

掌總判教育事務管大中小學校

明治四年七月二十一日文部省は外部に對して左の如く通達した。

舊大學本校ヲ以當分本省ト致シ候間此段及御通達候也

追テ元大學東南兩校ノ儀ハ爾來單ニ南校東校ト相唱候條兩校ヘノ諸達其他總テ當省ヘ御掛合有之度候也

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

明治四年七月二十四日文部省に教官たる大中少博士、大中教授、大中少正權助教が置かれた。（第一卷學校等職員關係の款參照）

明治四年七月二十九日太政官より神祇、大藏、工部、兵部、司法、宮內、外務、文部、開拓使等長官、長官無之は次官へ左の如く達せられた。（開拓使へは卿を長官、省を使に作る。）

一卿ハ　天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ紗紱セシムル爲ニ其委任ヲ受ル宰臣ニシテ總テ部事ノ繁マラサルヲ以テ己レ其責ニ任シ縱ヒ失錯アルモ己レ其譴ヲ受ケ　聖明ノ累トナス可ラサル事

但卿ヲ缺クトキハ輔其責ニ任スヘキ事

一卿ハ專ラ其部事ヲ總判スル全權ヲ有ス敢テ他部ノ權ヲ干犯スルコヲ許サス若シ事他部ニ涉ル者ハ小事ト雖モ必ス商議量定ヲ要スヘキ事

一卿部屬ノ官員ヲ選任黜陟スル勅任官ハ　上裁ニ出ルト雖モ官其人ヲ得ルハ政事ノ大典ナルニ由テ　內旨ヲ卿ニ諭シ卿奉諾シテ然ル後之ヲ任ス其奏任官ハ奏聞之上之ヲ任シ判任官ノ補闕ハ先ツ任ノ月末ニ開申スヘシ判任ト雖モ員ヲ增シ新官ヲ置クト並ニ徒以上ノ罪ヲ犯ス者トハ亦奏請　上旨ヲ取ルヘシ其黜罰ニ至テハ司法ノ典ニ備ハル爰ニ復タ論セス

一其省ニテ事例擧行ノ權ハ章程中既ニ任セラレシ者ハ一體ニ判行シ奏聞ニ及ハス附過シテ季末ニ錄上開申スヘシ章程中任セラレサル者及ヒ新創ノ事例ハ細事ト雖モ必ス奏請スヘシ其更革他部ト相涉サル者ハ亦附過開申スルノ例タルヘキ事

右之條々御委任被　仰出候事

明治四年七月三十日文部省に南校掛、東校掛、記錄課、受付課が置かれた。

明治四年八月四日左記太政官布告に依り從來大史に於て管掌して居た出版警察の事務が文部省の所管に移された。

出版免許願ノ儀是迄大史局へ差出來候處自今文部省へ可差出事

同日又太政官より文部省へ左の如く達せられた。

出版免許ノ儀是迄大史局ニ於テ取扱來候處自今於其省取扱可致事

明治四年八月十日政府全體の官制が改定せられたが、其中文部省に關するものを摘錄すれば左の如くであつた。

卿	一等	大　輔	二等	少　輔	三等
大　丞	四等	少　丞	五等		
大　錄	八等	少　錄	九等	中　錄	十等
權中錄	十一等			權少錄	十三等
大博士	二等	中博士	三等	少博士	四等
大教授	五等	中教授	六等	少教授	七等
大助教	八等	中助教	九等	少助教	十等

右の中大中少博士、大中少教授、大中少助教は學校職員である。

明治四年九月十八日太政官より文部省に對し左の如く達せられた。

其省中左ノ官被置候事

大　監　六等官　　少　監　七等官

同日又左の如き達があつた。

其省中編輯寮被置候事

但二等寮之事

右は教科書の編纂のことを掌らしめんが爲であつた。從來大學に語彙掛があり、俗譯掛があり、南校に反譯局があり、東校に醫書反譯掛があつたが是に至つて盡く之を編輯寮に收合したのであつた。

明治四年九月十八日文部省に出板檢査掛が置かれた。

明治四年九月二十八日南校掛、東校掛、記錄掛、受付課が廢止せられた。

明治四年九月二十九日文部省に教師課、會計課、職員課、記錄課、書籍課、受付課が置かれた。

明治四年九月文部省に博物局が置かれた。

此博物局は後明治六年三月博物館書籍館と共に博覽會事務局に屬することとなり、明治八年二月文部省に復するに及んで博物局の稱を廢して博物館に合した。

明治四年十一月二十五日太政官布告を以て左の如く府縣學校を總て文部省の管轄に屬せしめた。

府縣學校ノ儀自今總テ文部省管轄ニ被　仰付候條諸事同省ノ差圖ヲ受ケ可取計事

明治四年十二月(日闕)文部省は左の如く達した。

省中從前之諸課ヲ廢シ更ニ左之六課ヲ置キ候事

學務課
記錄課
職務課
用度課
書籍課
受付課

明治五年正月二十日太政官布告第十六號を以て政府全體の官制が改定せられたが、其中文部省に關するものを摘錄すれば左の如くであつた。

	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等
文部省	卿	大輔	少輔	大丞	少丞	大監	少監	大錄	權大錄	中錄	權中錄	少錄	權少錄		
	大博士	中博士	少博士	大教授	中教授	少教授	大助教	中助教	少助教						

二等編輯寮			頭	權頭	助	權助	大屬	權大屬	中屬	權中屬	少屬	權少屬		

明治五年二月十一日文部省達を以て左の如く醫務課が置かれた。

博物局天文局往復事務諸伺等當分之內書籍課ニ屬候事

本省中自今醫務課ヲ被置候事

明治五年三月二十二日太政官布告を以て左の如く出版警察事務の中兵書準刻の事務を陸海軍兩省に分屬せしめられた。

兵書出版ノ免許ノ儀陸軍海軍兩省ノ所轄ニ相成候條以來陸軍書ハ陸軍省海軍書ハ海軍省へ可願出事

明治五年八月二日太政官布告第二百十五號を以て左の如く文部省廳舍移轉のことが公示せられた。

常盤橋內元津藩邸へ文部省被移候事

明治五年八月三日職務課より學務用度二課に對し左の如く通牒した。

記錄課

日誌課

淨書課

右之通新ニ被置候事

明治五年九月三日太政官布告第二百四十六號を以て大博士以下を廢して教授助教授が置かれた。(第一卷學校等職員關係の款參照)

明治五年九月十三日左記太政官布告第二百六十二號が發せられた。

文部省中編輯寮被廢大中少督學被置候事

大督學　四等

中督學　五等

少督學　六等

同日又太政官より文部省に對し左の如く達せられた。

其省中編輯寮被廢大中少督學被置候事

大督學　四等

中督學　五等

少督學　六等

右の大中少督學は「學制」の規定に基き大學區の督學局の事務に從事せしむる爲に設けられたもので、文部本省の官吏ではなく、地方教育行政機關と見るべきものであらう。尙ほ督學が設けられて一箇月の後即ち明治五年十月十三日文

部省達第三十三號を以て第一大學區督學局が新設せられたのであつた。（教育行政機關の款、地方教育行政機關の項參照）

明治五年九月十四日文部省に於ては學制頒布に就き第一大學區大學設立掛を置いた。

明治五年十月五日文部省達を以て左の如く文書課が廢止せられた。

廢文書課候事

但從前ノ諸掛ハ自今學務課ノ所屬タルヘシ

明治五年十月八日文部省は左の如く達した。

學務課
用度課

右自今學務局用度局ト改稱課中諸掛リハ某課ト改稱相成候事

明治五年十月十日職務課より學務局、用度局、受付課、字書取調掛に對し左の如く通牒した。

從前淨書日誌兩掛被廢記錄課被置候事

教育行政の中央官廳たる文部省の外に人民教化に關することを掌る官廳として最初神祇官が置かれ、尋でこれが神祇省と改められ、明治五年三月神祇省が廢せられて教部省が設けられたことは前に序論第四章明治維新より「學制」頒布に至るまでの教育の處で述べた通であるが、明治五年十月二十五日左の如く太政官より文部省及教部省に對し兩省合併のことが達せられた。

兩省合併被仰付候事

同日又左記太政官布告第三百二十二號が發せられた。

文部教部兩省被合併候事

右の合併は實は文部省と教部省とを併合して別に新なる一省を設くるとか、或は教部省が文部省に併合の結果廢止せらるるとかいふが如き趣旨ではなく、文部省と教部省とが同一の廳舍に在り、且文部卿が教部卿を兼任するといふ意味に過ぎず、文部省も教部省も依然として獨立の省であり、文部省布達も教部省布達も別々に發せられたのであつた。兩省合併と共に文部卿大木喬任は教部卿兼任を命ぜられ、同年十一月左の達を發して居るのを見ても如上の意味が善く判る。

大木文部卿先般教部卿兼任拜命相成候處方今當省御用向別テ多端ニ付教部省之儀ハ當分宍戸教部大輔幷黒田教部少輔代理事務取扱候樣被仰出候條此旨相達候也

明治五年十月二十九日文部省は左記同省達番外を發した。

今般教部省文部省へ合併被　仰出候ニ付教部省事務之儀自今當省へ引移シ可申ノ處在來ノ建物手狹ニテ用立兼候間

營繕中來ル十一月二日ヨリ當省事務ノ儀教部省ニ於テ取扱候條詰伺届等都テ同所へ可指出候也

明治五年十月（日闕）文部省は左の如く達した。

製本掛

右當分學務局所屬タルヘキ事

明治五年十月（日闕）文部省は左の如く達した。

教科書編成掛

中小學教科書籍編成ノ爲メ右掛リ御設相成候事

明治六年二月二十七日文部省は左の如く達した。

本省中當分之内築造局相開大中學建築事務取扱候條爲心得相達候也

明治六年三月五日文部省は左の如く達した。

省中文書局ヲ置報告記錄淨書編書翻譯ノ五課ニ分候事

明治六年三月十三日各課に對する文部省達を以て左の如く教科書編成掛が編書課と改められた。

右編書課ト被改候事

教科書編成掛

明治六年三月十四日文部省は學務局中の製本掛を文書局に屬し製本課と改めた。

明治六年三月二十三日文部省は左の如く達した。

向後本省中醫務局ヲ被置候事

即ち文部省に於ては當時衞生行政の事務をも管掌して居たので、明治五年二月十一日醫務課が置かれたことは前に述べた通であるが、今回醫務局を置くこととしたのである。

明治六年三月二十八日文部省は醫學校に對して左の如く達し、當分醫務局を醫學校内に設くることとした。

本省中醫務局相設候處當分之内其校中ニ於テ一部分ヲ立局務可相辨候事

但醫務局ヨリ伺書等ハ封之上上局エ可指出候事

明治六年三月文部省に教則改正掛が置かれた。

明治六年四月三日文部省は左の如く廳舍移轉の趣を届出でた。

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　一一

當省營繕中去十一月二日ヨリ教部省ニテ事務取扱來候處營繕出來候ニ付明四日常盤橋内本省へ移轉仕候此段御屆申上候也

明治六年四月八日左記文部省達が發せられた。

當分築造局へ分課替申付候事

用度局
營繕課

明治六年四月十五日文部省達を以て左の如く職務課が職員掛と改稱せられた。

自今職員掛ト可改稱事

職務課

明治五年十一月以來師範學校に於て編輯局を置き教科書を編成しつつあつたが、明治六年五月三十一日文部省は左の如く師範學校に達し編輯局を文部省文書局編書課に合併した。

其校小學教科書編成之儀自今省中文書局編書課へ合併致候條其旨可相心得候事

明治六年六月十三日文部省は腎學校内の腎務局に對して左の如く達し腎務局を本省に移すこととした。

其局事務今後本省ニテ取扱候條此旨相達候事

追テ右書類等取纏本省へ可差出候也

明治六年六月（日闕）文部省は左の如く學區巡視事務章程を定めた。

學區巡視事務章程

今般官員ヲ派出シ各大學區ヲ巡視セシムルノ要旨ハ部内ノ情態ヲ顧ミ地方官ト示議シ勉メテ本省ノ意向ヲ奉セシムルニアリ宜シク督勵誘告スルヲ以テ其任トナスヘシ

一巡視官員ハ直ニ其地ノ政廳ニ到リ派出ノ趣意ヲ述ヘ興學施設ノ實際ニ就テ其得失ヲ察シ學制ノ趣意ニ悖ルモノアラハコレヲ論議改正スルノ權アルヘシ

一巡視中歷檢スル所學事ノ景況各地ノ優劣進否等ヲ考ヘコレヲ其簿冊ニ詳記ス可シ

一巡視中學務專任及ヒ學區取締等ヲ集メ土地ノ情態ニ從ヒ學事更張ノ方法ヲ審案スルコアル可シ本省ノ意向ヲ奉スス或ハ其任ニ適セサル者アラハ之ヲ地方官ニ議シ其職ヲ免シ新ニ撰任セシムヘシ

一委托金ノ遣拂ニ於テ偏重ノ處分アラハ之ヲ督責シテ普及ナラシム可シ

但地方ニヨリ止ヲ得サル事故アルモノハ之ヲ詳明シテ本省ニ開申ス可シ

一諸學校寄附金等ノ數目遣拂ノ方法ヲ檢視シ其當ヲ得セシムルヤウ注意スヘシ

一巡視中學事ニ付其地ノ政廳ヨリ伺或ハ請問スルモノアラハ學制ノ程内ニ在ル條件又ハ成規ニ出サル等ノ事ハ先之ヲ專決シテ然後之ヲ開申スヘシ

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　一三

但違制ノ事件ハ此限ニアラス

一巡視中向後督學局幷ニ諸學校ヲ設クヘキ地位ヲ鑑定シコレヲ他日ノ考索ニ供スヘシ

一目今教員闕乏之カ爲メ興學ノ妨碍ヲナスモノアラハ地方官ニ示議シテ便宜ノ處分ヲナス可シ

一公私諸學校ノ内至重ナル者ヲ巡監シ其教則政治倫理ニ害ナキヤ否ヲ察ス可シ

但シ附屬官員ハ官長ノ指令ニ因リ別ニ公私學校ヲ巡監スルコアル可シ

一巡視中地方ニヨリ小學ヲ保護スルノ費用分賦稅ヲ收メシメ受業料ヲ減スルト專ラ受業料ヲ取リ分賦稅ヲ輕クスルト其得失如何ヲ洞悉スヘシ

一公私學校設置ノ地位卑濕狹隘空氣ノ流暢ヲ妨ケ其健康ニ害アル者ノ如キハ他ニ轉移スル便宜ヲ得セシムルノ方法ヲ示議スヘシ

一小學普及ノ目的ハ學校ノ多キニ在ラスシテ就學ノ多キニ在レハ地方ノ力ヲ協セ冗費ヲ省キ學資ヲシテ融通ナラシムルニ非レハ良教員ヲ得ス良教員ヲ得サレハ從テ學則整ハス故ニ土地ノ情態ニ由リ人口ノ疎密ヲ計リ聯區ヲ設ケ勉メテ保護ノ勢力ヲ增サシムルノ說諭緊要タル可シ

但聯區大ニ過レハ民家ト學校ト遠隔スルノ弊アリ宜シク注意スヘシ

一巡視中ノ事件ハ細大トナク詳記開申スヘシ

巡視之心得

一教育大體ノ說諭

一教育ノ奢手

一學區割方ノ摸樣

一夜學校ノ設ノ事

一學區取締ヲ置クノ方法

一小學普及ノ目的

一現今小學設立ノ方法

一學校所用ノ書目如何

一貧民ヲ就學セシムルノ目的

一正則變則ノ辨別

一師範學校設立ノ地位

一寄附金積金等ノ有無及ヒ遣方

一人民學資取立ノ方及ヒ課金等ノ方法

一地方教員ノ摸樣

一各地方進學ノ情實

一現今中學ニ入ル可キ生徒ノ有無

一中學ニ入ル可キ生徒之レアラハ中學ヲ設立スル方法如何

一從前官費御雇外國教師之レアル學校ノ得失

一學事施行ニ付現今ノ難易

一學制中ノ件々施設ノ當否
一扶助金配當ノ方法如何
　總人口ニ平均スルカ又ハ生徒年齢ヲ限リ其多寡ニ據ルカ
一西潟少丞出張第七大學區本部宮城縣下ニ他日農業學校設置ノ位地方法等地方ニ協議置有之事
一府縣雇入ノ外國教師ハ滿期ニ限リ成丈ケ放歸セシメ候樣相示シ置事
一壬申九月以前ノ學資大藏省ヨリ未受取幷ニ十月以後ニ流レ込候分共有無
一神官僧侶開設スル學校教則ノ是非
一中小教院ノ小學建設ニ關係セル事件

明治六年七月三日文部省は同省布達第九十五號を以て各大學區合併督學局を當分同省内に設け、各大學區の學務を掌らしめた。（地方教育行政機關の項參照）

明治六年七月四日左記文部省達が發せられた。

今般文書局廢止今後右事務於學務局可取扱事

明治六年八月十二日太政官布告第二百九十六號を以て左の如く大少監を廢止し、從來の大中少督學の外に大中少視學及大中少書記が置かれ、又教員の等次學位の稱號が改定せられた。新設の大中少視學は前に大中少督學に就て述べたと同じく大學區の事務に從事せしめんとするものであつて文部本省の官吏ではなく地方教育行政機關と見るべきものであらう。

文部省職員中大少監ヲ廢シ更ニ大中少視學書記ヲ置キ且教員ノ等次學位ノ稱號等別表ノ通改定候條此旨布告候事

明治六年八月十二日改定

文部省官等表														
一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等
卿	大輔	少輔	大丞	少丞										
			大督學	中督學	少督學									
						大 錄	權大錄	中 錄	權中錄	少 錄	權少錄			
												大視學	中視學	少視學
												大書記	中書記	少書記

教員等表									
奏任ヲ以テ之ヲ接待ス					判任ヲ以テ之ヲ接待ス				
大學	一等教授	二等教授	三等教授	四等教授	五等教授	以上五等月給四百圓以下百圓マテヲ與フ			
中學					一等教諭	二等教諭	三等教諭	四等教諭	五等教諭
					一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導
小學									

以上五等月給百圓以下三十圓マテヲ與フ

以下五等月給三拾圓以下拾圓マテヲ與フ

博士學位稱號分テ三等トス

博士學士得業士

明治六年八月文部省に於ては屢米國人ダビツド・モーレーを以て督務官として學事を諮詢することとした。

明治六年九月十五日左記文部省達が發せられた。

自今準刻課ト可改稱事

明治六年九月二十九日文部省は左の如く達した。

右二局相廢候事

書器課　用度局　築造局　教師課　生徒課

自今學校課へ合併候事

自今編書課へ合併候事

自今會計課ト相改候事

自今附屬書記ト相改候事

自今記錄課へ合併候事

同日又文部省は局課に對して左の如く達した。

自今左ノ通相改候事

學務局

醫務局

製本課　出庶支務課　職員掛　淨書課

書記課　納給課　掛　付課

右二局ノ下八課ヲ置ク

學校課
會計課
報告課
記錄課
營繕課
編書課
飜譯課
準刻課

明治六年十二月十八日飜譯課が廢止せられ、編書課に合併せられた。

明治七年一月十五日文部省に於ては督務詰所を置いた。

明治七年一月二十四日文部省は左の如く達した。

會計課へ合併候事

營繕課

其課へ營繕課合併候事

明治七年二月四日文部省は左の如く達した。

右廢止候事

會計課

天文局

編書課

天文局ニテ取扱來候製曆事務自今於其課可取扱事

曩に明治五年十月十三日文部省布達第三十三號を以て第一大學區督學局が設けられ、次で明治六年七月三日文部省達第九十五號を以て文部省内に各大學區合併督學局が設けられたが、これは大學區内の學務を掌る地方教育行政機關と見るべきものであつた。（地方教育行政機關の項參照）然るに明治七年四月十二日文部省達を以て左の如く合併督學局が一局に併合せられ督學局として文部省の外局の如きものとなり、各大學區の監督機關即ち地方教育行政機關たるの性質を失ふこととなつた。從て從來合併督學局の事務に從事して居た督學其他の官吏も自然文部本省の官吏となつた譯である。

第一大學區督學局
第二同
第三同

第四同
第五同
第六同
第七同

右一局ニ合併事務取扱可致事

明治七年四月十三日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局職制及事務章程が假定せられた。

其局ノ儀今般改正ニ付テハ別冊職制及事務章程相渡候間假定ノ心得ヲ以テ施行可致候事

督學局職制及事務章程

職　制

大督學　一人　　中督學　一人　　少督學　一人

第一　文部卿ノ意向ヲ奉シ各大學區ノ學事ヲ監督ス

第二　文部卿ノ命ニ依リ臨時大學區内ヲ巡回シ實況ニ付キ學制ニ照査シテ諸學事ヲ督勵ス

第三　官立諸學校ノ教員ヲ監察シ其臧否ヲ具狀ス

第四　諸學校學科教則ノ得失ヲ考ヘ之ヲ具狀ス

第五　視學以下ノ進退ハ文部卿之ヲ命スト雖トモ其能否ヲ監別シ其黜陟ヲ具狀スルノ權ヲ有ス

第六　所管ノ月報考課狀ヲ檢閲シ文部卿ニ呈ス

第七　文部省ノ例規定則ニ準據スル事項ニ於テハ地方官及ヒ諸學校ニ對シ推問照會督促スルノ權ヲ有ス

大視學　一人　　中視學　一人　　少視學　一人

第一　文部卿ノ指令ヲ以テ大學區内ヲ巡視シ其學事ヲ查察シ之ヲ督學ニ報陳ス

第二　處務ヲ督學ニ承テ諸般ノ事ヲ掌ル

大書記　一人　　中書記　一人　　少書記　一人

第一　受付往復簿記ノ事ヲ掌ル

事務章程

第一條　學區内ノ諸學校ヲ監察シ人民ノ就學ヲ督勵スル事

第二條　地方官ノ教育事務注念ノ精粗及其教育施行上ノ得失等ヲ熟察勘別シ之ヲ文部卿ニ具陳辨了スル事

第三條　地方學事ノ處分ト教育ノ方法トヲ監察シ學制ニ違ヒ規則ニ悖ルモノハ其改正ヲ協議スル事

第四條　官立學校ノ諸員及地方學務擔任ノ吏員ヲ監督スル事

第五條　官立學校及師範學校等ニ於テ教員又ハ生徒ノ大試問アルトキ或ハ博士學士得業士ノ學位ヲ與フルタメ試業アルトキハ文部卿ノ命ニ依テ臨時出席シ其試驗ノ實況ヲ督察シ之ヲ具陳スル事

第六條　地方學務專任及學區取締等ノ臧否ヲ監別シテ其地方官ニ注意報問スル事

第七條　局中ノ月給俸給旅費其他買辨物品等ノ代價及修繕ノ經費ニ至ルマテ一切ノ計算ハ共分類ヲ詳悉シ文部省及大藏省ノ規則ニ照準シ簿册ヲ作リ表ヲ制シ例規ヲ以テ上申スヘシ

第八條　督學ヨリ地方官及諸學校等ヘ推問照會督促報知スルモノハ其大旨ヲ記載シ毎一箇月ノ末文部省ヘ開申スル

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

事

第九條　學區內學事ノ進否學齡就學者ノ多寡諸學校受業料ノ多少及有無諸學校ノ位置官公私ノ分別等監察スルモノハ細大トナク毎年四月中詳記シ或ハ表ヲ制シ申報スヘシ

以下數條ハ皆文部卿ノ議判斷決ニ由ルモノニメ其權限規程ハ職制ニ在テ確定セル所ト雖トモ督學常ニ之ヲ督察シテ其意見ヲ上陳スルモノトス

第三章

第一條　官金ヲ以テ學校ヲ創建シ或ハ廢置分合スヘキ事件

第二條　學制及文部省定ムル所ノ規則中實際ニ於テ恰當セサル條項ヲ改正スヘキ事件

第三條　官立諸學校教則校則舍則等ヲ正定變更スヘキ事件

第四條　官金ヲ以テ地方官或ハ學務專任學區取締及諸學校ノ教員生徒ニ格別ノ賞譽ヲ與フヘキ事件

第五條　師範學校卒業生徒ヲ派遣シ之ヲ進退スヘキ事件

第六條　地方教員委托金ノ遣拂偏重アルモノ及ヒ人民ノ課金等其處分允當ナラサルモノヲ改正スル事件

第七條　諸學校ノ便害得失ヲ計リ或ハ廢立分合セシメ或ハ其教員ヲシテ進退黜陟セシメンコトヲ地方長官ニ示告スヘキ事件

明治七年四月二十四日督學局に庶務掛が置かれた。

明治七年五月二十日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程中に改正が行はれた。

其局事務章程第八條毎一箇月ノ末ノ六字翌月初旬ト相改候條此旨相達候事

明治七年六月七日左の如く督學局處務規則が定められた。

督學局處務規則

官ニ職制アリ以テ其權ヲ限リ務ニ章程アリ以テ其事ヲ定ム其職制ニ據リ其章程ニ考ヘ以テ一切ノ事務ヲ處分ス處務ノ際又其順叙ヲ詳ニセサルヘカラス是此規則ヲ設ケ以テ疎漏錯誤ノ弊ヲ未然ニ防ク所ナリ

第一章　文部省ト本局ト離ルヘカラサル所以

一全國ノ學事ハ文部卿ノ一身ヲ以テ之ヲ統括スルモノトス然レトモ土壤ノ廣キ學校ノ多キ躬親カラ地方教育ノ實況ヲ檢シ其利害得失ヲ鑑別スヘキニ非ス是レ則本局ノ設ケアル所以ニシテ教育事務中監察督勵ノ責ヲ分任スルモノナリ故ニ本局ノ文部省ニ於ル一日モ隔離スヘカラス一事モ背馳スヘカラサルモノトス

第二章　視學以下各主任ヲ定メ以テ其事務ヲ措畫スル事

一一局ノ事務固ヨリ其課ヲ分ツヘキニ非ス然リト雖モ地ニ學區アリ府縣相同シカラス若シ之ヲ混淆シテ部分セサル庶務錯雜ノ弊ナキヲ保ツ能ハス是ヲ以テ學區ノ別ニ依リ視學書記ヲシテ各專掌主任スル所アラシム故ニ一大學區ニ止ムル事項及ヒ其區內府縣書類ノ如キ亦從テ七大學區ニ分轄セサルヘカラス

第三章　視學官文書取扱心得

一視學ノ公文ヲ勘査シ及ヒ意見ヲ附スルヤ其事固ヨリ多端其情固ヨリ萬千ナリト雖モ概スルニ左ノ三項ニ過キス

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　二五

第一　新ニ議案ヲ起シ本省ニ上申スルモノ

第二　各地方ヨリ上申スル文書ノ本省ヨリ回付セル者學制例規等ニ戻リ或ハ文部卿ノ意向ニ違フト認ムルニ於テハ本省指令ノ有無ヲ顧ミス其由ヲ具シテ更ニ上陳スルモノ

第三　諸學校及各府縣ノ文書中疑義アルカ或ハ分明ナラサルハ督學ノ名ヲ以テ推問照會シ幷ニ遲滯期限ヲ誤ル類ヲ督促スルモノ

右三項凡意見ヲ附シ文案ヲ作ルニ當テハ之ニ關渉スル諸公布幷ニ成規定例指令文等ヲ歷案シ牴觸矛盾ノ事アキヲ要スヘシ其文書取扱ノ順叙ハ具ニ第四章第一項ニ示ス

第四章　議ヲ建テ案ヲ起シ同僚ノ意見ヲ諮詢シ局長ノ檢閱ヲ請フ順叙

一本局發議ノ文案及ヒ本省ヨリ廻付スル所ノ府縣願伺届等ハ其專任ノ視學ニ在テ學制及諸規則ニ照シ勘查ヲ遂ケ文部卿決裁ノ有無ヲ問ハス審ニ之ヲ查覈シ若シ其事理ノ成規ニ戻ルモノアルカ如キハ其所以ノ案ヲ草シ事各區ニ涉ルハ之ヲ各主任ニ諮詢シ而シテ其事由ト番號トヲ件銘簿ニ記入シ受領立案謄寫等ノ線中ニ調印シ局長ニ出シ局長落手ノモノハ檢閱線中調印ヲ乞フヲ法トス其立案書式左ノ如シ

但其廻付セル所ノ書類本局須用ノ事件ニシテ本省ニ返却スヘキモノハ先ツ謄寫シテ後局長ニ出スヲ例トス其書體ハ皆眞片假名ヲ用ヒ蕪雜讀了シ難キノ弊ナカルヘシ

（書式略）

同年十月四日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局職制及事務章程幷學監事務取扱規則が定められた。

別冊督學局職制及事務章程幷學監事務取扱規則相渡候事

督學局職制及事務章程

職　制

大督學　　中督學　　少督學

第一　文部卿ノ意向ヲ奉シ各大學區ノ學事ヲ監督ス

第二　學監ノ事務ニ關渉シ意見ヲ陳述スルヲ得

第三　文部卿ノ命ニ依リ臨時大學區内ヲ巡回シ實況ニ附キ學制ニ照査シテ諸學校ヲ督勵ス

第四　官立學校ノ教員ヲ監察シ其臧否ヲ具狀スルヲ得

第五　諸學校學科教則ノ得失ヲ考ヘ之ヲ具狀スルヲ得

第六　視學以下ノ進退ハ文部卿之ヲ命スト雖トモ其能否ヲ監別シ其黜陟ヲ具狀スルノ權ヲ有ス

第七　所管ノ月報考課狀ヲ檢閱シ文部卿ニ呈ス

第八　文部省ノ例規定則ニ準據スル事項ニ於テハ地方官及ヒ諸學校ニ對シ推問照會督促スルノ權ヲ有ス

大視學　　中視學　　少視學

第一　文部卿ノ指令ヲ以テ大學區内ヲ巡視シ其學事ヲ查察シ之ヲ督學ニ報陳ス

第二　處務ヲ督學ニ承ケ諸般ノ事ヲ分掌ス

大書記　　中書記　　少書記

第一　受付往復簿記ノ事ヲ分掌ス

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　二七

第二編　本　論

事務章程

第一條　學區內ノ諸學校ヲ監察シ人民ノ就學ヲ督勵スルコト教育ヲシテ普及ナラシムルコト

第二條　學事ニ就テハ地方官ノ教育事務注念ノ精粗及地方教育施行上ノ得失等ヲ熟察勘別シ之ヲ文部卿ニ具陳辨了スルコト

第三條　官立學校ノ諸員及地方學務擔任ノ吏員ヲ監督スルコト

第四條　官立學校及師範學校等ニ於テ教員又ハ生徒ノ大試問アルトキ或ハ博士學士得業士ノ學位ヲ與ルタメ試業アルトキハ文部卿ノ命ニ依テ臨席シ其試驗ノ實況ヲ督察シ之ヲ具陳スル事

第五條　地方學務專任及學區取締等ノ臧否ヲ監別シテ其地方官ニ注意報聞スルコト

第六條　局中ノ月給俸給旅費其他買辨物品等ノ代價及修繕ノ經費ニ至ルマテ一切ノ計算ハ其分類ヲ詳悉シ文部省及大藏省ノ規則ニ照準シ簿冊ヲ作リ表ヲ製シ例規ヲ以テ上申スヘシ

第七條　督學ヨリ地方官及諸學校等ヘ推問照會督促報告スルモノハ其大旨ヲ記載シ每一箇月ノ末文部省ヘ開申スル事

第八條　學區內學事ノ進否學齡就學者ノ多寡諸學校受業料ノ多少及有無諸學校ノ位置官公私ノ分別等監察スルモノハ細大トナク每年四月中詳記シ或ハ表ヲ製シ申報スヘシ

以下數條ハ皆文部卿ノ議判斷決ニ由ルモノニシテ其權限規程ハ職制ニ在テ確定セル所ト雖トモ督學常ニ之ヲ督察シテ其意見ヲ上陳論議スルモノトス

第三章

第一條　官金ヲ以テ學校ヲ創建シ或ハ廢置分合スヘキ事件

第二條　學制及文部省定ムル所ノ規則中實際ニ於テ恰當セサル條項ヲ改正スヘキ事件

第三條　官立諸學校教則校則舍則等ヲ正定變更スヘキ事件

第四條　官金ヲ以テ地方官或ハ學務專任學區取締及諸學校ノ教員生徒ニ賞譽ヲ與フヘキ事件

第五條　師範學校卒業生徒ヲ派遣シ及之ヲ進退スヘキ事件

第六條　地方教育委托金ノ遣拂偏重アルモノ及人民ノ課金等其處分允當ナラサルモノヲ改正スル事件

第七條　諸學校ノ便害得失ヲ計リ或ハ廢立分合セシメ或ハ其教員ヲシテ進退黜陟セシメンコトヲ地方官ニ示告スヘキ事件

學監事務取扱規則

第一　學制ノ改定及當省幷直轄諸學校雇入外國人教師進退及外國人往復書類直轄諸學校教則舍則教科書正定及直轄諸學校試驗ノ方法及年報書幷統計表之體裁及海外留學生事務等ハ諸課立案ノ上悉ク督學局ヘ出スヲ例トス學監之ヲ檢查可否シテ督學ノ意見ヲ添長官或ハ學務課ニ出スヘシ

但此數件ノ書類本局ニ來レハ其意見ヲ聞キ立案ノ旨趣ヲ可トスルトキハ學監督學ト共ニ其印ヲ捺シテ長官ニ出ス若シ學監別ニ意見アルトキハ其口示ヲ受ケ之ヲ錄シテ學務課ニ出スヘク尙又學監ノ意見事理盤錯長文ニ渉ルトキハ學監自ラ其意見ヲ記シ附屬官之ヲ翻譯シテ督學ノ印ヲ添ヘ學務課ニ出スヲ法トス

第二　學監ハ臨時吏員ヲ伴ヒ文部省直轄ノ各學校ヲ巡察シ教員ノ學力品行生徒學力ノ進否ヲ檢查シ學校管理ノ方法及ヒ授教ノ學科等ニ付其意見ヲ陳ヘ或ハ巡察シタル學校ノ景況ヲ當省ヘ申報シ其將來盛旺ニ進ムヘキ方策ヲ建議

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

スヘシ

第三　學監ヲシテ本邦教育ノ事務ニ熟通セシメン爲當省布達書報告雜誌等ヲ始メ其他何書類ヲ問ハス總シテ學監ニ緊要タルヘキ書類ハ悉ク其閲覽ニ供シ反譯シ否ラサレハ其要略ヲ撮譯シテ同官ニ通スヘシ而シテ學監ハ外國書類ヨリ教育上ニ關シ緊要ナル事件ヲ得ルトキハ之ヲ撮抄シテ當省ヘ出スコト其職務内タルヘケレハ當省ニテ得ラルヘキ書籍新聞紙類ハ同官ノ閲覽自由タルヘシ

但諸學校監督及ヒ教育事務ニ付其意見ヲ陳スルカ或ハ文部卿以下官吏ノ質問ニ對スルカ如キハ固ヨリ其責タルヘシ

明治七年六月十日左の如く學區監視條例が定められた。

總　則

督視學巡回ノ旨趣ハ各地方學事ノ優劣ヲ察シ施爲之良否ヲ視文部卿布ク所ノ法令規則ニ照ラシ興學ノ本意ニ悖ラサルヤ否ヲ知リ其布ク所ノ者モ亦果シテ實際ニ行ハルヽヤ且其人情ニ適スルヤ否ヲ審ニシ詳記細錄文部卿ノ考索ニ供スルニアルノミ書中掲クル所ハ特ニ其概旨ヲ示スモノニシテ目力ノ及フ處大ニシテハ縣官注意ノ深淺小ニシテハ生徒ノ學力教員ノ能否勤惰各校位置ノ善惡ヨリ凡以害ヲナスヘキモノト益アルモノト一トシテ視察セサルナキナリ學事ノ進歩ニ應シ其方法亦自ラ變更ナキ能ハスト雖モ現今ノ形況ニ就キ此規則ヲ定メ以テ督視學巡回事務ノ程限ヲ表示ス

督學巡回規則

第一條　督學ノ學區ヲ巡回スルニ當リ學務一切ノ事件ニ付テハ監察督勵ノ權ヲ行フト雖トモ地方教育事務官ノ權限ニ牴觸シ其事業ニ妨害アル等ノ事アルヘカラス

第二條　學制ニ定ル處及文部卿ノ布令等果シテ實際ニ行ハルヽヤ土地人情ニ適スルヤ否ヲ察シ若其或ハ行ハレサル者アリ適當セサル者アラハ何等ノ情故ニヨルヲ探討詳悉スルヲ要ス

第三條　其巡回ノ例規ハ視學書記各一名ヲシテ隨行セシムルヲ常トスト雖トモ時ニ便宜ニ依リ簡易單行スルアルヘシ

第四條　事務ノ便宜ニヨリテハ自ラ一地方ニ留リ視學ヲシテ近傍學校ヲ視察セシムルコトアルヘシ

第五條　巡回セントスル諸縣ニハ先其期ヲ示シ豫メ須要ノ事件ヲ調査セシメ事務稽滯ノ弊ナキヲ要ス

第六條　巡回ノ次序彼是前後ハ其適宜ニ任スト雖モ先ツ其地方廳ニ至リ現今施行ノ形情將來著手ノ目的等ヲ知リ而シテ其管内諸學校ヲ監視スルヲ例トス

第七條　諸學校（私塾家塾ニ至ル）悉ク監視セサルコトナシト雖モ時宜ニヨリ重要ナル學校數所ニ臨ミ其他ヲ略スルコトアルヘシ

但扶助金ヲ配當セサル私學等ニ於テ其巡視ヲ好マサレハ强テ之レヲ見ルヲ要セス

第八條　諸學校巡回ハ路程ノ便ヲ計リ遲留延滯ノ弊ナキヲ旨トス

第九條　學資金ノ出納ハ皆地方官ニ委スルト雖モ其支消ノ方法宜キヲ失フカ如キハ教育上第一ノ弊害タルヲ以テ詳ニ監察セサルヘカラス然レトモ之レニ改正ヲ命スルハ文部卿ノ指示ヲ待ヘシ其協議ヲ遂ケ意味ヲ陳スルハ妨ケナシトス

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

第十條　學區取締及ヒ教員生徒等ニ賞譽ヲ與ヘ或ハ之ヲ罰スル等地方官擔任ノ事務ニシテ其意見ニ委スル者ト雖モ各地方甚差等アルヲ認ルニ於テハ彼是軒輊ノ狀ヲ論議陳辯スヘシ

第十一條　學區取締學校教員等ノ勤怠緘否ヲ監別シテ地方官ニ報知スヘシ其最差置キ難キ者ノ如キハ斟酌ノ意見ヲ陳スルモ妨ケナシトス

第十二條　學資賦課ノ方法ハ地方官適宜ノ處分ニ任スト雖トモ其不當ノ處分ト認ルニ於テハ意見ヲ陳辯スルヲ得ヘシ而シテ具サニ之ヲ文部卿ニ報聞ス

第十三條　官立諸學校ノ教則校則等改正スヘキモノハ監察シテ以テ文部卿ノ考索ニ供スルヲ例トスト雖モ其事ノ瑣末ニシテ全部ニ關セサルカ或ハ利害得失ノ目下ニ迫ル如キハ先ツ其校長ニ協議シ改正ノ方法ヲ求メシムルモ妨ケナシトス

第十四條　巡回ノ經歷ハ時々本省ニ報知スヘシ

視學巡回規則

第一條　學區ヲ巡回スルニ當リテハ殊ニ其職權ヲ守リ各地方教育事務官ノ權限ニ牴觸シ其事業ヲ妨ル等ノ事ナキヲ旨トス

第二條　巡回中諸般ノ事項ニ於テ專斷自決ノ權アルナシ故ニ歷檢スル處ノ實況ヲ簿記シ又地方官或ハ學區取締等ト問答ノ事アラハ獨リ彼ノ議論ヲ記スルノミナラス自ラ其應答セシ處ノ言語ヲ併セテ詳悉具載歸局ノ日ヲ以テ之ヲ督學ニ出ス其遽ニ改正スヘキモノ及督促スヘキモノヽ如キ臨時督學ニ具狀スルヲ例トス

第三條　各地方廳ニ就テハ教育事務ノ形情ヲ察シ各學校ニ就テハ學區取締ノ處分學事ノ狀況教授ノ方法教員ノ緘否ト生徒ノ進否トヲ考査シ實蹟ヲ證引シ詳悉記載スヘシ

第四條　委托金幷獻金寄附金ノ遣拂及積金等ノ處分ニ於テ前ニ開申セルモノト異ナルコトナキヤ否ヤヲ査覈シ差異アル者アレハ其事由ヲ尋問シテ之ヲ簿記スヘシ

第五條　巡視官員ハ先ツ其地方廳ニ至リ管內學事ノ景況及其處務ノ方法等ヲ聞キ次ニ學區取締ニ報知シテ巡回ノ順路ヲ定メ遲留延滯ノ弊ナキヲ要ス

第六條　公私諸學校教則校則等既ニ允裁ヲ經タルモノト其實際ニ施行セルモノト徑庭齟齬スルモノアレハ詳ニ其事由ヲ尋問シテ簿記スヘシ

第七條　凡教則校則或ハ諸學事ニ於テ地方ノ官吏及教員等ヨリ質問スルモノアラハ詳ニ之レヲ說明スヘシト雖モ若自ラ疑ヒアルモノハ毫モ臆說アルヘカラス

第八條　凡諸學校ノ教則校則等不可ナルモノアルニ當テハ學區取締ニ向テ詳ニ說論辯明スヘシ

第九條　各地方教育ノ隆ナラス學校ノ興ラサルモノハ擔保ノ官吏其責ヲ怠ルニ由ルヲ以テ能ク學制ノ趣意ヲ說明シ興隆ノ緖ニ就シムルヲ要スト雖トモ直チニ著手スルヲ強ユヘカラス而シテ其情態ヲ詳記シ督學ニ具陳スヘシ

第十條　學校ノ位置卑濕狹隘空氣ノ流暢ヲ妨ケ健康ニ害アルモノヽ如キハ漸ニ移轉等ノ目的ヲ立ツヘキコトヲ說論スヘシ

第十一條　各學校教員生徒ノ數分課等級之目及男女ノ別等詳悉詳載スヘシ

第十二條　未タ開學ノ許可ヲ經スト雖モ假ニ教場ヲ設ケ假ニ教則校則等ヲ立ルモノハ其概略ヲ簿記スヘシ

第十三條　一縣ノ巡回ヲ畢ル毎ニ其視察ノ要領ヲ抄錄シテ督學ニ報知スヘシ

明治七年九月十五日文部省は督務詰所に對して左の如く達した。

其詰所自今督務局ト相改事務取扱規則別紙之通相定候條此旨相達候事

同日文部省は各官立學校（東京長崎醫學校を除く）に對して左の如く達した。

督務詰所自今督務局ト相改事務取扱規則別紙之通相定候條此旨爲心得相達候事

事務取扱規則

第一　學制ノ改定及當省幷直轄諸學校雇入外國教師進退及外國人往復書類直轄諸學校教則校則舍則教科書正定及直轄諸學校試驗方法及年報書幷統計表ノ體裁及海外留學生事務等ハ諸課立案ノ上悉ク督務局ニ出スヲ例トス督務局ハ之ヲ檢査可否シテ長官或ハ學務局ニ出スヘシ但此數件ノ書類本局ニ來レハ附屬官之ヲ譯シ督務官ニ示シ其意見ヲ聞キ立案ノ旨趣ヲ可トスルトキハ督務官其印ヲ捺シテ長官ニ出ス若シ督務官別ニ意見アルトキハ其口示ヲ受ケ之ヲ錄シテ學務局ニ出スヘク尚又督務官ノ意見事理盤錯長文ニ涉ルトキハ督務官自ラ其意見ヲ記シ附屬官之ヲ翻譯シテ學務局ニ出スヲ法トス

第二　督務官ハ臨時吏員ヲ伴ヒ文部省直轄ノ各學ヲ巡察シ教員ノ學力品行生徒學力ノ進否ヲ檢査シ學校管理ノ方法及授教ノ學科等ニ付其意見ヲ陳ヘ或ハ巡察シタル學校ノ景況ヲ當省ヘ申報シ其將來盛旺ニ進ムヘキ方策ヲ建議スヘシ

第三　督務官ヲシテ本邦教育ノ事務ニ熟通セシメンカタメ當省布達達書報告雜誌等ヲ始メ其他何書類ヲ問ハス總シテ督務官ニ緊要タルヘキ書類ハ悉ク同官ノ閱覽ニ供シ反譯ヲ要ストキハ之ヲ反譯シ否ラサレハ其要略ヲ撮譯シテ同官ニ通スヘシ而シテ督務官ハ外國書類ヨリ教育上ニ關シ緊要ナル事件ヲ得ルトキハ之ヲ撮抄シテ當省ヘ出スコト其職務內タルヘケレハ當省ニテ得ラルヘキ書籍新聞紙類ハ同官ノ閱覽自由タルヘシ

但シ諸學校監督及ヒ教育事務ニ付其意見ヲ陳スルカ或ハ文部卿以下官吏ノ質問ニ對スルカ如キハ固ヨリ其責タルヘシ

明治七年九月十九日各局課に對する文部省達を以て左の如く學務局が廢止せられた。

學務局被廢候事

同日各局課に對する文部省達を以て左の如く學校課が學務課に改められた。

學校課自今學務課ト改稱候事

同日各局課に對する文部省達を以て左の如く記錄課を廢し受付掛が置かれた。

記錄課被廢更ニ受付掛被置候事

同日又各局課に對する左記文部省達が發せられた。

是迄記錄課ニ於テ取扱候書類ハ自今各局課ニ於テ收綴可致候事

明治七年九月三十日各局課直轄諸學校に對する文部省達を以て左の如く督務局が督學局に合併せられた。

督務局自今督學局へ合併候條此旨爲心得相達候也

明治七年十月四日督務官が學監と改められた。之に關する各局課に對する文部省達は左の如くである。

督務官之儀學監ト相改候條此旨相達候事

右は督務局が督學局に合併せられた結果である。

明治七年十月三十一日各局課に對する文部省達を以て左の如く編書課が廢止せられた。

編書課被廢候事

同日文部省は報告課に對し左の如く達し

臨時編製之書類ハ其課ニ於テ可取扱事

更に左の如く達した。

是迄編書課ニ於テ著手有之候事業於其課處分可致事

明治七年十一月十三日文部省は史官に對し左の如く通牒した。

當省內管ノ事務大分シテ三課トナシ每課長ヲ置キ專其一部調理ノ責ニ任セシメ候ニ付テハ從前大少丞ニ於テ調理致シ來リ候省中ノ諸務自今別紙分課ヲ以テ擔任可致ニ付御推問等ノ事ハ類ニ因リ其課長ヘ御照會有之度尤現場醫務幷ニ準刻等ノ儀モ尙內管ノ部分ニテ局長課長ヲ置キ擔任爲致候條右三課同樣御認有之度存候仍テ別紙相添此段及御通知置候也

學務課

學校教師生徒等ニ關スル一切ノ事務ヲ司掌シ幷ニ之ニ屬スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ擔任ス

報告課

省務ニ關スル一切ノ報告臨時編書ノ業雜誌刊行等ノ事ヲ司掌シ幷ニ之ニ屬スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ擔任ス

會計課

省中一切ノ財務及ヒ外管各部ノ出納ヲ查覈司掌シ幷ニ之ニ屬スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ擔任ス

醫務局

衞生ニ關スル事務ヲ司掌シ幷ニ之ニ屬スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ擔任ス

準刻課

出版準允ノ事務ヲ司掌シ之ニ屬スル簿書整頓保全ノ事ヲ擔任ス

明治七年十一月十七日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局職制及事務章程幷學監事務取扱規則が改正せられた。

督學局職制及事務章程幷學監事務取扱規則別紙之通更革候條此旨相達候事

督學局職制及事務章程

職　制

大督學　　中督學　　少督學

第一　文部卿ノ意向ヲ奉シ各大學區ノ學事ヲ監督ス

第二　局中ノ庶務ヲ總理シ視學以下ノ事務ヲ分掌セシム

第三　學監ノ事務ニ關渉シ意見ヲ陳述スルヲ得

第四　文部卿ノ命ニ依リ臨時大學區ヲ巡視ス

第五　實況ヲ徵引シ文部卿ニ對シテ制規條例ノ得失ヲ論辯スルヲ得

第六　官立學校ノ諸員及地方官學務吏員學區取締等勤怠ヲ鑑別シ其贓否ヲ具狀スルヲ得

第七　諸學校學科教則ノ得失ヲ監査シ之ヲ具狀スルヲ得

第八　視學以下ノ進退ハ文部卿之ヲ命スト雖モ其能否ヲ鑑別シ其黜陟ヲ具狀スルノ權ヲ有ス

第九　文部省ノ例規定則ニ準據スル事項ニ於テハ地方官及諸學校ニ對シ推問照會督促スルノ權ヲ有ス

大視學　　中視學　　少視學

第一　文部卿ノ指令ヲ以テ大學區内ヲ巡視シ其學事ヲ査察シ是ヲ督學ニ報陳ス

第二　處務ヲ督學ニ承テ諸般ノ事ヲ分掌ス

大書記　　中書記　　少書記

第一　受付往復簿記ノ事ヲ分掌ス

事務章程

第一條　人民ノ就學ヲ督勵シ教育ヲシテ普及ナラシムルコト

第二條　地方官ノ教育事務注念ノ精粗及其施行上ノ得失ヲ査察シ之ヲ文部卿ニ具陳スルコト

第三條　地方學事ノ處分ニ於テ制規條例ニ戻ル者ハ地方官ニ協議改正セシムヘキコト

第四條　官立學校等ニ於テ教員又ハ生徒ノ大試問アルトキ或ハ博士學士得業士ノ學位ヲ與ルタメ試業アルトキハ文部卿ノ命ニ依テ臨席シ其試驗ノ實況ヲ督察シ之ヲ具陳スル事

第五條　地方學務吏員及學區取締等ノ臧否ヲ鑑別シテ其地方官ニ注意報聞スル事

第六條　局中ノ月給俸給旅費其他買辨物品等ノ代價及修繕ノ經費ニ至ルマテ一切ノ計算ハ其分類ヲ詳悉シ文部省及大藏省ノ規則ニ照準シ簿冊ヲ作リ表ヲ製シ例規ヲ以テ上申スヘシ

第七條　地方官及諸學校等ヘ推問照會督促報知スルモノハ其大旨ヲ記載シ毎月初一週日間ニ於テ文部省ヘ開申スル事

第八條　學區内學事ノ進否學齡就學者ノ多寡諸學校授業料ノ多少及有無諸學校ノ位置官公私ノ分別等監察スルモノハ細大トナク毎年四月詳記シ或ハ表ヲ製シ申報スルコト

以下數條ハ皆文部卿ノ議判斷決ニ由ルモノニシテ其權限規程ハ職制ニ在テ確定セル所ト雖トモ督學常ニ之ヲ督察シテ其意見ヲ上陳論議スルモノトス

第九條　官立學校ヲ廢立シ及ヒ之ヲ分合移轉スヘキ事件

第十條　學制及文部省定ムル所ノ規則中實際ニ於テ恰當セサル條項ヲ改正スヘキ事件

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　三九

第十一條　官立諸學校教則校則舍則等ヲ正定變更スヘキ事
第十二條　官金ヲ以テ地方官或ハ學務吏員學區取締及諸學校ノ教員生徒ニ賞譽ヲ與フヘキ事件
第十三條　官立師範學校卒業生徒ヲ派遣シ及コレヲ進退スヘキ事件
第十四條　地方教育委托金ノ遣拂偏重アルモノ及人民ノ課金等其處分允當ナラサルモノヲ改正スル事
第十五條　諸學校ノ便否得失ヲ計リ廢立分合セシメ或ハ其教員ヲシテ進退關渉セシメンコトヲ地方官ニ示告スヘキ事件

學監事務取扱規則

第一　學制教則校則舍則教科書等ノ正定及當省幷官立學校雇入外國教師進退外國人往復書類官立學校試驗ノ方法年報書幷ニ統計表ノ體裁海外留學生事務等ハ諸課立案ノ上悉ク督學局ニ出スヲ例トス學監之ヲ檢査可否シテ督學ノ意見ヲ添ヘ長官或ハ諸課ニ出スヘシ
但シ前項立案ノ旨趣ヲ可トスルトキハ學監督學ト共ニ捺印シテ長官ニ出ス若シ學監別ニ意見アルトキハ附屬官ヲシテ其口示ヲ割記セシム其論理整錯長文ニ渉ルモノハ學監自ラ其意見ヲ書シ附屬官コレヲ譯シテ督學ノ印ヲ添ヘ諸課ニ出スヲ法トス
第二　學監ハ臨時吏員ヲ伴ヒ官立各學校ヲ巡察シ教員ノ學力品行生徒學力ノ進否ヲ檢査シ學校管理ノ方法及授業ノ學科等ニ付其意見ヲ陳ヘ或ハ其景況ヲ當省ヘ申報シ將來盛旺ニ進ムヘキ方策ヲ建議スヘシ
第三　學監ヲシテ本邦教育ノ事務ニ熟通セシメン爲メ當省布達書報告雜誌其他總シテ學監ニ必須タルヘキ書類ハ悉ク反譯シ又ハ其要路ヲ撮譯シテ同官ニ通スヘシ而シテ學監ハ外國書類ヨリ教育上ニ關シ緊要ナル事件ヲ得ルトキハ之ヲ撮抄シテ當省ヘ出スコト其職務內タルヘケレハ當省ニテ得ラルヘキ書籍新聞紙類ハ同官ノ閱覽自由タルヘシ

明治八年十一月二十五日文部省に對する太政官達を以て左の如く文部省職制及事務章程が定められた。

其省職制章程別冊ノ通被定候條此旨相達候事
（別冊）

文部省職制及事務章程

文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所本省ノ所管左ノ如シ

第一　督學局
第二　學　校

職　制

卿　一人

第一　本省ノ官員ヲ統率シ省中ノ事務ヲ總理シ全國教育ノ事ヲ掌ル
第二　省中官員奏任ノ黜陟進退ヲ具狀シ其判任以下ハ之ヲ專行ス

大　輔　少　輔

卿ノ職掌ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

大　丞　權大丞　少　丞　權少丞

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　四一

卿ノ命ヲ受ケ庶務ヲ整理シ公文受付ヲ提掌ス

大　錄　權大錄　中　錄　權中錄

少　錄　權少錄　筆　生　省　掌

大督學　中督學　少督學

卿ノ指揮ヲ受ケ學事ヲ督察ス

大視學　中視學　少視學

學區內ノ學事ヲ視察ス

大書記　中書記　少書記

督學ノ指揮ニ從ヒ其事務ヲ分掌ス

事務章程

省中ノ事務大分シテ上下ノ二款ト爲ス其上款ハ卿ノ意見ヲ具シ上奏裁可ヲ經テ然ル後施行ス其下款ハ卿ノ意見ヲ以專行スルヲ得上下二款ノ事務ニ於テハ卿皆其責ニ任ス

上　款

第一條　教育諸般ノ制度ヲ創立スル事

第二條　學制ヲ釐正スル事

第三條　大學區ヲ改更スル事

第四條　學齡ヲ改正スル事

第五條　普通教育須要ノ學科ヲ改正スル事

第六條　學稅ヲ定ムル事

第七條　學區扶助金ノ額ヲ變更スル事

第八條　既定ノ費額ヲ變更スル事

第九條　官立學校ヲ廢置スル事

第十條　本省ノ官員ヲ海外ニ派出スル事

以　上

下　款

第十一條　教育ニ關スル議案ヲ進達スル事

第十二條　中小學區ヲ分畫スル事

第十三條　省務ニ關スル條件ヲ一般ニ布達シ又ハ地方官ニ達スル事

第十四條　地方官ニ對シ學事ノ進否ヲ董督スル事

第十五條　地方官ヲシテ學事關涉ノ諸件ヲ申報セシムル事

第十六條　公立學校ノ廢置ヲ處分スル事

第十七條　私立學校ノ廢置ヲ處分セシムル事

第十八條　學齡子女ノ就學セサル者ヲ督促スルノ方法ハ地方官ノ具狀ニ因テ適宜許容スル事

第十九條　貧人就學ノ方法ヲ設ケ及ヒ之ヲ施行セシムル事

第二十條　學位稱號ヲ付與スル事
第二十一條　教員ノ職業ヲ停罷スル事
第二十二條　定額金ノ豫算ヲ具狀スル事
第二十三條　學區扶助金支消ノ方法ヲ定メ之ヲ地方官ニ委托スル事
第二十四條　學資集收ノ方法地方官ノ具狀ニ據リ許容スル事
第二十五條　學事ニ關シ貨幣物件土地等ノ寄附獻納ヲ聽了スル事
第二十六條　諸費ヲ計算シ之ヲ公報スル事
第二十七條　學術ニ必需ノ書器ヲ保存スル事
第二十八條　教育ノ主旨要領ヲ公告スル事
第二十九條　教育ニ關セル方法論說ヲ各方ヨリ採收シ之ヲ編輯公報スル事
第三十條　省務ノ功程及ヒ全國教育ノ景況學事ノ統計ヲ公報スル事
第三十一條　報告雜誌ヲ刷行スル事
第三十二條　學區取締ノ職分ヲ管知セシムル事
第三十三條　督學ヲ會集シ學事ヲ討論スル事
第三十四條　官立學校長ヲ會集スル事
第三十五條　教員ヲ會集スル事
第三十六條　學職アル者ヲ會集シ學事ヲ評論スル事

第三十七條　所管ノ諸局及ヒ官立學校ヲ築造スル事
第三十八條　官立學校ノ學則ヲ撰定シ或ハ之ヲ釐革スル事
第三十九條　官立學校ノ補助金ヲ學校長ニ委托スル事
第四十條　官立學校ニ於テ共用地ヲ購求シ或ハ之ヲ賣却スル事
第四十一條　官立學校ニ貸費生ヲ設クル事
第四十二條　海外留學生ヲ派遣シ及ヒ之ヲ處分スル事
第四十三條　內外人ヲ傭入及ヒ給金ヲ增減スル事
第四十四條　學事ニ付內外人諮答報酬ノ事
第四十五條　所管ノ吏人及ヒ內外教員ヲ褒賞スル事
第四十六條　各廳ニ交涉スル事件ハ照會施行スル事
第四十七條　省中ノ諸課ヲ廢置スル事
第四十八條　次官以下ヘ臨時代理ヲ命スル事
第四十九條　奏任以下ノ吏人ヲ國內各方ニ派出スル事

以　上

尙ほ太政官は右文部省職制及事務章程及內務省大藏省工部省開拓使職制及事務章程の制定に關し明治八年十二月二十八日院省使廳府縣に對する同官達第二百十七號(輪廓附)を發した。

明治八年四月十七日各局課直轄諸學校に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程中に改正が行はれた。

督學局事務章程第十三條削去候條此旨相達候事

明治八年四月二十八日各局課受付掛督學局直轄諸學校に對する文部省達を以て左の如く學監事務取扱規則中に改正が行はれた。

學監事務取扱規則中第四條別紙之通增加候條此旨相達候事

（別紙）

第四　學監ハ官立學校ノ協議ニ因リ外國教師雇或ハ其他ノ事件等依頼ヲ受ケ横濱及ヒ五里以外ノ地方ニ行クトキハ發途前ハ其由ヲ督學局長ニ告知シ歸京之上往返ノ時日ヲ報シ其旅費ヲ受取ルヘシ

但發途前ニ旅費ヲ受取ルモ妨ケナシ

明治八年六月八日太政官布告第百一號（輪廓附）を以て左の如く督學局官等表が改正せられた。

明治六年八月第二百九十六號布告文部省官等表中督學局官等左表ノ通改定候條此旨布告候事

督學局官等改正表

三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等
大督學	中督學	少督學		大視學	中視學	少視學		大書記	中書記	少書記

右の改正は明治八年五月十四日文部省より太政官に對し督學局の吏員は各大學區の學事を監督し國内教育上至重の責任を負ふ者なるを以て特に優遇せられたき旨を上申した結果である。

明治八年六月二十二日左の如く太政官より文部省及内務省に達し、文部省所轄の衛生準刻の事務を内務省の所轄に移すこととした。

内務省へ達

文部省所轄衛生準刻二項ノ事務自今其省所轄被　仰付候條同省遂協議從前右ニ關シ候官員簿書共都テ受繼クヘク此旨相達候事

但文部省へ別紙ノ通相達候事

文部省へ達

其省所轄衛生準刻二項ノ事務自今内務省所轄被　仰付候條同省遂協議從前右ニ關シ候官員簿書共引渡可申此旨相達候事

但内務省へ別紙ノ通相達候事

右所轄換のことは左記明治八年四月二十九日文部省よりの上申に基いたものである。

當省掌管罷在候衛生準刻事務ノ儀往時立省ノ初制度未タ完備ノ域ニ臻ラサル日ニ在テハ障碍モ不相見候ニ付姑ク保任調理致シ來候所元來右兩項ノ事務ハ文部ノ敢テ負擔スヘキモノニ無之今日其何レニ屬シ然ルヘキヤヲ推考致シ候トキハ内務ノ所轄ニ歸スヘキ事理ニテ既ニ客歳該省創置ノ際分離ノ機ニ臨ミ候ヘ共爾時國家多事終ニ遷延玆ニ至リ

候次第ニ有之然ルニ過日勅書ノ趣ヲ以諸般ノ制度追々御釐正可相成折柄右等所轄ノ區限明晰相立候筋ト致思惟候就テハ内務省中新ニ衞生準則ノ二寮ヲ被置其事務益整頓相成度故ニ這回致進達候處務權限中ニ於テハ其條款一切删除致シ今特ニ前議及申陳候抑立省以後右兩項ノ事務實際踐履略其宜ニ適ヒ候事モ不少然ルヲ一朝所轄轉移ノ故ヲ以テ比年ノ經驗或ハ徒勞ニ屬シ候テハ痛惜不啻候條從前關涉ノ吏人簿書等無遺缺其所轄ノ二寮ニ繼送シ二寮ニ於テハ徐々得失ヲ勘査シ增減取捨ノ處方相立候ハヽ本件ノ事理允當ヲ得ヘクト存候也

明治八年六月二十八日衞生準則事務移管に關する左記太政官布告第百十二號（輪廓附）が發せられた。

文部省管理衞生準則二項ノ事務内務省へ管理被　仰付候條右ニ關スル願伺等ハ從前規則ノ通相心得自今内務省へ可差出此旨布告候事

右衞生準則事務を文部省より内務省へ移管の結果醫務局及準則課は自然廢止せらるることとなつた。

明治八年九月二十九日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程中に改正が行はれた。

其局事務章程中第五條第六條ノ間別紙之通增加候條此旨相達候事

（別　紙）

第　條　第一大學區府縣教員及生徒學科試驗ノ節臨時出張シテ共實況ヲ具狀スル事

明治八年十一月二十五日太政官布告第百七十五號（輪廓附）を以て左の如く大少丞權官及筆生省掌が置かれた。

今般各省大少丞權官幷ニ筆生省掌ヲ被置官等左ノ通被定候條此旨布告候事

大　丞　　四等
權大丞　　五等
少　丞　　六等
權少丞　　七等
筆　生　　十四等
省　掌　　十五等

明治八年十一月二十五日文部省に對する太政官達を以て左の如く文部省職制章程が定められた。

其省職制章程別冊ノ通被定候條此旨相達候事

明治八年十一月二十五日

（別　冊）

文部省職制及事務章程

文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所本省ノ所管左ノ如シ

第一　督學局

第二　學　校

職　制

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

卿　一人

第一　本省ノ官員ヲ統率シ省中ノ事務ヲ總理シ全國教育ノ事ヲ掌ル

第二　省中官員奏任ノ黜陟進退ヲ具狀シ其判任以下ハ之ヲ專行ス

大輔　小輔

卿ノ職掌ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

大丞　權大丞　少丞　權少丞

卿ノ命ヲ受ケ庶務ヲ整理シ公文受付ヲ提掌ス

大錄　權大錄　中錄　權中錄

少錄　權少錄　筆生　省掌

大督學　中督學　少督學

卿ノ指揮ヲ受ケ學事ヲ督察ス

大視學　中視學　少視學

學區內ノ學事ヲ視察ス

大書記　中書記　少書記

督學ノ指揮ニ從ヒ其事務ヲ分掌ス

事務章程

省中ノ事務大分シテ上下ノ二款ト爲ス其上款ハ卿ノ意見ヲ具シ上奏裁可ヲ經テ然ル後施行ス其下款ハ卿ノ意見ヲ以

專行スルヲ得上下二款ノ事務ニ於テハ卿皆其責ニ任ス

上　款

第一條　教育諸般ノ制度ヲ創立スル事

第二條　學制ヲ釐正スル事

第三條　大學區ヲ改更スル事

第四條　學齡ヲ改正スル事

第五條　普通教育須要ノ學科ヲ改正スル事

第六條　學稅ヲ定ムル事

第七條　學區扶助金ノ額ヲ變更スル事

第八條　既定ノ費額ヲ變更スル事

第九條　官立學校ヲ廢置スル事

第十條　本省ノ官員ヲ海外ニ派出スル事

以上

下　款

第十一條　教育ニ關スル議案ヲ進達スル事

第十二條　中小學區ヲ分畫スル事

第十三條　省務ニ關スル條件ヲ一般ニ布達シ又ハ地方官ニ達スル事

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

第十四條　地方官ニ對シ學事ノ進否ヲ董督スル事
第十五條　地方官ヲシテ學事關渉ノ諸件ヲ申報セシムル事
第十六條　公立學校ノ廢置ヲ處分スル事
第十七條　私立學校ノ廢置ヲ處分セシムル事
第十八條　學齡子女ノ就學セサル者ヲ督促スルノ方法ハ地方官ノ具狀ニ因テ適宜許容スル事
第十九條　貧人就學ノ方法ヲ設ケ及ヒ之ヲ施行セシムル事
第二十條　學位稱號ヲ付與スル事
第廿一條　教員ノ職業ヲ停罷スル事
第廿二條　定額金ノ豫算ヲ具狀スル事
第廿三條　學區扶助金支消ノ方法ヲ定メ之ヲ地方官ニ委托スル事
第廿四條　學資集收ノ方法地方官ノ具狀ニ據リ許容スル事
第廿五條　學事ニ關シ貨幣物件土地等ノ寄附献納ヲ聽了スル事
第廿六條　諸費ヲ計算シ之ヲ公報スル事
第廿七條　學術ニ必要ノ書器ヲ保存スル事
第廿八條　教育ノ主旨要領ヲ公告スル事
第廿九條　教育ニ關セル方法論說ヲ各方ヨリ採收シ之ヲ編輯公報スル事
第三十條　省務ノ功程及ヒ全國教育ノ景況學事ノ統計ヲ公報スル事
第三十一條　報告雜誌ヲ刷行スル事
第三十二條　學區取締ノ職分ヲ管知セシムル事
第三十三條　督學ヲ會集シ學事ヲ討論スル事
第三十四條　官立學校長ヲ會集スル事
第三十五條　教員ヲ會集スル事
第三十六條　學識アル者ヲ會集シ學事ヲ評論スル事
第三十七條　所管ノ諸局及ヒ官立學校ヲ築造スル事
第三十八條　官立學校ノ學則ヲ撰定シ或ハ之ヲ釐革スル事
第三十九條　官立學校ノ補助金ヲ學校長ニ委托スル事
第四十條　官立學校ニ於テ共用地ヲ購求シ或ハ之ヲ賣却スル事
第四十一條　官立學校ニ貸費生ヲ設クル事
第四十二條　海外留學生ヲ派遣シ及ヒ之ヲ處分スル事
第四十三條　內外人ヲ傭入及給金ヲ增減スル事
第四十四條　學事ニ付內外人贈答報酬ノ事
第四十五條　所管ノ吏人及ヒ內外教員ヲ褒賞スル事
第四十六條　各廳ニ交涉スル事件ハ照會施行スル事
第四十七條　省中ノ諸課ヲ廢置スル事

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

第四十八條　次官以下ヘ臨時代理ヲ命スル事
第四十九條　奏任以下ノ吏人ヲ國内各方ニ派出スル事
以　上

尚ほ太政官は右文部省職制章程及元老院、内務省、大藏省、工部省、開拓使職制章程制定に關し明治八年十二月二十八日院省使廳府縣に對する太政官達第二百十七號（輪廓附）を發した。

明治八年十二月二十四日太政官布告第二百號（輪廓附）を以て左の如く督學局官等表が改正せられた。これは書記の權官が置かれたのである。

本年六月第百壹號布告文部省中督學局官等左表ノ通改定候條此旨布告候事

督學局官等改正表

大督學	中督學	少督學		大視學	中視學	少視學	大書記	權大書記	中書記	權中書記	少書記	權少書記
三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等

明治八年十二月二十八日太政官布告第二百六號（輪廓附）を以て左の如く各寮中に史生寮掌が置かれた。

各寮中左ノ官被置候條此旨布告候事

史生　官等十四等　寮掌　同　十五等

同日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程中に改正が行はれた。

共局事務章程中第三條之次別紙之通增加候條此旨相達候事

事務章程追加

第四條　各地方教育之狀況及其規則等ニヨリ時々申報ヲ作リ之ヲ文部卿ニ出ス事

明治九年一月二十八日左の如く太政官より文部省及内務省に達した。

文部省ヘ達

本年一月十七日及指令候旨モ有之候ニ付テハ頒曆規則中準刻ニ關シ候事務幷書類トモ内務省ヘ早々引送可申此旨相達候事

内務省ヘ達

頒曆規則中ノ儀ニ付別紙ノ通文部省ヘ相達候條此旨可心得事

右に對し明治九年二月三日文部省より太政官に對し左の伺書を提出した。

本年一月二十八日頒曆規則中準刻ニ關シ候事務幷書類共内務省ヘ早々引送可申旨御達ノ趣謹承候然ル處曩日準刻事務内務省所轄相成候節準刻ニ關シ候事務幷書類等ハ悉皆引送候ヘハ曆書ニ關シ候準刻事務今更別ニ同省ヘ引送ルヘキ者無之但曆書編製彫刻販賣ノ權利ヲモ同省ニ屬セラレタル儀ニ候ハヽ曆書關係ノ事務一切引送可申候ヘトモ前段

ノ御達面ニテハ一事兩省ニ跨リ所務相混シ候ニ付向後曆書關係ノ事務心得方更ニ御明示有之度此段相伺候也

是に於て明治九年二月二十四日太政官より左の如く文部省及内務省に達し、編曆關係の事務は内務省に移管せらるることとなつた。

内務省へ達

文部省管理編曆關係ノ事務自今其省へ屬セラレ候條該事務同省ヨリ引繼圖書寮管理ニ可附此旨相達候事

文部省へ達

其省管理編曆關係ノ事務自今内務省ニ屬セラレ候條該事務同省へ可引繼此旨相達候事

同時に文部省よりの前の伺に對しては

伺ノ趣別紙達書ノ通可心得事

と指令せられた。

明治九年十一月二十八日左の如く督學局職制及事務章程が改定せられた。

督學局職制及事務章程

職　制

大督學　中督學　少督學

第一　文部卿ノ意向ヲ奉シ各大學區ノ學事ヲ監督ス

第二　局中ノ庶務ヲ總理シ視學以下ノ事務ヲ分掌セシム

第三　學監ノ事務ニ關渉シ意見ヲ陳述スルヲ得

第四　文部卿ノ命ニ依リ臨時大學區ヲ巡視ス

第五　實況ヲ徵引シ文部卿ニ對シテ制規條例ノ得失ヲ論辯スルヲ得

第六　官立學校ノ諸員及地方官學務吏員學區取締等勤怠ヲ監別シ其臧否ヲ具狀スルヲ得

第七　諸學校學科教則ノ得失ヲ監査シコレヲ具狀スルヲ得

第八　視學以下ノ進退ハ文部卿之ヲ命スト雖モ其能否ヲ監別シ其黜陟ヲ具狀スルノ權ヲ有ス

第九　文部省ノ例規定則ニ準據スル事項ニ於テハ地方官及諸學校ニ對シ推問照會督促スルノ權ヲ有ス

大視學　中視學　少視學

第一　文部卿ノ指令ヲ以テ大學區内ヲ巡視シ其學事ヲ查察シ是ヲ督學ニ報陳ス

第二　處務ヲ督學ニ承テ諸般ノ事ヲ分掌ス

大書記　權大書記　中書記　權中書記　少書記　權少書記

第一　受付往復簿記ノ事ヲ分掌ス

事務章程

第一條　人民ノ就學ヲ督勵シ教育ヲシテ普及ナラシムル事

第二條　地方官ノ教育事務注念ノ精粗及其施行上ノ得失ヲ查察シ之ヲ文部卿ニ具陳スル事

第三條　地方學事ノ處分ニ於テ制規條例ニ戻ル者ハ地方官ニ協議改正セシムヘキ事

第四條　各地方教育ノ狀況及其諸規則等ニヨリ時々申報ヲ作リ之ヲ文部卿ニ出ス事
第五條　官立學校等ニ於テ教員又ハ生徒ノ大試問アルトキ或ハ博士學士得業士ノ學位ヲ與ルタメ試業アルトキハ文部卿ノ命ニ依テ臨席シ其試驗ノ實況ヲ督察シ之ヲ具陳スル事
第六條　地方學務吏員及學區取締等ノ臧否ヲ監別シテ其地方官ニ注意報聞スル事
第七條　第一大學區府縣教員及生徒學科試驗ノ節臨時出張シテ其實況ヲ具狀スルコト
第八條　局中ノ月給俸給旅費其他買辨物品ノ代價及修繕ノ經費ニ至ルマテ一切ノ計算ハ其分類ヲ詳悉シ文部省及大藏省ノ規則ニ照準シ簿册ヲ作リ表ヲ製シ例規ヲ以テ上申スヘシ
第九條　地方官及諸學校等ヘ推問照會督促報知スルモノハ其大旨ヲ記載シ每月初一週日間ニ於テ文部省ヘ開申スル事
第十條　學區內學事ノ進否學齡就學者ノ多寡諸學校受業料ノ多少及有無諸學校ノ位置官公私ノ分別等監察スルモノハ細大トナク每年四月中詳記シ或ハ表ヲ製シ申報スル事
以下數條ハ皆文部卿ノ議判斷決ニ由ルモノニシテ其權限規程ハ職制ニ在テ確定セル所ト雖モ督學常ニ之ヲ督察シテ其意見ヲ上陳論議スルモノトス
第十一條　官立學校ヲ廢立シ及ヒ之ヲ分合移轉スヘキ事件
第十二條　學制及文部省定ムル所ノ規則中實際ニ於テ恰當セサル條項ヲ改正スヘキ事件
第十三條　官立諸學校教則校則舍則等ヲ正定變更スヘキ事件
第十四條　官金ヲ以テ地方官或ハ學務吏員學區取締及諸學校ノ教員生徒ニ賞譽ヲ與フヘキ事件
第十五條　地方教育委託金ノ遣拂偏重アルモノ及人民ノ課金等其處分允當ナラサルモノヲ改正スル事件
第十六條　諸學校ノ便否得失ヲ計リ廢立分合セシメ或ハ其教員ヲシテ進退黜陟セシメンコトヲ地方官ニ示告スヘキ事件

明治十年一月十一日政府全體に亙る官制の大改革があり、同日太政官達第三號（輪廓附）を以て左の如く從來の各省諸寮が廢せられ、又各省の大少丞以下を廢官とし書記官屬官が置かれた。

各省中諸寮被廢候事
各省中大少丞以下被廢候事
諸省書記官屬官等給左之通被定候事

大書記官	四等	月俸貳百圓
權大書記官	五等	同百五拾圓
少書記官	六等	同百　圓
權少書記官	七等	同八拾圓
以上奏任		
一等屬	八等	月俸六拾圓
二等屬	九等	同五拾圓

各省中諸寮被廢候事
但從前寮諸事務ハ各省長官ノ見込ヲ以テ適宜ニ局ヲ設ケ可屆出事

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

三等屬　十等　月俸四拾五圓
四等屬　十一等　同　四拾圓
五等屬　十二等　同　三拾五圓
六等屬　十三等　同　三拾圓
七等屬　十四等　同　貳拾五圓
八等屬　十五等　同　貳拾圓
九等屬　十六等　同　拾五圓
十等屬　十七等　同　拾貳圓

以上判任

等外　一等　月俸拾　圓
同　二等　同　八　圓
同　三等　同　七　圓
同　四等　同　六　圓

勅任官以上祿稅自今總テ貳割ヲ被徵候事
右相達候事

尙ほ同日左記太政官布告第四號（輪廓附）が發せられた。

教部省被廢候事
但從前ノ事務ハ內務省へ被付候事
東京警視廳被廢候事
但從前ノ事務ハ內務省へ被付候事
右布告候事

同日太政官より教部省に對し左の如く達した。

其省被廢候條此旨相達候事
但是マテ管掌ノ事務ハ內務省へ被附候事

同日太政官より內務省に對し左の如く達した。

教部省被廢同省是迄管掌ノ事務ハ其省へ被附候條此旨相達候事

右に關し翌十二日內務省より太政官へ

今般教部省ヲ被廢是迄同省掌管ノ事務當省ニ被付候ニ付テハ省中社寺局ヲ置キ右事務取扱可申候へ共教務幷教導職ノ者進退等ノ事ニ至ル迄總テ當省ニ於テ可取扱儀ニ候哉此段相伺候條至急御指令有之度候也

と伺出でたるに對し、太政官は同月二十六日

伺ノ通

と指令した。

此の如くにして從來教部省に於て行ひつつあつた人民教化に關する事務は、其總內務省に引繼がれたのであるが、其

後明治十七年八月十一日太政官布達第十九號を以て教導職は廢止せられ、內務省に於て管掌する所は專ら神社行政及宗教上の監督に限らるることとなつた。

明治十年一月十二日文部省に對する太政官達を以て左の如く督學局が廢止せられた。これは文部省よりの上申に基いたものである。

其省中督學局被廢候條此旨相達候事

右に關し文部省は明治十年一月十六日府縣に對し左記同省達番外を發した。

今般督學局被廢候條此段爲心得相達候事

明治十年一月十三日院省使府縣に對する太政官達第四號（輪廓附）を以て左の如く四等官以下の俸給が改定せられた。

四等官以下等給左ノ通被改候條此旨相達候事

四等	二百圓	
五等	百五拾圓	
六等	百圓	
七等	八拾圓	以上奏任
八等	六拾圓	
九等	五拾圓	
十等	四拾五圓	
十一等	四拾圓	
十二等	三拾五圓	
十三等	三拾圓	
十四等	二拾五圓	
十五等	二拾圓	
十六等	拾五圓	
十七等	拾二圓	以上判任
等外一等	拾圓	
等外二等	八圓	
等外三等	七圓	
等外四等	六圓	

院省使府縣

明治十年一月十七日各課學監事務所受付掛に對する文部省達を以て左の如く附屬書記を廢し內記所が置かれた。

附屬書記相廢候事

當省中內記所ヲ置キ從前附屬書記ニテ取扱候事務自今該所ニ於テ取扱候條此旨相達候事

明治十年一月二十七日太政官は官院省使府縣に對する同官達第十五號（輪廓附）を發したが、其中に左の如く述べて居る。

一月十二日

文部省中督學局被廢候事

明治十年二月二十七日學務課、會計課、報告課、學監事務所、直轄學校、教育博物館に對する文部省達を以て左の如く受付掛が廢止せられた。

受付掛廢止候事

是迄受付掛ニテ取扱候事務自今內記所ニ於テ取扱候條此旨相達候事

同日文部省は尙受付掛に對して左の如く達した。

其掛廢止候事

明治十年四月二十三日文部省は府縣に對し左記同省達番外を發した。

文部省本日第四大區二小區竹平町壹番地ヱ移轉候條此旨相達候事

文部省の位置は右移轉後、大正十二年九月一日關東地方大震災の際廳舍が燒失するまで變らなかつた。

明治十一年九月六日各課所に對する文部省達を以て左の如く學務課中に體操取調掛が置かれた。

文部省學務課中體操取調掛ヲ置候條此旨爲心得相達候事

明治十一年十月二十五日各課所に對する文部省達を以て左の如く體操取調掛が廢止せられた。

文部省學務課中體操取調掛相廢シ自今右事務ハ體操傳習所ニ於テ取扱候條此旨爲心得相達候事

明治十一年十二月學監モーレーが任滿ちて其職を去つたので、同月二十八日學務課、會計課、報告課、內記所に對する文部省達を以て左の如く學監事務所が廢止せられた。

學監事務所廢止候條此旨相達候事

明治十二年一月十五日文部省は學務課に對して左の如く達した。

東京學士會院事件之文部省ニ交涉スル條項ハ其課ニ於テ取扱可致此旨相達候事

文部省に於ては明治五年八月初めて「文部省日誌」を刊行したが、明治六年に至つて之を廢止し、新に「文部省報告」及「文部省雜誌」を作り、教育及學術の進歩普及の狀を審にし、或は教育に關する外國諸新聞の記事を記載印刷して頒布する事とした。「文部省雜誌」は明治九年四月「教育雜誌」と改題した。明治八年から「文部省年報」（明治五年分より）が創められた。

尙ほ明治四年十一月文部大丞田中不二麻呂は理事官として歐米各國に航し、到る處教育に關する事項を調査し、明治六年三月歸朝して其調査の結果を纏め「理事功程」十五卷を編述し之を世に公にした。

明治四年七月十八日文部省創設と共に江藤新平が大輔に任ぜられ、實際に卿の事を行つたが、同月二十八日大木喬任文部卿に任ぜられ、明治六年九月まで在職した。明治七年一月木戸孝允が文部卿に任ぜられ、同年五月まで在職した。其後明治十一年五月まで文部卿は缺員であつた。同月西鄕從道が文部卿に任ぜられ、同年十二月まで在職した。明治十一年十二月參議寺島宗則が文部卿に兼任し明治十三年二月まで在任した。大輔は江藤新平が明治四年八月に其職を去つた後明治五年二月に福岡孝弟が之に任じ、同年八月まで在職した。同月から明治七年一月木戸孝允が文部卿に任ぜられ、明治六年九月まで在職した。同年十月宍戸璣が大輔に任ぜられ、明治六年九月まが少輔として卿の事を攝し、明治七年九月大輔に任ぜられ、明治十三年まで在職し、卿缺員の間は卿の事を攝した。

尙ほ米國人ダビツト・モーレーは明治六年八月より明治十一年十二月まで學監の職に在り、文部省の顧問として我教育の發達に貢獻する所頗る多かつた。モーレーが明治六年及七年に文部當局に提出した申報なるものを見ると其中に或は英語若くは佛語を採用して國語を改良すべしといふが如き當時の世論に反對して國語の變更すべからざるを論じ、日本語の教科書を編纂して西洋の學術を教授するの必要を說き、教員養成の急務を論じ、又大に女子教育の奬勵すべきこと

を唱ふるが如き、其他諸學校の實況を視察して其長短得失を批評せるが如き、當局者を啓發する所少からざるものがあつたと思はれるのみならず當時の狀況を知るに便なるものであるから左に之を掲ぐることとする。（文部省第一年報に據る）

學監米人博士ダウキット・モルレー申報（明治六年）

明治六年ノ尾余日本教育進歩ノ景況ニ就テ聊呈言スル所アリ然レ𪜈余ノ此國ニ來ル在留日猶淺キヲ以テ未タ此國教育ノ方法ヲ詳ニセサレハ其陳述スル所亦恐クハ巧證トナスニ足ラサラン但余ノ向後日本政府ニ奉事メ猶一層着意スル所アリテ之ヲ今日呈言スル處ノ概略ニ比スレハ或ハ少ク裨益スル所アランカ余ノ此國ニ來ル其見ル所ノモノ嘗テ聞ク所ニ爽ハス人民一同深ク心ヲ教育ニ留メ政府𪜈亦其進歩ノ方法ニ於テ孜々トシテ勉強ノ意アルヲ見ル余實ニ欣喜ニ堪ヘサルナリ爰ニ恭ク　天皇陛下ニ謁セシ𠮟　天皇親シク奬勵ノ語ヲ賜フ爾來此國諸官員ニ會スル毎ニ人々皆此意ヲ言ハサル者ナシ故ニ余此國教育委任ノ人ニ對シテ其事ヲ勸奬スルニ必　天皇ノ教旨ト政府ノ意向ヲ奉體スルヲ以テス蓋國家平安ノ極度ニ至ルハ人民ノ教育ニ在リ故ニ教育ハ政府至大ノ職業ト言ヘシ元來人民身體ノ康寧知識ノ敏捷倫身ノ完全等是皆教育ニ因テ成ルモノナリ今其理ヲ說カンニ教育ハ人材ヲ陶冶スル基本ニシテ勉テ人ヲシテ其身體ヲ運動シテ健全ヲ得セシメ且能ク人ノ智ト道トヲ開發ス夫智識有テ能ク事物ヲ興シ道理有テ能ク善惡ヲ辨シ體力有テ能ク之ヲ施行ス故ニ此三者完全ナレハ即チ是教育ヲ受ケタル人ト云フヘシ今此國ヲシテ振興セシムルニ充分ナル優等ノ人材ヲ造成スルハ實ニ政府ノ急務ナリ余今此ノ如ク言フト雖固ヨリ日本人民ヲ教育ナシト謂フニ非ス試ニ之ヲ歐洲ノ俗ニ比スルニ實ニ其最上ノ國ニ遜ラス何トナレハ日本全國ノ人民假名字ヲ讀且書スルコト能ハサル者太タ少ナシト余之ヲ知識アル人ニ聞ケリ此言果シテ眞ナラハ日本從來ノ教育ニ於𪜈必歐米中最上ノ文明國ニ恥サルヘキナリ且其最卑賤ノ者ト雖通例ノ假名字ヲ書キ又假名綴リノ書ヲ讀ムコトハ婦女却テ男子ニ勝ルモノアリト云フ余又貴族ノ教育ニ就テ之ヲ論スルニ其力能ク二千年來依然トシテ一定ノ政治ヲ維持スルハ亦吾輩ノ感セサル所ニアラス然レ𪜈其教育タル恐ラクハ欠ル處アリテ人民ヲシテ實地上ノ進歩ヲ得セシムル能ハス是ヲ以テ未タ歐洲人民ノ各自其身ヲ重シ且各自責任スルノ道理ヲ得ルカ如キニ至ラス唯能ク全國ノ制度ヲ維持スルニ足ル氣力ヲ育成セシモノト云ヘシ

是ニ由テ之ヲ觀レハ日本ノ教育ニ於ル既ニ從來ノ知識從來ノ學問アレハ今ヨリ後來ノ教育ヲ立ルモ亦必之ヲ階梯ニシテ進マシムルニ如カス抑教育ハ漸ヲ以テナルモノニシテ唯時勢ト人民ノ氣質トニ關係スルカ故ニ後來ノ教則ヲ立ツルニ前日ノ事ヲ盡止スルハ思慮ナシト云フヘシ夫レ事ハ變更スヘキ者アリ變更スヘカラサル者アリ教育ヲ傳フル國語ニ至テハ最變更スヘカラサル者ナリ故ニ人民普通ノ國語ヲ以テ授受ノ媒トセサレハ其教育能ク洽及スルコトナシ今日本ノ國語ヲ以テ歐洲ノ學術ヲ施行スルハ甚難シト雖總テ何國ニ在テモ普通ノ國語ヲ以テ之ヲ傳フルニアラサレハ教育モ限リアリテ偏ク之ヲ全國ニ施ス能ハス故ニ方今西洋語ヲ以テ一般ノ教育ヲナスハ唯一時ノ便宜ニシテ猶中古歐羅巴人羅甸語ヲ用キテ教育ノ媒トナセシカ如シ今英佛獨乙語ノ日本ニ於ル亦唯諸般ノ學科ヲ傳フル媒ニシテ其教育ヲ受ル者固ヨリ定限ナキヲ得サレハ今日外國語ヲ以テ教育ヲ受クルノ生徒ハ後日必日本語ヲ以テ國民ヲ教育スルノ用ヲナサヽルヘカラス凡書ヲ作リ學校ヲ設立シ百工技術ヲノ進歩セシムルノ良法ヲ教ルモ此生徒ニ在リ此ノ如ク知識ヲ廣メ道理ヲ窮メ而メ後國ノ需用ニ應シ且其形勢ニ從テ開化國ノ所長ヲ採ルモ亦此生徒ニ在ルナリ故ニ外國語ヲ教授スル學校ヲ建ルハ今日日本ノ學制ニ於テ實ニ緊要ノ一部ナレハ能ク之ヲ保護シ又從テ增加セサル可カラス文部省ノ規模ハ即チ此教育ヲ以テ日本固有ノモノトセサル可ラス此目的ヲ達スルニ其法二アリ一ハ歐洲諸般ノ學科ヲ以テ日本教科書ヲ編成スルニ在リ是既ニ端緒ヲ開キテ各般ノ書籍ヲ翻譯編輯シ各般ノ器械ヲ備具ス即チ

讀本算術代數博物初歩政治及人民交際ノ書及懸圖模範塗板ノ如キ既ニ之ヲ製造ノ從來煩勞多キ方法ニ代ヘ以テ廣ク之ヲ小學校採ニ用セリ然レ𪜈獨此書籍器械ニ止ルニアラス又諸科學術ノ書ヲ整備センコトヲ要ス文部省ニ於テハ國內知識ノ漸々開發スルニ從テ其需用ニ給スヘキ書ヲ編成シ人民ヲシテ自ラ奮勉勵セシメ且最上ノ人材ヲ使用スヘキナリ二ハ教師ヲ養成スルニ在リ夫學校教師ノ業タル至重至難ニシテ勞力勉勵是ニ從事スルニ非サレハ成スコト能ハス歐米諸國ノ教育進歩ヲ得ル者ハ師範學校ノ設置宜キヲ得ルヲ以テナリ就中佛蘭西獨乙亞墨利加合衆國ニ於テハ數多ノ師範學校ヲ設立シテヨリ小中學ノ進歩其功ヲ奏スルコト甚大ナリ況ヤ日本ノ如キ從前ノ教方學科ヲ改正スル國ニ於テハ此學校ヲ設立スル最緊要ノ事務トス師範學校ノ功用ハ既ニ東京ニ設立セルモノニ於テ其實驗ヲ表セリ此校ノ生徒ハ親シク外國ノ良教師ニ就クカ故ニ後日必ス大ニ國民ヲ裨益スルノ方法ハ數人ヲ合ノ一組ト爲シテ一齊ニ之ヲ教ヘ且學科ヲメ理解シ易カラシメンカ爲懸圖及塗板ヲ用キ又時間ノ費ナカラシメンカ爲生徒ノ等級ヲ立テ其他校則ヲ嚴守セシムル等總テ後來教師タルヘキ者ノ心得サル可ラサル事件ナリ而シテ此學校ノ體裁タル西洋學校設立ノ法ニ則トルノミナラス凡ソ日本語ヲ以テ傳ヘ得ラルヽ限リハ勉メテ順序ヲ踏テ西洋ノ學科ヲ教授シ算法ノ如キハ支那式ニ卓越セル「アラヒッキ」文字ノ式ヲ用キテ利益ヲ得セシメ且西洋學ノ階梯ヲ授ケ及ヒ日本ト交際スル各國ノ歷史地理ヲ講習セシムル等其方法最宜ヲ得タリト雖是ヲ以テ完全ト云フヘカラス宜ク方今準備セル者ヨリ仍高等ノ課業書籍ヲ備ヘ生徒ヲメ更ニ進歩セシムヘシ且師範學校ノ生徒モ亦當ニ小學ノ階級ヲ經ルノミナラス尙中學ノ階級ヲ經ヘシ又師範養成ノ功ヲ奏シタル附屬小學校ハ更ニ一層之ヲ廣大ニシテ中學ノ階級トスヘシ然ルハ教員等自種々高尙ノ學科ヲ教授スルノ地位ヲ得ルニ至ルヘシ思フニ此目的ヲ以テ施行セハ此校ノ盛大ニ趣キ文部省ノ後榮ヲ期スルコト疑ヒヲ容レサルナリ希クハ將來永ク之ヲ保護センコトヲ且唯東京ノ

ミナラス第三大學區大坂及第七大學區宮城ノ二師範學校ノ如キモ其規則東京ト異ナルコトナク且教師モ東京師範學校卒業ノ者ヨリ擢用セルモノナレハ遂ニ同一ノ偉功ヲ奏センコト期シテ待ツヘキナリ

今日本ノ學制ヲ改正セントスレハ先自國ノ教師ヲ成育スルヲ以テ至急ノ要務トス故ニ余妄ニ此目的ニ就テ有益ノ方法ヲ陳述セン夫レ教師ヲ養成スルハ師範學校ヲ以テ之ヲ陶成スルノミナラス今日現在ノ小學ニ於テ其教師ノ業ヲ助クル方法ヲ設クヘシ是レ既ニ歐米諸國ニ於テ實際施行スル所ニメ其功ヲ奏スル亦至テ大ナリ其法先國中便宜ノ地ニ小學教員ヲ集メテ暫時之ニ教導ノ方法及新規ノ學科ヲ授クヘシ之ヲ爲スノ法ハ師範學校卒業生徒ヲ用キ督學及視學之ヲ監シテ順次ニ大學區內ノ各縣ヲ巡視セシメ一時小學ヲ閉校メ其教員ヲ縣廳ニ集メ譬ハ一月ノ間師範學校教師ノ指揮ヲ以テ部ヲ分チテ之ニ教授ノ方法ヲ教ヘ又懸圖塗板及新教科書ヲ用キルノ法並ニ生徒ノ等級ヲ分チ以テ時間ト勞トヲ省クノ方法ヲ教示シ且校則ヲ定メテ之ヲ嚴守スルノ至要タルコトヲ領知セシム此ノ如クスルハ教員等自師範學校教師ノ進歩及其改良ノ氣風ニ浸潤シテ暫時ノ間ト雖之ニ依テ其才ト氣力トヲ增シテ從來ノ業ニ就カンコト推シテ知ルヘキナリ

女子ノ教育ハ既ニ文部省ノ深ク注意スル所ニメ方今ノ急務ナルコト論ヲ俟タス因テ之ヲ論スルコト左ノ如シ

女子ノ教育ニ於ルハ其要勝テ言フ可ラス兒童ノ幼稚ニシテ心志移リ易キノ時ニ當テ之ヲヨク教育スルハ必ス婦人ニ在リ婦人ノ兒童ニ於ル啻ニ學事ヲ教フルノミナラス其一言一行皆兒童ノ模範トナルモノナレハ國家後來ノ人ヲメ必善良ナラシメント欲セハ先其母ノ教育ヲメ此位置ニ至ラシムルヲ要ス且人ノ一生涯モ婦人ノ性質ニ從テ幸不幸アレハ宜ク婦人ヲ教育シテ其夫兄弟ト心ヲ同フシテ其爲ス所ノ事業ヲ會得セシムヘシ日本ニ於テハ從來男女ノ別ヲ立テ女子ノ教育ヲ顧ミス然ルニ方今ハ實ニ女子ヲシテ教育ニ浸潤セシムルノ時ナリ今帝國ノ各地方ヲ見ルニ既ニ女子ヲ教

育スルノ公私學校アリ又文部省直管東京女學校ノ如キハ文部省及學長教員ノ榮譽ニノ後來衆庶ヲ利益スル學校ノ基礎トスルニ足レリ而メ今日此校ノ生徒ハ獨リ通學生ニ止ルヲ以テ其來學スル者亦近隣ノ者ニ過キス宜ク此校地ト建築トヲ大ニシ以テ四方ノ女子ヲメ之ニ寄宿セシムヘシ此ノ如クナルトキハ啻ニ通例ノ教科書ノミナラス更ニ一家ノ業ヲ學フヲ得ヘシ

歐米諸國ニ於テハ女子ハ常ニ兒童ヲ教授スル最良ノ教師ナレハ希クハ日本ニ於テモ亦女子ヲ以テ教育進歩ノ媒ト爲サンコトヲ夫レ女子ハ兒童ヲ遇スルニ其情愛忍耐アルコト男子ニ優レリ且能ク兒童ノ情ヲ酌ミ及兒童ヲ扶育スルニ至テハ男子ヨリモ能ク之ヲ熟知セリ然レトモ婦女ヲメ其教授ニ適セシメント欲セハ必先之ヲ教育セサル可ラス是レ即チ文部省ノ職掌トスル所ナリ之ヲ能クセント欲セハ小學或ハ中學ニ師範學校ヲ合併スルニアリ是レ既ニ歐米ニ於テ其功ヲ奏スル所ナリ方今東京女學校ノ生徒ハ各新定ノ教則ニ從事ノ初等ノ學科ヲ研究スルヲ以テ不日必中等ニ進登スヘケレハ後來教師タラント欲スル弱年ノ女子ヲ此校ニ入ルヽハ當然ノ處置ト云フヘシ其法先之ニ初級新規ノ學科ヲ授ケ而後之ニ女生徒ヲ教導スル方法ヲ示スヘシ又生徒ニ教ルニ及第ノ後他ノ生徒ヲ教授スル方法ヲ以テスヘシ是亦男子師範學校ノ方法ニ異ナルコトナシ斯ノ如スルトキハ其利益啻ニ獨立ノ師範學校ニ於ルカ如キノミナラス倘若干ノ教師タラント欲スルモノヲ陶成スルニ足ルヘシ若シ此師範學校盛大ニ趣カハ亦之ヲ區分シテ獨立ノ師範學校トナスコト容易ナリ然レトモ數年ノ間ハ之ヲ分ツコトヲ要セサルヘシ

前條記載セル方法ヲ施行セントスレハ先其建築ヲ大ニシ其校地ヲ廣フシ且生徒ヲメ校内ニ寄宿セシムルノ處置ナカル可ラス此ノ如クナレハ遠方ノ女子モ亦自然學校ノ便利ヲ得ヘシ而メ其教授ノ科目ニ至テハ獨リ讀書手跡ノミナラス亦一家ノ業ヲ授ルノ處置ヲ設ケ且其景況ニ從テ大小師範學校ヲ設立スヘシ

一千八百七十一年中文部省ニ於テ公布セル學制ハ其主旨トスル所既ニ人民ノ心ニ適スルト雖外國ニ於テハ少シク之ヲ誤解スル所ナキニアラス是他ナシ一旦議定セル學制ナレハ直ニ之ヲ實際上ニ施ス可キモノト思ヘハナリ然レトモ事ノ此ノ如ク進歩スルハ固ヨリ能ハサル所ナレハ必此ノ如ク思フノ理ナシ蓋此學制ハモト帝國ノ事情ニ從テ施ス可キ概略ヲ擧ルモノニメ一々其實効ヲ見ルハ多年ノ事業ニメ之ヲ實地ニ經驗スルノ活用ニ至テハ亦改補スルコトナカル可ラス既ニ七大學區ヲ定立メ各區ニ督學及視學アリテ學校ヲ設立シ新定ノ學則及諸器械ヲ採用スルニ急ナリ且近來其專ヲ注意スル所ハ小學校ノ設立ニアリト雖人民或ハ文部省ノ意趣ヲ誤解シ舊教師等ハ新學則ヲ用キルヲ肯セス人民ハ校費ノタメニ新稅ヲ出スヲ欲セス或ハ學事ニ無心ナル者アレハ督學等一縣一府ヲ巡回シテ到ル處學校ノ設立ニ於テ說諭勸奬メ以テ之ヲ助ケサル可ラス此難キ者ヲ以テ考フレハ今日學事ノ進歩スル所遺憾ナクシテ後來ノ興起期メ俟ツヘキナリ

後來學事ノ景況ハ今ヨリ之ヲ前知スルコト難キニアラス各大學區中小學ヲ設立シ且之ヲ改正スルコト必前年ノ如クスヘシ新定ノ教則改正ノ教科書幷ニ畫圖ノ用法等悉ク之ヲ教師ニ說示シ且其採用ヲ督促シ兼テ高等ノ學校ヲ設立センコトヲ奬勵スヘシ凡人戶稠密ノ地ニハ必富豪ニシテ事ヲ興ス人アルヘシ是等ノ人ヲ奬勵メ高等ナル學校ヲ設立シ或ハソレヲシテ校地建築ヲ寄附セシメ以テ永ク此學校ヲ維持セハ其地方ノ人民自利益ヲ得ルコト多カル可シ從テ有志ノ人民ヲ勸奬メ之ヲ扶助セシムルモ亦至當ノ事ト云フヘシ

國內既ニ此ノ如キ學校アレハ文部省ヨリ之ヲ扶助スルコトモ至當ノ職掌ナリ又外國教師ヲ傭用セル學校ハ文部省ニ於テ其入費ヲ償フ亦固ヨリ其所置ノ得タルモノナリ內地ニ於テ外國教師ヲ用キルハ啻ニ教育ノ法ヲ改補スルノミナラス更ニ自國ノ教師ヲ勵スニ足レリ余又以爲ク帝國ノ內學校大小トナク皆共ニ首府ノ學校ノ如ク之ヲ扶助スルコト緊

要ナリトス凡人民ヲシテ同一ニ心ヲ教育ニ專ナラシメント欲セハ各所繁榮ノ地ニ宜ク學校ヲ配置スヘシ今數名ノ生徒ヲ遠地ニ出シテ學資ヲ費ヤサシムルモ洽ク衆多ノ生徒ヲ教育スルコト能ハス一羣ノ人民中ニ學校アレハ自教育ノ志ヲ皷舞スルニ足レリ故ニ高尚ナル學校數箇ヲ立テ且便宜ノ地方ニ小學校ヲ配布スルハ實ニ良策ト謂フヘシ夫學校ハ植物ノ如ク生長スル者ニアラス又家屋ノ如ク初ヨリ盛大ニ營成ス可キモノニ非ス且將來ノ盛大ハ初ヨリ期シ難シ意外ノ事情ニ依テ盛大ヲ致スコトアリ初勢ノ盛ナルモ後衰フルコトアリ初ハ興起ヲ期セサルモ後遂ニ深ク其根ヲ布キ以テ生長スルコトアリ是故ニ學制中豫定セル高等ノ學校ヲ建ルハ猶草木ヲ種ウルカコトシ必地勢ノミニ拘泥ス可ラス只地質ト養氣ノアル處ニ從テ之ヲ種ウヘシ

東京ノ學校增多繁盛ナルハ文部省ノ榮顯ナリ方今一ツ橋官學校ノ生徒殆千人ニ滿チ而ノ其准備等ハ其地位ノ求ル所ニ從テ闕乏ナシ其中英佛獨ノ三大語學ハ整然完備ノ學校ニ比較ノ慙ル所ナシ頃日新築落成シテ此校ヲ委ニ轉移シ且　天皇陛下ノ親臨ニ因テ開業ノ典ヲ擧ケシハ是帝國ノ一美事ナリ現今學校長ハ歐米ニ於テ教育ヲ受ケタル人ナレハ特ニ能ク其任ニ適シ常ニ學者ノ尊敬ヲ得且人民ノ信用ヲ得ルナリ然レモ當省ニ於テハ尚之ヲ眷顧シテ之ニ給スルニ善良ノ教師ヲ以テシ之ニ與フルニ書籍器械ヲ以テシ之ニ備フルニ精練局及博物局ヲ以テスヘシ其校内ノ制規ハ方今改革既ニ半ニ至レハ其教導モ尚一層ノ成功ヲ期スヘク生徒ノ便利及健康モ尚一層ノ保護ヲ加フヘク且生徒教師及學校長ノ間更ニ其交際ヲ便ニスヘシ

東京ニ設立セル醫學校及病院ハ是亦文部省管内ノ最緊要ナル學館ナリ同校ノ教師ハ皆日耳曼人ニノ共固有ノ氣力ヲ以テ其職ニ從事ス而ノ此校ヲ開キシヨリ凡二年ニノ既ニ略豫科ノ類ヲ教ヘタリ從來專門ニ入ラント欲ノ豫科ヲ卒業セル生徒アリト雖方今豫科ヲ研修セル者ニ於テモ亦既ニ專門ニ入ル者アリ

日本人ハ醫學ニ長シテ内國ニ在テハ外國ノ醫學家ニ就キ外國ニ在テハ醫學校ニ在テ醫學及醫術ニ富メル者甚多シ故ニ此醫學校ノ如キハ此學科ヲノ後必不朽ナラシムヘシ近日ノ申報ニ由レハ醫學本科生徒六十八人豫科生徒百五十七人總計二百二十五人ナリ委ニ又記載セサル可ラサルコトアリ方今ノ醫學校及病院ハ地低クノ健康ニ害アリ病院ノ患者屢傳染ノ病ヲ患フ故ニ文部省ニ於テ既ニ豫定セルモノヲ急ニ新築シテ其便宜ヲ得セシムルコト緊要ナリ

余委ニ左ノ二說ヲ陳述シテ以テ此申報ノ結尾ト爲サントス第一確實ナル學校統計ヲ作ラハ大ニ當省ノ事務ヲ助ルト雖余固ヨリ其難キヲ知リ又當省ノ官員之ヲ得ント欲ノ盡力スルヲ知レリ今學制中揭示セル學校統計ノ式ヲ見ルニ甚混雜ニノ一々其事項ヲ得ルコト能ハス故ニ今一層簡略ノ式ヲ以テスルヲ宜シ然ノ今ヨリ官員屢之ニ盡力シテ教育ノ事國内ニ擴充スルニ至ラハ後年此ノ如キ明亮ノ申報ヲ得ルモ亦從テ容易ナルヘシ第二國内外國語學校ニ於テ用ヰル所ノ教科書ナリ凡教科書ヲ選定スル常ニ其任用スル所ノ外國教師ノ意見ニ從フヲ以テ其選書或ハ善ナルアリ或ハ不善ナルアリ且各教師大概己レカ其最好ム所ノ書ヲ用キンコトヲ欲ノ他人ノ選用セルモノヲ誹謗スルカ故ニ同校ニ於テ同學科ヲ教フルニ教師ノ異ナルニ從テ必教科書ヲ異ニスヲ以テ或ハ生徒ヲノ轉級セシメ或ハ教師ヲ變易スルニ當テ其不便擧テ云フ可ラス宜ク文部省ニ於テ老練ノ教師ト相協議シテ直管諸校ニ用キルヘキ書籍ヲ精選ノ共目錄ヲ公布スヘシ此ノ如クナレハ學長必此目錄中ヨリ其生徒ノ階級ニ應スヘキ書籍ヲ選フヲ以テ各級自ラ一定ノ制規ヲ得ルニ至ルヘシ而ノ此書籍ハ漫リニ變易ス可ラス亦徒ニ墨守スヘカラス或ハ時アリテ前ニ選フ所ノ書ニ卓越スルモノアラハ之ヲ用キサル可ラス凡書籍ハ急ニ之ヲ求ントスルモ得ヘカラサルヲ以テ豫シメ此事ヲ知ラシムルキハ欠乏ノ書ヲ補フ方法モ亦自立易ク且善書ノ無キヲ以テ徒ニ不當ノ書ヲ讀マシムルノ患ナカルヘシ

東京大學校ノ如キ廣大ニシテ進歩セル學校ニ於テハ方今ノ急務トスル所前條ノ論ニ因テ自ラ明了ナリ從來此ノ如キ學校ノ制法及學科ノ順序ハ只文部省及學校ノ記錄ニ載スルノミ今若シ外國語ヲ以テ學科ノ順序入校及階級進退ノ次序教科書幷ニ參考ノ書類其他開校閉校ノ期限ヨリ各月ノ休業日ニ至ルマテ悉ク之ヲ上梓スルトキハ教師ヨリ以下生徒ニ至ル迄能ク之ヲ領知スルヲ以テ其益亦極テ大ナルヘシ然ルトキハ教師及生徒モ豫テ各科講習ノ時間ニ熟慣シ學長モ亦向來用フヘキノ書類ヲ豫知シテ能ク之ヲ集備スルノ處置ヲ爲スヘシ又日本語ヲ以テ之ヲ公布スルトキハ人民自ラ其賦與スル所ノ教育ノ權利ヲ知リ有志ノ幼年相踵テ校門ニ四集スルニ至ルヘシ

千八百七十三年十二月三十一日

學監　ダビット・モルレー謹白

文部少輔　田中不二麻呂閣下

學監　ダウキット・モルレー申報（明治七年）（文部省第二年報所載）

余頃日歸京セシニ依リ巡回中實見シタル教育上ノ着目如何ニ就キテ專簡易ヲ主トシテ特ニ申報ス

余省命ヲ奉シ畠山氏ト同行シテ長崎兵庫大坂京都ノ各所ニ至リ時日ノ力ヲ窮メテ諸學校ヲ撿査シタリ因テ其情形ヲ概言セン地方ノ吏員ハ悉ク懇篤ニシテ好ク余輩ヲ接遇シテ學校ヲ撿察セシメ余輩ヲシテ大ニ便宜ヲ得セシメタリ且其文部省代理人タルヲ以テ到ル所尊敬ヲ受ケ事ヲ問ヘハ必ス速ニ答辨シ意見ヲ述フレハ之ヲ領承セリ

第一章　長崎縣

此縣ハ人口六十一萬九千二百三十人アリテ其首街ヲ長崎ト稱シ第五大學區ノ本部トシテ區中ニ最タル學校ヲ建設セシ日本開港場ノ一ナル内外貿易ノ地ナリ一千八百五十八年現今ノ定約ヲ成セシ以前ハ外國貿易ノ許シアル場所ハ特ニ此地ノミ故ニ泰西ノ思想及學術始メテ此長崎ニ感到シテ數多ノ日本生徒ヲシテ蘭學ヲ研究セシメ遂ニ日本國現時ノ形勢ヲ爲スノ基ヲ開キタリ

爾後各所ニ開港セシニ隨ヒテ長崎ハ稍々地位ノ緊要ヲ失ヒ近年ニ至テハ外國貿易殆ト將ニ振ハサラントス該地ノ變革ニ勾引セラレテ勤勉敢爲ノ人モ他所ニ移リ遂ニ其餘波自ラ長崎諸學校ノ盛衰ニ關スルニ至レリ

現時ノ縣令ハ宮川房之氏ニシテ同氏ハ能ク縣内ノ教育ニ注意スル人ナリ余等學事掛リノ官員等ト共ニ長崎市街ノ學校ヲ巡視シタリシカ市外ノ學校ハ之ヲ巡視スルノ暇ヲ得サリシナリ

當地ニ文部省直管ノ學校二アリ余輩ノ任トシテ特ニ此二校ヲ視察セリ二校ハ長崎英語學校長崎師範學校是ナリ

第一　長崎英語學校

本校長ハ渡部溫氏ナリ此校ニ於テ教授スル外國語學ハ特ニ英語ノミニシテ之ヲ教授スル教員國人五名外國人三名アリ

外國教員人名左ノ如シ

米人アルノルド氏　英人サンダルス氏　ホーンビ・イーバンス氏

本校生徒員數等級左ノ如シ

第一級四人　第二級八人　第三級十六人　第四級十四人　第五級十二人　第六級十一人　級外二十七人　合計九十二人

教則ハ文部省ニ於テ制定セシモノニシテ總テ他ノ外國語學校ト同シク外國語ヲ學フ着手ニ於テ大ニ關クル所アリ生

徒ノ初學ヨリ卒業ニ至ルマテ漸ヲ以テ進歩スヘキ簡易正當ノ書籍ヲ備ヘサル可ラス現今ニ於テハ教員各々殊別ノ方法ヲ用ヰ且教員中不熟練不適當ニシテ曾テ順序ヲ立サル者アリ生徒等斯ノ如キ不良ナル教制ノ下ニ居ルモ猶且今日ノ如クニ英學ヲ學ヒ得ルニ至リシハ實ニ奇ト謂フヘシ

其人ノ智力品行慣習ノ如何ヲ問ハス漫ニ薄給ノ教員ヲ本校ニ雇用スルヲ以テ舊來經ル所ノ實地經驗ノ功效未タ完全ナラス故ニ今不適當ノ教員ハ定約滿期ヲ待テ之ヲ遣歸シ高等ノ人材ヲ以テ更迭セシムヘシ

本校ノ如キハ語學ヲ學フヲ以テ專一ノ目的トスト雖モ教則中地理究理等ノ學術アルヲ以テ全備良善ノ地圖及若干ノ善美ナル究理學器械ハ亦之ヲ備ヘ置カサルヘカラス

校長余輩ニ告ケテ曰ク外國語學ヲ學ヒ外國ノ學術ヲ研究セント欲スルモノ此近地ニ其數甚少シト蓋生徒ノ稀少ナル所以ハ是レ由ルト雖余ヲ以テ之ヲ考フレハ其根原ハ人民皆雇用ノ教員ヲ信從スル「薄キカ故ナルヘシ若シ人民ノ希望ハ英語ヲ學フヨリモ日本語ヲ學ンテ日本語ニテ高等ノ教育ヲ受ントスルニアラハ既ニ某ノ學區内ニ於テハ中學教育ノ學校ヲ設立スルノ時至レリヤ否ヤヲ思考スヘシ余ハ謂ラク長崎語學校中ニ於テ英語學教場ニ並ヘテ純粹ノ日本學教場ヲ設クルモ亦何等ノ障碍アルヲ見ス若シ練熟ノ教員ヲ得適當ノ教科書ヲ得且當ニ學フヘキ生徒アラハ此論題ヲ思考スルモ尚早シトセス

第二　長崎師範學校

長崎英語學校長渡部溫氏本校ヲ兼理ス本校ハ東京師範學校ノ卒業生ナリ本校創立以後一年ニ過サルヲ以テ未タ卒業ノ生徒アラス此校開業ノ時入校ヲ許シタル生徒ハ文部省發告ノ方法ニ倣ヒ各自ノ學力ニ應シテ之ヲ三等ニ分チ現今最上級ノ生徒ハ今後一年ヲ出スシテ卒業スヘシ本校實際ノ景況ハ今日ニ至ルマテ曾テ循序ヲ誤マルコトナシト雖獨未タ附屬小學アラサルヲ以テ其闕典トス蓋附屬小學ハ東京師範學校ニ於テ既ニ必要ト見做セルカ如ク本校ニ於テモ亦必要ナリトス是レ其特ニ教員ノ熟練ヲ得ルニ益アルノミナラス近傍學校ノ成規及授業方法ノ摸範トナレハナリ

第三　長崎縣下公立小學校

公立小學校ハ文部省ノ直轄スルトコロニアラス然レモ教育ノ事件ニ於テハ各地方ニ報告シ且書籍地圖懸圖等ヲ出板スルヲ以テ之レニ關係スルコト亦尠カラス予輩カ見ル所ヲ以テスレハ縣官ノ學校ニ注意スルコト最モ深シ且平日諸校緊要ノ事件ヲ報告スルニ於テ能ク意ヲ用ヰタリ縣令宮川氏ハ予輩ニ同伴シテ一學校ヲ視察シ仍其事ニ關渉シタル官員ニ命シ予輩ヲ誘導シテ諸學校ヲ巡視セシメタリ曾テ雇用アリシ東京師範學校卒業生一人諸校ニ於テ授業シ且教員ヲ教授スルヲ見タリ此人ハ市中ノ一校ヲ以テ其所管ノ學校ト定メ屢他校ヲ巡視シ又隣區ノ教員ヲ我校ニ招致シテ之ヲ教授ス斯クノ如ク文部省發告ノ授業方及等級設置法等ハ大ニ小學校ニ行ハレタリ予輩ノ巡視シタル學校中文部省發行ノ懸圖地圖教科書等ヲ用ヰサルモノ尠シトセス特ニ洋算ノ如キハ各學校共ニ皆之ヲ用ヰタリ

公立小學校ニ女生徒ノ尠キヲ見ルハ予輩ノ深ク歎息スル所ナリ統計表ニ由テ之ヲ觀レハ公立學校ノ教育ヲ受クル女子ハ實ニ稀ナリ然レモ此事ヲ以テ此地ハ女子教育ニ注意セサルモノト認ム可ラス何トナレハ私立小學中ニハ女子ノ舊習ニ泥ンテ教育スルモノ多カラストセサルヲ以テナリ蓋シ是等ノ事情ニ就テ之ヲ察スレハ此地人民ノ女子教育ヲ以テ男子教育ノ如ク緊要ノコトセス故ニ男子ノ教育ニ於テハ屢々トシテ改正スト雖女子ノ教育上ニハ此事ナキヲ知ルナリ

長崎縣下學校ノ統計表及要用ノ報知等ハ此開申ニ附錄セリ

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　七七

第二章　兵庫縣

本縣ニハ日本語ヲ以テ教授スルノ小學校アルノミ縣令神田孝平氏ノ勾誘ヲ以テ予輩學校ヲ視察スルコトヲ得タリ昨年中本縣力ヲ教育ニ盡シ進歩大ニ速ナリ東京師範學校卒業ノ生徒一名ヲ採用シテ學校管理ノ方法ヲ改正シタリ同人主任ノ學校ハ新築ニシテ且善良ナリ是レ文部省ノ教示ニ從ヒテ整頓シタルモノナリ他ノ教員該校ニ來リ同人ヨリ業ヲ受ケ同人亦他校ニ往キ助力シテ整頓方及等級設置法等ヲ設ケタリ斯ク事業益進歩スルヲ以テ文部省發行ノ書籍懸圖幷ニ地圖等モ亦大ニ行ハレリ

此開申ニ附シタル統計表摘要ニ因テ事業ノ景況ヲ見ルヘシ

第三章　大坂府

此府ハ日本帝國内盛大殷富ナル地方ノ一ナリ故ニ予此地ノ教育進歩ヲ見ルニ於テ其感最深シ

知事渡邊昇氏ヨリ附屬官吏ニ至ル皆管内教育ノ緊要タルヲ明知セルカ如シ予輩諸君ノ勾誘ヲ以テ諸校ヲ巡視シ學術進歩ニ就キテ詳細ニ事實ヲ集收スルニ小學校實際ニ於テノ管理法ハ全ク各區ノ人民ニ委ヌ府官ハ設諭或ハ補助或ハ巡視スルヲ以テ人民ヲ鼓舞ス府内人民大ニ學事ニ勉勵シ秀出ノ學校ヲ築造スルコト數回ニシテ能ク其良善ノ學校ヲ保持ス予輩ノ巡視シタル學校中一萬二千圓ヲ費ヤシテ新築セシモノアリ此一校區内人民ノ大ニ榮トスルモノナリ諸學校中文部省發行ノ學校管理方ヲ實際ニ用キルモノ尠カラス且文部省發行ノ懸圖地圖等ハ普ク行ハレタリ其最タル學校ニ於テハ教員ヲ養成シ以テ洋算ヲ教授スルノ方法既ニ備ハリ又府下ニテ教科書ヲ整頓スルノ進歩ヲナセリ予輩當府下ニテ編成シタル算術書地理書歴史ノ類ヲ覩ルニ悉ク良善ノ者ナリ就中メルケートルノ畫方ニ從テ編成シタル地圖ヲ見タリ是レ眞ニ其圖ヲ製シタル人ノ彫刻刷印ノ術ニ巧ミナルト地理學ニ精シキヿヲ表スルニ足レリ大坂府學校完全ナルノ景況ヲ表センカタメ今予輩ノ領受スル所ノ申報一覽表ヲ冊尾ニ附セリ

大坂府ハ小學ノ設ケアルノミナラス文部省ニテ第三大學區内ノ教育ヲ維持スルカ爲メ設立スルトコロノ高上ノ學校アル地ナリ即其學校左ノ如シ

第一　大坂英語學校

本校ハ一千八百六十八年ノ設立ニシテ一千八百七十四年ニ至リ改メテ現今ノ形勢トナリ今時ハ奥山政敬氏校長トナリ授業ハ特ニ英學ト定ム英教師五名アリ曰グリーン、イートン、ターボー、レイテル、ペンニー是レナリ又日本ノ教員五名アリ其教則ハ文部省ヨリ各外國語學校ノ爲ニ發告シタルモノト異ナルコトナシ各級生徒人員左ノ如シ

上等　第四級十　三　人　第六級二十二人

下等　第二級二十一人　第三級二十人　第四級二十七人　第五級二十八人　第六級五十二人

計百八十三人内寄宿生百三十四人通學生四十九人

教場ハ清潔ニシテ順序正シク教授用ノ地圖懸圖等又全備セリ現今生徒益增加スルヲ以テ教場ヲ新築ス不日ニシテ生徒ヲシテ入場セシムルニ至ルヘシ予前ニ長崎英語學校ニ就キテ辨シタル如ク本校ニ於テモ日本兒童ニ英語ヲ教フルニ一層速進ノ方法ナカルヘカラス然レ𪜈本校教師ハ思慮才能アル者多ケレハ生徒英學ノ進歩モ亦見ルニ足ル可キモノアリ

第二　大坂師範學校

英語學校長奥山政敬氏本校ヲ兼理ス此校ハ一千八百七十三年八月ノ設立ニシテ今將ニ卒業セントスルノ一級アリ其人員八名ニシテ當今最後ノ試驗中ナリ授業ハ總テ日本語ヲ以テス教員ハ七名アリ將ニ卒業セントスル生徒ノ數學試

驗ヲ觀シニ數學教員ハ岡本氏ニシテ同氏ハ非常ニ數學ノ才アルモノナリ予同氏ト接對スルコト數回ニ及フ之ニ因テ同氏ノ數學ノ精微ヲ極メタル勤勉聰明ノ教師タルコヲ知レリ

本校ニ附屬小學アリ生徒六十一名アリ其等級設置ノ方法ハ文部省發行ノモノニ異ナルコトナシ子女等受業中快活敏捷ナルヲ觀レハ大ニ樂ミアリ

巧達ノ體操教師アリテ附屬小學ニ此緊要ノ術ヲ施行セリ

能ク苦辛勉學センニハ身體ノ健康ヲ保タサル可カラス故ニ將來小學教師タランカタメ養成セラル人等ノ此體操ニ注意セシハ實ニ滿足スル所ナリ

第四章　京都府

予等巡回中最モ心ニ感シタルハ京都府ナリ本府ハ日本ノ舊都ニシテ地形ノ美麗ナルコト及教化精純ノ名譽ニ就テ思考スルトキハ誰カ非常ノ感ヲ起サヽラン且此崇重スヘキ市街ノ形情ニ就キテ予輩ノ豫想セシトコロノモノ亦毫モ徒爲ニ屬セス然レモ此地ニ於テ旅人ノ感ヲ爲スヘキモノハ之ヲ斯ノ如キ開申ニ纏々陳述スルハ固ヨリ適當ノ事トセス予輩ノ職務ハ唯學事ノ景況ニ關係スルノミ此地學事ノ景況ヲ會得センニハ先ツ現時ノ政法及工業ノ形勢ヲ實察セサル可カラス朝廷ノ京都ヨリ東京ニ移リシ以來殆ト四ケ年ナリ此一事ヲ以テ此地ノ歴史中尤緊要ノ沿革トス洵從前ハ此地ノ特別ナルニ誇リ居タリシヲ今之ヲ他處ニ移シタルナリ向ニ朝廷ノ此地ニ在ルトキ人民ノ智識ト工業トヲ興起セシカ其之ヲ激勵スル者突然他ニ轉移シタリ

京都ノ今日迄教化ノ中心トナリ而モ此國工業手術拔羣ノ地ト稱揚セラレシヲ見レハ往時此地繁盛ノ確實ナルコヲ證スルナリ政府遷移セシト雖モ内人民ニ於テハ少シモ氣力ヲ失ハス曾テ欠望ノ景況モナク且工業ノ如キハ從前ト異ナラス磁器製造日ニ增殖シ帝國中最繁盛ナル市街ト列ヲ同ス組織及繕葺又盛大ニシテ海外互市ノ請求愈急ナルヲ以テ近來一層ノ繁榮ヲナセリ此地ノ青銅器ハ日本中第一等ノモノニシテ大ニ歐洲人民ノ稱譽ヲ得タリ數年前設ケタル所ノ工業博覽會ハ大ニ此地ノ製造物ヲ世ニ弘メ且製造人等ヲシテ其術ヲ磨クカタメ一層ノ奮發力ヲ得セシメタリ

人民ノ斯ク讃美スヘキ勉勵ヲ爲スニ至リシハ府官ノ盡力ニ由ルモノ勘カラサレハ則府官モ亦其譽レヲ得テ可ナリ又學事ニ就テモ府官ノ意ヲ用キルコト深ク實ニ讃稱スヘキ者ナリ知事ヲ始メ各吏員悉ク教育ノ緊要タルコヲ了知シ就中參事槇村正直氏ハ學務ニ於テ耐久勞力スルヲ以テ今噪々同氏ヲ稱揚スルモ亦未タ過當トスヘカラス

京都滯在中諸學校ヲ巡視スルニ同氏及學校ノ官員佐藤氏常ニ予輩ト同行シタリ其視ル所ニ就テ最緊要事ト認得シタルハ槇村氏ノ學校ヲ以テ我カ家ノ如クスルコニシテ教員生徒一人トシテ同氏ノ竭力ヲ識ラサル者ナキカ如シ同氏ノ勾誘ヲ以テ予輩市中ノ諸學校ヲ巡視セシニ學校一般ノ景況ニ於テ尤モ感ヲ起シタルモノアリ即學校ノ美麗ナルコト人民ノ學校ノ事ニ勉勵シテ注意ノ深キトナリ予輩滯在ノ期ヲ過クルマテモ力ヲ究メテ諸學校ヲ巡視スヘキコトヲ以テ懇ニ依頼セラルレトモ歸期ノ限アルヲ以テ果スコト能ハサルノ旨ヲ答ヘケレハ同氏等大ニ失望ノ意ヲ表セリ予輩巡視中學務掛リノ吏員及教師等遠方ヨリ來リテ學校ニ出席シタリ區内子女ノ兩親等ハ予輩ノ巡視スル時ニ學校ニ集マリ予輩ノ述フル所ノ讃辭ヲ聞キテ滿足ノ色ヲ見ハセリ

京都學校ノ規則ハ文部省發行ノモノト稍異ナルアリト雖學校管理上樞要ノ基本ニ至テハ恰モ一樣ナリ即生徒等級ノ設置及一級コトニ數生徒ヲ同時ニ教授シ塗板懸圖地圖地球儀等ヲ用キテ生徒ノ學フトコロヲ解譯スル如キ皆同法ナリ其中唯故習ノ教育ノ意思ヲ存スルヲ見タリ然レモ今一時ニ之ヲ變更スヘキヤ否ヤ予ハ之ヲ述フルコト能ハス予輩巡視シタル學校中一トシテ洋算ノ行ハレサルハナシ適當ナル教員ヲ得ルコノ難キ今時ニ際シ生徒ノ進歩是ノ如クニ至

リシハ寔ニ感スルニ餘リアリ又斯ク洋算ノ行ハルヽニ當リ猶舊習ノ算盤ヲ教場ニ用キシヲ見タリ一般ノ便利ヲ以テ論スル時ハ洋算ノ和算ヨリモ優等ナルハ固ヨリ論ヲ俟タストイヘ𪜈現今日本人民ハ只算盤ノ用法ノミヲ會得スルカ故ニ將來子弟ヲシテ其親父ノ會得シ且貿易ノ媒トシテ利便セシトコロノ算用法ヲ知ラサラシムルハ處置ノ宜シキヲ得タルモノニアラス且算盤ハ初學ノモノニ洋算ヲ訓解セシムルニ於テ最妙具ニシテ其用ヲ爲スハ歐米良全ノ小學校ニテ用キル「アバカス」（我國ノ算盤ト大同小異）ニ異ナラス然ラハ則方今暫ク和洋ノ兩算ヲ共用スルモ亦迂遠ノ方法トナスヘカラス是レ恰モ文部省ニテ改正ノ授業法ヲ廣布スルニ急進强促ヲ用キスシテ漸ヲ以テスルノ趣意ニ合當スルモノト云フヘシ

京都學校ハ習字ノ科ニ注意スルヿ尤深シ予輩日本博雅ノ學生ノ常ニ誇ルトコロノ習字ノ臨本ヲ多ク見タリ又讀書ノ科ニハ地理書歷史理學書等ノ大略ヲ以テシ俗話ヲ以テ生徒ノ習讀セシトコロヲ解明シテ生徒ヲシテ共事ニ注意シテ樂ミ學ハシムルノ方法ハ眞ニ確實ナリト云フヘシ

地理書ヲ教フルノ方法未タ完全ナラス故ニ懸壁地圖（ウマールコツプ）等ヲ多ク備ヘテ用キル時ハ其益更ニ大ナルヘシ因テ今左ノ數言ヲ陳述ス學校教授用ニ充ルタメ大ナル懸壁地圖ノ一對ヲ設クルヿ實ニ要用ニシテ文部省今ヨリ之ヲ整頓スルヿニ注意スルモ尙早シトスヘカラス

京都學校ノ景況ニ於テ特ニ予輩ノ注目スルノミナラス國内他ノ市府ノ模範トモナスヘキモノアリ即女子教育ニ注意ノ深キヿ是ナリ予輩視察スル所ノ學校ノ生徒ハ定例ニ照セハ女子ノ數甚多シ且予輩ノ編集シクル統計表ニ由テ觀ルニ其女子ノ多キ特ニ公立學校ノミナラス他ノ諸校皆然リ予輩一ノ大ナル女學校ヲ巡視セシニ生徒中ニ高貴人ノ女子モ見ヘタリ本校ニハ外國女教師一名ヲ雇ヒテ英學ヲ教授ス此生徒凡ソ三十名アリテ單ニ日本學ノミヲ學フ者多シ且能ク裁縫繡箔等ノ技藝ヲ教授セリ斯ク舊來京都名譽ノ効驗アリシ功妙ナル手業ハ本校ニ於テ益琢磨セラルヽナリ其手業ヲ教フルハ國語算術地理書習字ヲ教フルト同時ニ之ヲ爲セリ

京都府下ノ高貴ノ人二名該校司長ノ任ヲ受ケタリ是レ勉勵ノ徵候ト云フヘシ此二人ハ愛國ノ情深キモノニシテ報効ノ一端トモナラントノ欲シ自ラ願ヒテ此任ニ當リシ者ナリ

女子教育ノタメニ設立セシ所ノ一學校ヲ觀テ益感スルコトアリ此校ハ微賤ノ者ニ工業ヲ教フルタメニ立ツルモノニシテ眞ニ仁心ヨリ出テタルナリ

本校創立ノ功ハ全ク此地ニ在ル二豪富ノ仁心ヨリ起ルト云フ嚮ニ此兩人區内女子教育及工業ノ振ハサルヲ見テ大ニ奮發心ヲ生シ他ノ豪家ト合力シテ遂ニ女子工業ヲ興スタメニ社ヲ結ヒタリト云フ

本校ノ生徒ハ悉ク區内ノ婦女子ニシテ現今其人員五百名ニ及ヘリ入學ハ輕易ニシテ其姓名ハ之ヲ簿冊ニ記載シ總テ校則ヲ遵守セシム生徒ハ婦女諸般ノ技藝ヲ研究セリ最初ハ淺易ノ裁縫ヨリシテ漸次ニ進ンテ終ニ繡箔等精巧ノ手業ニ及フ殊ニ絹工ハ廣ク教授シテ或ハ絹ヲ以テ箏ニ捲キ或ハ之ヲ織ルカタメニ別ニ工場ノ設ケアリ又茶ヲ製スル舍アリ右諸般ノ工業ヲ脩ムル餘暇ヲ以テ彼ノ教育ノ基本トスヘキ初等學ヲ學ヒ得ルナリ

此ノ如ク廣大ナル學校ノ事務ハ悉ク先ニ基礎ヲ起セシ兩人ニテ監督セリ兩人ノ内一人ハ其ノ居家ヲ本校ニ寄附シ已ハ別ニ其傍ニ就テ狹小ナル家ヲ設ケ之レニ移居セリ予此校ニ於テ斯ノ如ク詳細ニ事情ヲ陳述スルニ憚カル所ナキモノハ實ニ此人等ハ教育ヲ負擔シテ勉力スルモノニシテ將來富豪仁愛ノ人ノ當ニ起スヘキ事業ノ摸範トモナルヘキモノナレハナリ予彼ノ二人ニ向ヒ我輩ノ彼等ヲ視ルヿ國家ノ恩人ノ如シ彼ノ兵ヲ率キテ强敵ヲ征スルヨリモ一層貴重ノ義務ヲ爲シタリト思フヿヲ述テ讃美ノ罪ヲ犯シタリ

京都學校ニテハ洋學ハ廣ク行ハレス只外國女教師二名アリテ該府所轄學校ニテ教授セリ此地私立學校ニ於テモ亦必外國教師アルヘシ

右教師ニ就キ稍進歩ヲ爲シタル生徒アリト雖元來此地外國語學教育ハ東京大坂ニ比スレハ其進歩著シカラス然レ𪜈是ニ由テ亦一得アリ日本學學校ノ準備善ク整ヒ且生徒ノ多キコハ國中本府ヲ以テ最トス

京都ハ其勢中學ヲ創立セサルヘカラス今小學教則ヲ卒業セントスルノ生徒已ニ夥多アレハ稍高等ノ學術ヲ教授スルノ學校ナクンハ進歩ノ途ナシ本府ハ文部省所轄中學校ヲ設立スルノ好地位ニシテ今之ヲ起スノ時ナリ且後來他處ニ中學ヲ設クルノ摸範トナルヘシ

予今此特別ノ開申ヲ呈スルハ予輩巡回中目撃セシ緊要ノ數件ニ注意センコヲ欲スルナリ

第一條

文部省所轄外國語學校ニ於テ日本ノ兒童ニ外國語ヲ教授スルニ今一層簡易精正ノ方法ナカルヘカラス之レヲ爲スニハオルレンドルフノ体裁ニ從ヒ其話法ヲ斟酌シテ用ヰハ可ナラン

第二條

地方小學生徒中大ニ進歩セシモノアリ因テ速ニ中學ヲ起シ生徒ヲシテ之レニ入學セシメ以テ其學業ヲ進歩セシムヘシ先ツ之レヲ爲スニ適當ナル地位ハ京都ナルヘシ

第三條

日本語ヲ以テ教育ノ地歩ヲ進メンニハ從來發行ノ教科書ヨリモ更ニ一層高等ノ書籍ナカルヘカラス且地理代數幾何博物等ハ新板ヲ起ササルヘカラス之レヲ爲スニモ亦特ニ飜譯スルノミナラス最好ノ洋書ヲ變更シテ以テ編成セサルヘカラス

第四條

右ニ陳述セル中學校ノタメ教員ヲ求ムルノ策二ツアリ官立外國語學校ニテ育成スル生徒ノ内ヲ以テ中學校ノ教員トスル時ハ善良ノ教師ヲ得ヘシ是一策ナリ第二策ハ官立師範學校中先ツ東京師範學校ヨリ始メテ中學ノ學科ヲ設ケ教員ヲシテ之ヲ卒業セシメ且附屬中學ヲ設クルノ方法ヲ立ツヘシ

千八百七十五年二月十九日

學監　ダビット・モルレー　謹白

文部大輔　田中不二麻呂殿

大隈伯撰開國五十年史所載子爵田中不二麻呂「教育瑣談」中の一節

廢藩置縣の後文部省の設置せらるるや、先づ第一に定額金を一定せざるべからず。是に於て從前幕府及び各藩に於て文武教育事業の爲に支出せし諸費用を調査せしめ、概計金二百萬圓なる事を認知せり。因つて新政府は同金額を以て此際教育事業一切の費額となすに恰當なるを信じ、五年九月一年二百萬圓と定めたり。然るに六年一月一百三十萬圓に減じ、八年一月貳百萬圓に復し、七月復一百七十萬圓に減じ、九年七月より十年六月まで一百七十萬四千八百圓となり、十年七月復一百二十萬圓に減少せり。此の如く國庫の都合に由り、常に增減一ならざりしを以て、施政上幾多の阻害を招致し、爲に事多くは志と違ひて、經營上一張一弛を免れず、其弊や擧げて數ふべからざるに至れり。固より勢の止むを得ざるものありとは云へ、亦頗る遺憾の事なりき。

第二項　地方教育行政機關

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　八五

國の機關たる地方教育行政機關としては地方長官及其補助機關、大學區督學局及學區取締の三者があつた。

地方長官たる府知事縣令は一般の地方行政事務を管掌するもので教育行政事務をも掌るのである。即ち府縣の教育事務を統理し、府縣立學校職員を監督し、管下の地方自治體の設立する公立學校及私立學校を監督するものである。

地方長官の補助機關として教育行政事務を擔當するものに關しては「學制」第十九章に「地方官ニ於テハ學務專任ノ吏員一二名ヲ置キ部内ノ學事ヲ擔任セシムヘシ共人名ハ衆テ本省幷ニ督學局ニ屆ケ置クヘシ」と規定して居るが、此に就き文部省は明治六年二月八日布達第十一號を以て左の如く令して居る。

地方官ニ於テ學務專任ノ吏員一二名ヲ置キ部内ノ學事ヲ可令擔任旨學制第十九章ニ掲示致候所縣官員ノ外別ニ吏員ヲ置キ候儀ト相心得往々伺出候向モ有之右ハ別ニ吏員ヲ設候儀ニ無之在來ノ吏員ヲ以テ衆勤爲致候樣可有之候尤官吏ノ儀ハ自ラ定員モ有之事務ノ繁簡ニ依テ專任ノ者別ニ差置無之候テハ不相叶節ハ不得已次第ニ付右給料ハ適宜ヲ以テ委托ノ金額ニテ取計不苦候得共此金額ハ專ラ學問普及ノ爲官金御扶助相成候譯ニ付容易ニ給料ニ遺漬候儀ハ不相叶縱令不得止次第ニテ右樣ノ廉ヘ相用候共學校興隆ノ儀ハ一般ニ爲相運候樣可致ハ勿論ニ付可成丈衆勤ヲ以テ處分可取計候此段爲心得相達候也

明治八年五月二十日各縣（三府並に開港場有之縣除く）に對する左記内務省達乙第六拾四號（輪廓附）が達せられた。

今般各廳中學務課被置候ニ付二等官三名增置候條定員ニ加ヘ適宜差繰學務專任ノ者ヲ撰教育ノ効相立候樣可致此旨相達候事

同日三府四港に對する左記内務省達丙第貳拾六號（輪廓附）が發せられた。

今般各廳中學務課被置候ニ付在來ノ官員ヲ以差繰學務專任ノ者ヲ撰ミ教育ノ効相立候樣可致此旨相達候事

大學區督學局は「學制」に依れば地方長官と協調を保ちつつ大學區内の諸學校を監督するものであり、前に述べた明治六年八月二十日文部省布達第百十三號（「學制」頒布の款參照）に依れば公私立學校設立許可の權能をも有する一の官廳である。

明治五年九月十三日太政官布告第二百六十二號を以て左の如く文部省に大中少督學が置かれた。

文部省中編輯寮被廢大中少督學被置候事

大督學　四等　　中督學　五等

少督學　六等

同日又太政官より文部省に對し左の如く達せられた。

其省中編輯寮被廢大中少督學被置候事

大督學　四等　　中督學　五等

少督學　六等

右の大中少督學は「學制」の規定に基き設置せらるべき大學區督學局の事務に從事せしむる爲に設けられたものであつて、文部本省の官吏ではなく地方教育行政機關たる性質を有するものと思はれる。

各大學區へ督學局設立之議ハ學制中ニ揭載有之候處先以第一大學區督學局之儀本部東京へ設立相成候條爲心得相達候也

明治五年十一月四日文部省は督學局に對し左の如く其處務上の心得を達した。

別紙ノ通其局當分處分心得方相達候也

督學局當分處分心得

一當今督學局所管ノ學校ハ府縣ニ屬スル學校ニ限リ其事務ハ府縣ニ屬スル事務ニ限リ候事

第一條　官立ノ大中學ト雖モ悉皆各區督學局ニテ管理イタシ候制規ニ候得共當今外國教師ニテ教授スル官立ノ學校ハ何レモ將來普通ノ學校ト異ニシテ多クハ師票學校ノ趣意ヲ以テ相立候事故府縣ヘ屬セス本省ヨリ直チニ管理相成其學長教員悉ク本省ヨリ擇任相成居候得ハ自ラ督學局ノ管理ニハ不相成候事

第二條　本省ヨリ直チニ管理スル諸學校其體裁未タ完全ナラス改革中ノ儀ニ候得ハ何レモ本省ヨリ直チニ管理無之テハ不相成候事

第三條　府縣ニ屬シ候教育事務一切督學局ノ管理タルヘキ事

但女學校ハ東京府ヘ引渡ノ見込モ候間同局管理ニ屬シ候事

第四條　府縣ニ於テ學制ノ意味未タ會得無之向モ有之教育ノ方法モ未タ相立タス候得ハ督學ハ當今專ラ府縣ノ教育事務ニ用心之レアルヘキ事

第五條　東京府ハ天下ノ首府人民輻湊ノ地ニ候得ハ學事ニ於テモ最先ツ勸化誘道不致候テハ不相成儀ニ付督學ハ是ヨリ手ヲ下シ候樣可有之候事

右の如く第一大學區督學局は其區内に在る官立學校（東京女學校は例外）には關係なく區内の公私立學校に關する事務のことを管掌したのであつた。

明治五年十一月（日闕）文部省は第一大學區府縣に對し左記同省達番外を發した。

第一大學區督學局來ル一月四日ヨリ常盤橋内元文部省内ヘ引移候條爲心得此段相達候也

明治六年一月十三日督學局に對する文部省達を以て左の如く第一大學區督學局當分假章程が定められた。

其局事務假章程別冊之通相定候間其旨可相心得候也

第一大學區督學局當分假章程

第一條　督學ハ一大學區内ヲシテ學制ノ趣意ヲ了解シ純正ナル學校ヲ建設セシムル爲メ實地施行ノ方法協議懇諭スヘキヲ以テ督學或ハ其屬員等區内ヘ巡回スルコトアルヘシ然レトモ巡回ノ順序ヲ施スハ本末先後アリ故ニ先ツ東京府内ヲ督責シ學制ノ趣意ヲ奉セシムルハ第一著タルヘキ事

但時々督學ヨリ區内ノ吏員ヲ呼出シ學制ノ趣意ヲ說示貫徹セシムルハ其常トス

第二條　中小學區々分ノ儀ハ地方官ノ便宜ニ任スヘシト雖トモ中學區番號ノ儀ハ督學局ノ見込ヲ以テ決定シ其段本省ヘ開申可致事

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで　　八九

第三條　中小學名稱ノ儀ハ其教ユル所ノ學科ト學校ノ位置トヲ參考シ學制第二十一章以下六章ト第二十九章以下中學種別ノ部ヘ照準シ督學局ニ於テ相當ノ名目ヲ下シ之ヲ本省ヘ開申スヘシ

第四條　私學私塾開業願ノ儀ハ地方官添書ヲ以テ督學局ヘ申出學科教則等總テ先般布達第三十四號ノ趣意ニ異同アルヤ否ヲ檢査シ不都合無之者ハ督學局ニ於テ之ヲ許シ追テ本省ニ開申シ及フヘキ事

但開業差許候節ハ督學局許可ノ印章ヲ以テスヘシ

第五條　私學私塾家塾ノ教員タルモノ若シ不行跡ニシテ生徒ノ爲ニ弊害ヲ醸ス樣ノ事於有之ハ地方官ト協議シ之ヲ譴責シ以テ改心セシムヘシ若シ聽從セサル者アラハ其職ヲ止メシメ之ヲ本省ヘ開申スヘシ

第六條　學制第四十七章ニ有之候通教員其教授ノ方法行屆キ生徒ノ進歩他ニ秀越確然其功勞アルモノハ之ヲ地方官ト議シ共見込書ヲ添テ之ヲ本省ニ達シ相當ノ褒賞ヲ與フルコトヲ議スヘシ

第七條　教員ノ儀當分地方官ニ委任スルト雖モ督學局官員巡視ノ時ニ當テ尙其教授ノ方法生徒ノ教導ヲ檢査シ其任ニ相當セサルモノハ直ニ之ヲ地方官ニ議シ學區取締ニ告ケ以テ其職ヲ止メシムヘシ

第八條　督學局ニ於テ管理スル所ノ諸學校ニテ生徒學等卒業シ大試業アル時ハ官員ノ中一二名之ニ臨席スルコトアルヘシ

第九條　試驗ノ節生徒學業優等ニシテ平素行狀正シキ者アラハ之ヲ本省ニ達シ相當ノ褒賞ヲ與フヘシ

但右等ノ生徒アラハ之ヲ學區取締ヨリ地方官ヲ經テ督學ヘ出スヘシ

第十條　私學私塾家塾ノ生徒ニテ貸費ヲ願フ者アラハ當分ノ中外國教師ニテ教授スル生徒ハ當區第一番中學ヘ醫學生徒ハ醫學校ヘ送リ學科試驗ヲ受ケシメ共學力右二學校ノ貸費生ト同等ナル者ハ貸費ヲ許スヘシ

第十一條　初等留學生ヲ選擧スルノ方法ハ其學業ヲ授ケシ所ノ教師ヨリ中學卒業試驗ノ證書ヲ具ヘ其選擧見込ヲ詳記シ之ヲ督學局ヘ出タシ督學局ニテ之ヲ檢査スヘキヲ以テ法トスル者ナレ共當分官立中學校ノ儀ハ本省管轄ノ者ナレハ督學局ニ於テ關係ヲ致サヽル事

但シ私學私塾中正則ノ中學アツテ此選擧アルトキハ督學局ニテ之ヲ檢査シ甲第ノモノ本省ニ出スコト學制第六十五章ニ順フヘシ

第十二條　受業料ノ儀學區ノ情態ニヨリ學制ニ定ムル所ノ下等受業料以下相定タク願出候ハヽ督學局限リ差許スヘシ

第十三條　諸學校ヨリ毎年出ス所ノ表ハ之ヲ督學局ニ集メ督學局ニ於テ別段合表ヲ作リ之ヲ本省ヘ出スヘシ

第十四條　第一大學區內ヨリ願伺等ノ件々又其區內中ヘ布令回達等ハ總テ督學局ニ於テ指揮致スヘシ

但各大學區ニ關係スルカ或ハ金額等ニ係リ候儀ハ本省ヘ可伺事

第十五條　學務專任ノ吏員幷學區取締ハ都テ地方官ノ見込ヲ以テ命スル者ト既ニ學制中揭載有之候得共學制之御趣意充分會得奉戴シ管內人民ヲ勸誘シ勉メテ學ニ從事セシムルモノニ非サレハ教育擧ラス從來ノ陋弊モ亦隨テ脫カレス終ニ文部省ノ御趣意ニ悖リ有名無實ニ屬ス因テ共任ニ適セサル者ハ直チニ地方長官ニ議シ其職ヲ免シ適當ノ者ヲ撰擧スルコトアルヘシ

第十六條　即今ノ處督學局定額金ハ別ニ不相定時々伺出之上本省用度局ニテ可取計事

明治六年二月三日文部省は第一大學區督學局に對し左の如く自今東京女學校を文部省の直轄とすべき旨を達した。

女學校ノ儀於其局管理致シ來候處詮議ノ次第有之自今於本省直ニ管理致候條其旨相達候事

明治六年五月二十日督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程が定められた。

別紙督學局事務章程相渡候條右ニ照準シ處分可致候事

督學局事務章程

第一條　各大學區ヘ督學局ヲ設クル所ノ趣旨ハ學制第十五章ニ掲載スル如ク專ラ本省ノ意向ヲ奉シ地方官ト協議シ大學區中ノ公私諸學校ヲ督シ學科教則ノ得失生徒ノ進否等ヲ檢査シ學制ノ旨意ニ悖ル事アラハ論議改正スルヲ以テ責任トス

第二條　督學ハ臨時區内ヲ巡回スルコアルヘシ

第三條　視察ハ一年兩回區内ヲ巡回スヘシ即五月十一月ヲ以テ其期ト定ムヘシ

第四條　視察巡回ノ時ハ其經視スル處學事ノ形況教員ノ臧否生徒ノ進歩等各其手簿ニ詳記シ歸局ノ上之ヲ督學ニ陳述シ若シ事務妥當ナラサルモノ或ハ規則ノ改正スヘキ者等アラハ速ニ之ヲ協議商量シ以テ善美ナラシム

第五條　中小學區々分ハ學制掲載スル定規ニ照準シ地方官ノ便宜タルヘシ中學區番號ハ決定シテ本省ヘ上申ス

第六條　小學普及ノ爲メ府縣學區ヲ扶助スル委托金額ハ一箇年分兩度ニ本省ヨリ受取リ之ヲ地方官ニ渡ス其渡方ニ於テ翌年分半高ハ前年ノ十二月トシ殘リ半高ハ其年六月之ヲ渡ス

但之ヲ地方官ヘ渡ス時ハ地方廳ノ印章ト受取人ノ實印ヲ以テ其證書ヲ出サシメ之ヲ本省ヘ上申ス

第七條　中小學名稱ノ儀ハ其教ユル所ノ學科ト學校ノ位地トヲ參考シ學制第二十一章以下ノ六章ト第二十九章以下

中學種別ノ部ニ照準シ其名稱ヲ下シ本省ヘ上申ス

第八條　公私ノ中小學及私塾ノ別ナク開業セント欲セハ地方官ヨリ督學局ニ申出公學ハ學制第百七十八章私學ハ同第百七十九章掲載スル文例ニ異同アルヤ否ヲ檢査シ之ヲ許可スルモノハ毎年四月中本省ヘ上申ス

第九條　諸學ノ教員タル者行狀不正或ハ怠慢ニシテ生徒ノ弊害ヲ釀スコアラハ地方官ニ協議シ之ヲ譴責シテ改心セシムヘシ若シ悔悟セサレハ速ニ其職ヲ止メ本省ヘ上申ス

但免狀アルモノハ之ヲ收取スルヲ法トス

第十條　學制第四十七章ニ掲載スル教員其教授ノ方法行屆生徒ノ進歩他ニ秀越シ其效績昭著ナルモノハ之ヲ地方官ト議シ見込書ヲ副ヘテ本省ニ上申ス

第十一條　管理内諸學校ニテ生徒學等卒業ノ大試業アル時ハ督學局官員臨席スルコアルヘシ

第十二條　試驗ノ節生徒學業優等ニシテ平素行狀正シキ者アラハ學區取締ヨリ地方官ヲ經テ之ヲ督學局ヘ出シ督學局官員巡回ノ節之ヲ檢査シ本省ニ具狀ス

第十三條　公私中小學及私塾家塾ヲ論セス入學ノ生徒貸費ヲ願フモノハ學制第百六十一章以下掲載ノ法ニ隨テ處分スヘシ

第十四條　海外留學生撰擧スルノ方法ハ學制第五十八章ヨリ同第八十八章マテ及ヒ同第百十一章以下掲載ノ法ニ隨テ處分スヘシ

第十五條　受業料ハ學區ノ情態ニヨリ學制ニ定ムル下等受業料以下適宜斟酌ヲ加ヘ願出ル者ハ督學局限リ許可ス

第十六條　諸學校及地方官ヨリ出ス處ノ表ハ督學局ニ於テ別ニ一種ノ合表ヲ製シ毎年四月中之ヲ本省ニ上申ス

第二章　「學制」頒布より明治十二年教育令制定に至るまで

第十七條　地方官ヨリ上達ノ指令及ヒ其區内一部分ノ學校等ヘ布令回達ハ總テ督學ノ權利ヲ以テ施行ス
但他ノ大學區ニ關係スル事項ハ決ヲ本省ニ取ル可シ

第十八條　學務專任ノ吏員幷學區取締ハ地方官ノ見込ヲ以テ命スル者ト雖モ學制ヲ體認シ管内人民ヲ奬勵シ勉メテ學ニ就カシムルモノニ非レハ到底文部省ノ意向ニ悖リ有名無實ニ屬ス因テ其任ニ適セサル者ハ之ヲ地方長官ニ議シ其職ヲ免シ新任撰擧スルノ權利ヲ有ス

第十九條　諸學校ノ諸規則等其報告ニ從ヒ區分ニ因テ番號ヲ立テ逐一之ヲ冊記シ其改正アル者ハ隨テ之ヲ附記シ諸學校ノ沿革ヲシテ一目瞭然タラシム

第二十條　諸學校或ハ人民ヨリ學事ニ渉リ請問及建言等スル者アレハ之ヲ說明取捨シ學制ノ趣意ヲ徹底セシム
但他ノ大學區ニ關係スル事項ハ決ヲ本省ニ取ル

第二十一條　諸學校ノ位置公私ノ分別等ハ兼テ之ヲ記錄シ臨時案考ニ便ス

第二十二條　府縣委托金ノ遣拂ニ於テ偏重ノ處分アラハ之ヲ督責シテ普及ノ趣旨ヲ全スヘシ
但其地方ニ因リ止ムヲ得サル事情アルモノハ決ヲ本省ニ取ル

第二十三條　外國教師有之學校等ニテ委托金ニ屬セサル費用アルモノハ巨細本省ヘ上申其許可ヲ以テ下達ス

第二十四條　人民寄附金積金等アルモノハ表ヲ作リ毎年四月中本省ニ上申ス

第二十五條　外國教師雇入ヲ願フ者アラハ明治六年第七號ノ布令ニ照シ之ヲ檢査シ本省ノ許可ヲ經テ地方官ヘ下達ス

第二十六條　外國教師傭入ノ允許アレハ和洋文條約書ヲ出サシメ之ヲ本省ヘ上申シ外務省雇入免狀及内地通行免狀ヲ得テ之ヲ地方官ヘ下達ス

明治六年五月二十日第一大學區督學局は左の如く督學局官員學區内巡回心得を定めた。

督學局官員學區内巡回心得

一督學視察區内ヲ巡査スル時ハ前以之ヲ各地方ヘ報知シ兼テ學事ニ付一切ノ書類ヲ取纏メ置管内學事沿革ノ摸樣總テ一目瞭然タラシメ且不詳ノ事等アラハ之レヲ請問具備セシムヘシ

一各縣管下巡回ノ節ハ其地ノ學務專任及ヒ學區取締ヲシテ各自其所轄ノ公私諸學校ヘ誘導セシメ教官ノ良否生徒ノ進否等總テ其校ノ景況逐一下問シ之レヲ其手簿ニ記載シ歸局ノ上之ヲ協議シ改正スヘキ事アラハ議決シテ速ニ之レヲ其地方ニ報告シ以テ訂正セシムヘシ
但シ既ニ頒布シタル制令等ニ違犯セル事アラハ即時其場ニ於テ忠告改正セシムヘシ

一公學校ニ於テ必ス學制教則及條例ニ依準セシメ宜シク學務專任學區取締及其教員ヲシテ之レヲ解得熟知セシムヘシ
但シ情實止ヲ得サル事故アラハ臨機斟酌ヲ加ユルトモ畢竟生徒ノ進歩ヲ旨トセシムヘシ

一私學校ニ於テハ其校則教則ノ當否ヲ督視スルハ勿論ナレトモ殊ニ政體國法及修身等ニ關係シ弊害アルモノハ其書籍ヲ本局ニ齎歸シテ尙協議ヲ遂ケ之レヲ其地方官ヘ令シテ之レヲ嚴肅禁止セシムヘシ

一公學校ニテ就業時間宗教ニ關係ノ書類ヲ教授スル事アラハ之レヲ其地ノ學務專任ニ告ケ禁止セシムヘシ

一公私ノ諸學校トモ其位置及建方ニ於テ或ハ空氣ノ交通ヲ防遮シ或ハ暑寒ノ防キナク或ハ其近傍ヘ牧蓄等アリテ生

徒ノ健康ヲ害スル事アラハ能ク之レヲ考察シ學務專任或ハ學區取締ニ告ケ其位置ヲ止メ或ハ轉換セシムヘシ

但シ公學校ニ於テハ最モ注意スヘシ

一公學校ニテ用ユル所ノ書籍ハ兼テ布令書目錄ニ依準セシムヘシ然レトモ若シ止ヲ得サル事故アリテ他ノ書籍ヲ用ユルモノハ能ク其情實ヲ糺明シ其書籍ヲ檢閱シ强テ不都合ナキモノハ之ヲ允許シテ其便宜ニ任スヘシ

一公私學校ニ於テ其維持ノ見込立タサルカ又ハ他ノ事故アリテ公學校トナラン事ヲ兼テ願出スルモノハ巡査ノ時ニ當テ能ク其教則校則生徒ノ進否等總テ學校ノ體裁ヲ檢考シ歸局ノ上尙之ヲ協議シ他秀越スルモノハ地方ニ告ケ幾分ノ扶助金ヲ配當セシムヘシ

一公私學校ニ於テ學業優等ノ生徒アリ地方官ヨリ褒賞ヲ與ヘン事ヲ兼テ申出スル向ハ巡査ノ時ニ當テ之レヲ驗査シ詳ニ之レヲ本省ヘ具狀シ以テ之ヲ與フヘシ

一公私諸學校ノ廢立或ハ合併等ハ區內ノ人口ト地理ノ便不便トヲ照考シ地方官ト協議シ宜シク之レヲ處置スヘシ

一巡回中便宜ニ由リ一中區內ノ學區取締及公學校ノ教員ヲ集會セシメ以テ各地學校ノ形勢教育ノ進否用書ノ得失ニ至ルマテ之ヲ悉ク協議ノ上各其見込書ヲ出サシメ此ニ於テ巡廻ノ官員之カ議長トナリ小事ハ宜シク其場ニ決裁シ大事ハ歸局ノ上決ヲ督學ニ取テ處分スヘシ

但シ私學校教員ト雖モ此議ニ會センコヲ欲スルモノハ素ヨリ之レヲ許シ尙其請問見込ヲ聽クヘシ

一各地方管下邊隅僻地ニ至テハ素ヨリ民家疎隔ニシテ私學校ノ設ケ尠ケレハ勉メテ公學校ヲ建設セシメ小學教科ヲ斟酌シテ農家營業ノ用ニ足ルヘキ教科ヲ設ケテ教授スルモ妨ケナシ因テ此等ノ地ニ於テ多ク家塾ヲ設ケ童蒙ヲシテ筆讀算ノ三科ニ熟達セシムルヲ旨トスヘシ

但シ學制第二十五章ニ就テ見ルヘシ

明治六年七月三日文部省達第九十五號を以て左の如く當分の內各大學區合併督學局が文部省內に設けらるることとなった。

右は明治六年六月十九日文部省より太政官に對し

今般督學局ヲ當分之內本省中ニ被置候條條爾後學事ニ付伺届等同局ヘ宛可差出此段相達候事

客歲學制御公布以來天下ノ學事日月ニ盛ンニシテ各地方擧テ先學務專任ノ吏員ヲ置キ學區ヲ分畫シ次ニ學區取締ヲ選擇シ公私ノ學校ヲ設立シ小學ニ至テハ一府縣ニシテ數百ノ校ヲ設ケ即今ノ處其數屈指ニ遑アラス然リト雖モ唯校數ノ多キヲ以テ足リトスルニ非ス敎科ノ良否生徒ノ進否等ヲ檢査シ整正良全ノ域ニ進マスンハ非ス是學制第十五章ニ各大學區本部毎ニ督學局一所ヲ設ケ督學ヲ置區中ノ諸學校ヲ督スト揭載コレアル所以ニシテ旣ニ第一大學區督學局ノ儀ハ先般當府下ニ取設相成他ノ各大學區ノ儀ハ時機相見合居候處前條ノ如ク追々各區ノ學事相擧リ候付テハ今日ノ急務勿論ニ候ヘトモ目今猶不得止儀有之未タ府縣往復ノ便ヲ得ス且費用ノ金額モ及ハサル所アリ故ニ先本省中ニ各大學區合併ノ督學局一所ヲ設ケ官長二三員ヲ拜シ一員毎ニ二大學區或ハ三大學區ノ事務ヲ分任管掌爲致度尤現今本省事務全ク督學ノ事務ト混合致シ其錯雜云フヘカラサル程ニテ不都合モ不少候間一ハ事務上ニ於テモ區ノ分相立允當ヲ得可申二ハ往々大學區本部ニ同局ヲ置ク時ニ當テ事務慣熟體裁ヲナシ多少ノ便宜ヲ得可申存候條至急著手仕度此段相伺候也

と伺出で太政官の許可を得た結果である。

明治六年七月二十日各大學區督學局に對する文部省達を以て左の如く督學局事務章程中に改正が行はれた。

其局事務章程中第十七條別紙之通リ更正致シ候條此段相達候事

第十七條更正

一地方官ヨリ上達ノ指令及ヒ其區内ノ地方廳或學校等ヘ布令回達者總テ督學ノ權利ヲ以テ施行ス

但新規創立ノ事件及ヒ他ノ大學區ニ關係スル事項ハ決ヲ本省ニ取ルヘシ

明治六年八月十二日太政官布告第二百九十六號を以て左の如く文部省職員中大少監を廢し、從來の大中少督學の外に大中少視學書記を置き又教員の等次學位の稱號に改正が行はれた。

文部省職員中大少監ヲ廢シ更ニ大中少視學書記ヲ置キ且教員ノ等次學位ノ稱號等別表ノ通改定候條此旨布告候事

文部省官等表　明治六年八月十二日改定

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	
卿	大輔	少輔	大丞	少丞											
			大督學	中督學	少督學										
							大 錄	權大錄	中 錄	權中錄	少 錄	權少錄			
							大視學	中視學	少視學	大書記	中書記	少書記			

一等外	同	同	同
二等	三等	四等	

（以　下　略）

右の大中少視學は先に大中少督學に就て述べたと同じく大學區督學局の事務に從事せしむる爲に設けられたものであつて、文部本省の官吏ではなく地方教育行政機關として見るべきものと思はれる。

明治七年四月十二日文部省は各大學區合併督學局に對し左の如く之を本省の一局とする旨を達した。

第一大學區督學局

第二同

第三同

第四同

第五同

第六同

第七同

右一局ニ合併事務取扱可致事

從前の合併督學局は本省内に設けられたとは云へ其性質上は各大學區督學局の聯合體といふべきものであつたが、今回の改正に依り、文部省の外局たる督學局となり、各大學區の監督機關即ち地方教育行政機關としての存在を失ふこととなつた。即ち大學區督學局として「學制」に規定したものは爾來單に紙上の制度たるに過ぎなくなつたのである。

此の如き次第であるから此後督學局に關することは中央教育行政機關の款に於て之を說くこととする。

學區取締は「學制」の定むる所に依り各中學區内に置かれたもので、其數は一中學區内十人乃至十二三人で各人が二

十或は三十の小學區を分擔し、專ら區內人民を勸誘して務めて學に就かしめ、且學校を設立し、或は學校を保護すべきの事或は其費用の便用を計る等一切其受持所の小學區內の學務に關することを擔任し、又一中學區內に關する事は互に相論議し專ら便宜を計り區內の學事を進歩せしめん事を務むべきもの（「學制」第八章）であつた。

學區取締の身分待遇のことに關しては明治七年五月十九日太政官達第六十六號（輪廓附）は左の如く規定して居る。

各地方學區取締身分ノ儀自今十二等ヨリ十五等マテ適宜ノ官等ニ準シ可取扱條給ノ儀ハ學制第十一章ノ通可相心得

尤等級並ニ俸給共取調文部省ヘ可屆出此旨相達候事

但區戶長ニテ兼勤候モ勝手タルヘキ事

以上國の機關たる地方教育行政機關の外に教育行政事務を行ふ地方自治團體は如何たるものであつたか。

當時國の行政區劃として府縣があり府縣の內に區（市部）と郡とがあり郡の內に町村があつたが、府縣は國の行政區劃たると同時に一般の地方公共事務を施行する下級自治體であつた。郡は之に反して單に國の行政區劃たるに止まり自治體ではなかつた。府縣と區町村とは初めは法令の上では明瞭に自治體として規定せられなかつたが、實際に公費を徵收して一般の地方公共事務を行つて居たのであるから、共實質に於て自治體たることは疑なき所である。而して明治九年十月十七日太政官布告第百三十號を以て「區町村金穀公借共有物取扱、土木起功規則」が制定せられ、區町村が公共事業を起し、共有の地所建物を隨意に處分し、金穀を公借し得ることが明に認められ、又明治十一年七月二十二日太政官布告第十七號を以て「郡區町村編制法」、同日太政官布告第十八號を以て「府縣會規則」、同日太政官布告第十九號を以て「地方稅規則」が制定せられ、明治十三年四月八日太政官布告第十八號を以て「區町村會法」が制定せられ、漸次府縣及區町村の自治體たる性質が法の上に現はるるに至つた。

然るに「學制」は其制定當時府縣や區町村の自治體たる性質がまだ十分に認められなかつた故でもあらうが、當時存在して居た一般地方公共事務を施行する自治體即ち府縣及區町村を利用し、之をして地方教育行政に關與せしむる主義を取らずして學校の設立維持のみを目的とする特別の自治體を作らしむる主義を取つた。

「學制」は全國を大學區に分ち、各大學區を中學區に分ち、各大學區に一箇の大學校各中學區に一箇の中學校各小學區に一箇の小學校を設くることとしたのであるが、大學校は大學區をして設立せしむるのではなく、官立として政府自ら之を設立する趣旨であつたと思はれるから、大學區は單に官立大學校を設置する地域的分劃たると共に大學區督學局の管轄區域といふのみで自治體ではなかつた。之に反して中學校は各中學區、小學校は各小學區をして之を設立せしむる趣旨であつたから、中學區と小學區とは學校設立維持を目的とする特別の自治體であつた。而して自治體たる中學區及小學區の行政を掌る機關は如何なるものであるか規定の上で頗る明瞭を缺いて居るが、恐らく學區取締が即ち其機關であつたのであらう。若し然りとせば、學區取締は前述べた如く國の機關として就學奬勵等のことを掌ると共に學區といふ自治體の機關として學校設立に關する費用の徵收等のことをも掌つたものであつて、前に學區取締の職務として擧げた費用の便用云々の如きは自治體の機關としての學區取締の職能たるに外ならぬのである。

此の如く「學制」は中學と小學とに就ては學區といふ特別の自治體をして之を設立せしむる趣旨であることを規定して居るが、其外例へば公立の師範學校や專門學校などに就ては、何者を其設立主體とする意味であるか少しも規定をし

て居らぬ。而して實際に於て師範學校專門學校の如きは各府縣に於て設立したのであるから、此點からいふと、一般地方公共事務を行ふ府縣といふ自治體が地方教育行政にも關與した譯である。而して府縣といふ自治體が學校等を設立し教育行政事務を施行する場合には府知事縣令は國の機關たると同時に一面には府縣といふ自治體の首長たる資格に於て共自治體の教育行政事務を統理するのである。

右の外「學制」には何等の規定もないが實際に於ては郡長が國の機關として其郡內に在る學校等のことに就き教育行政事務を監督し若くは之に關與し又區長戶長が或は國の行政區劃たる區町村の行政廳たる資格に於て、或は自治體たる區町村の行政廳たる資格に於て區町村內に在る學校等のことに關し相當關與したであらうと思はれる。（戶長が「學制」第十一章の規定に依り學區取締たる場合には學區取締たる資格に於て學區內の教育事務を掌ることは勿論である。）

學事諸統計　第一期附表

（自明治五年　至同十一年）

文部省經費

明治六年　常額金出納概略

類別（入金）	金額
常額金	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇円
明治五年十一月ヨリ越金	四八、四二六・九九九
別途諸入金	三五、五〇九・四四七
總計	一、三八三、九三六・四四六円

類別（出金）	常額金出金
官員幷雇給料	一四七、七〇六・九九二円
文部省諸經費	五〇、三七八・七六八
書籍器械費	六二、二八〇・三五五
營繕費	八六、八九〇・二五七
外國教師給料	二〇〇、〇七二・〇四七

内外行旅費	三一、一六〇・〇三九円
海外留學生學費	一四八、二四八・六七一
府縣小學委托金	二、六六四二五・二七六
博物局及藥園費	二、〇一五・七三〇
府縣舊學校費	六四、七〇〇・三八五
督學局費	二九六・八七九
東京開成學校費	四一、八三一・七五五
東京醫學校費	四〇、〇五七・六七一
東京獨逸學教場費	六七〇・六七五
大坂舊醫學校費	四、八四九・四九六
長崎醫學校費	二八、五八四・七八五
大坂外國語學校費	三〇、二一七・二四六
長崎外國語學校費	一五、四五〇・七四一
東京外國語學校費	三、七一二・〇二七
東京師範學校費	二〇、五一三・三九一
大坂師範學校費	三、三七一・五九七
宮城師範學校費	五、〇二九・九八七
東京女學校費	一、七六一・六二〇

外國注文書器購求費未決算

總計	一、三八一、六九五・三四八円

納金總計　一二五、四六八・九五八

出金總計　一、三八三、九三六・四四六円

差引殘　一、三八一、六九五・三四八

明治七年　入金總計

類別	常額金	額外金	合計
常額金	洋銀　一、二三四、八六七・九六五円	洋銀　一五、〇七二・九〇〇円	洋銀　一、二三九、九四〇・八六五円
明治六年學資幷外國注文書器購求費未決算	洋銀　七二、三五〇・三九弗セント	洋銀　一〇〇・〇〇弗	洋銀　七二、四五〇・三九弗セント
總計	洋銀　一二五、四六八・九五八円	—	洋銀　一二五、四六八・九五八円

明治七年　出金總計

學事諸統計（第一期附表）

類別	常額金	額外金	合計
常額金	洋銀　一、二三四、八六七・九六五円	洋銀　一五、〇七二・九〇〇円	洋銀　一、二三九、九四〇・八六五円
明治六年學資幷外國注文書器購求費未決算	洋銀　七二、三五〇・三九弗セント	洋銀　一〇〇・〇〇弗	洋銀　七二、四五〇・三九弗セント
總計	洋銀　一、三五〇、三三六・九三円 七二、三五〇・三九弗セント	洋銀　一五、〇七二・九〇〇円 一〇〇・〇〇弗	洋銀　一、三六五、四〇九・八三三円 七二、四五〇・三九弗セント

類別		額金額外金合計		
文部省		洋銀 四九九、三〇九、三三弗セント 二五、〇五七、二七	円	四九九、三〇九、三三弗セント 二五、〇五七、二七
學區府縣舊學校費	府縣小學扶助委托金	二九六、〇四四、八八四七、五九三、一六八		二九六、〇四四、八八四七、五九三、一六八
督學局費（明治七年十二月分）		一、九五六、四〇〇	洋銀	一、九五六、四〇〇
文部省	東京開成學校補助金	一三一、四八五、四七八弗セント 一四、八三四、二一	洋銀	一三一、四八五、四七八弗セント 一四、八三四、二一
	東京醫學校補助金	八四、九四五、七一九弗セント 二九、四〇三、三四	洋銀	八四、九四五、七一九弗セント 二九、四〇三、三四
	長崎醫學校補助金	二一、四七三、四五二弗セント 六四四、三〇	洋銀	二一、四七三、四五二弗セント 六四四、三〇
	東京外國語學校補助金	八三、〇一九、六二四弗セント 二、二一七	洋銀	八三、〇一九、六二四弗セント 二、二一七
	愛知英語學校補助金	八、〇〇〇、〇〇〇円	洋銀	八、〇〇〇、〇〇〇円
	大坂英語學校補助金	二一、〇〇〇、〇〇〇円	洋銀	二一、〇〇〇、〇〇〇円

司藥場牛痘種繼所		學校		直轄	
京都司藥場費	東京司藥場費	東京女學校補助金	八、〇〇〇、〇〇〇円	廣島英語學校補助金	八、〇〇〇、〇〇〇円
牛痘種繼所費		宮城師範學校補助金	九、〇〇〇、〇〇〇円	長崎英語學校補助金	九、〇〇〇、〇〇〇円
		新潟師範學校補助金	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	新潟英語學校補助金	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
		長崎師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円	宮城英語學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円
		廣島師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円	東京師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円
		大坂師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円	愛知師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円
		愛知師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円	大坂師範學校補助金	一一、〇〇〇、〇〇〇円
料	賜饌				

外國注文書器購求費未決算

類別	定額常費入金	額外常費入金	合計
總計	洋銀 一、三六八、五九一・二六 帶セント 七二、三五〇・三九	洋銀 一六、〇六八・六二 帶セント	洋銀 一、三八四、五九七・八七二 帶セント 七二、三五〇・三九

明治八年自一月至六月　經費入金

類別	定額常費入金	額外常費入金	合計
文部省（明治八年一月ヨリ同六月マデ受取額）	洋銀 九五五、七〇二・五七 帶セント 二六、九九三・村六	洋銀 三一、二八〇・六九五 帶セント 二四・九一	洋銀 九八四、九八三・二三 帶セント 二七、一〇八・六七
官立學校補助金（明治七年十二月ヨリ越高）	洋銀 四〇、六三八・七一〇 帶セント 一、〇八〇・七四		洋銀 四〇、六三八・七一〇 帶セント 一、〇八〇・七四
明治七年未決算元受額	洋銀 一三一、〇二九・九二 帶セント 二、三五〇・〇〇		洋銀 一三一、〇二九・九二 帶セント 二、三五〇・〇〇
總計	洋銀 一、一三五、三五一・一五八 帶セント 三〇、三五四・三〇	洋銀 三一、二八〇・六九五 帶セント 二四・九一	洋銀 一、一六六、六三一・八五三 帶セント 三〇、八六九・四一

額外常費入金總計中　明治七年東京司藥場費未決算　四五〇・〇〇〇円

明治八年自一月至六月　經費出金

類別	定額常費出金	額外常費出金	合計
文部省	洋銀 三二八、二六〇・七二五 帶セント 一四、三五〇・四三	洋銀 三〇、八三〇・六九五 帶セント 二四・九一	洋銀 三四九、〇九一・四三 帶セント 一四、三五五・三四
督學局費	洋銀 一一、八九九・三一八		洋銀 一一、八九九・三一八
東京博物館費	洋銀 二、九九九・九六四		洋銀 二、九九九・九六四
東京書籍館費	洋銀 二、九九九・六九八		洋銀 二、九九九・六九八
東京司藥場費	洋銀 八、五二五・〇〇〇		洋銀 八、五二五・〇〇〇
東京都司藥場費	洋銀 五、九九九・九八六		洋銀 六、四四四・九八六
大坂司藥場費	洋銀 四、四〇〇・〇〇〇	洋銀 四五〇・〇〇〇	洋銀 四、四〇〇・〇〇〇
牛痘種繼所費	洋銀 四九六・二二三		洋銀 四九六・二二三
府縣小學扶助金	洋銀 三五〇、九四六・九〇五		洋銀 三五〇、九四六・九〇五
府縣舊學校費	洋銀 一四、九八一・三三五		洋銀 一四、九八一・三三五
東京開成學校補助金	洋銀 七三、六五七・五九四 帶セント 四、六八〇・八七		洋銀 七三、六五七・五九四 帶セント 四、六八〇・八七
東京醫學校補助金	洋銀 四三、一六二・一七五 帶セント 九、七〇〇・〇〇		洋銀 四三、一六二・一七五 帶セント 九、七〇〇・〇〇

學事諸統計（第一期附表）

	洋銀
東京外國語學校補助金	二四、二九一・四八円
東京英語學校補助金	一、一五三・三三弗セント
愛知英語學校補助金	一六、七四二・八四四円
大坂英語學校補助金	八、八三六・七九七
廣島英語學校補助金	九、九六六・六〇五
長崎英語學校補助金	八、三八三・〇六六
新潟英語學校補助金	八、六九一・二九七
宮城英語學校補助金	四、六九五・〇七七
東京師範學校補助金	一〇、〇八一・八〇三
愛知師範學校補助金	一二、九一四・五三五
大坂師範學校補助金	一三、三一九・九七三
廣島師範學校補助金	八、九二七・四八八
長崎師範學校補助金	八、四〇五・八〇三
新潟師範學校補助金	一〇、〇六三・八〇七
宮城師範學校補助金	七、二七五・〇一八
東京女子師範學校補助金	八、三五八・九六三
東京女學校補助金	六、六三八・八九七
	二、九〇六・八四一

自明治八年七月
至九年六月　文部省經費入出金

類別	定額常費入金	額外常費入金	臨時費入金	貸費入金	合計
入金總計	洋銀 一、六三一、二七九・一九三円 弗セント 三〇、四三七・九四	洋銀 八一、五一六・三五五円 弗セント 五、五〇八・〇〇	五、〇〇〇・〇〇〇円	三三、三三二・四六六円	洋銀 一、七四一、〇二八・〇〇二円 弗セント 三五、九四五・九四

	洋銀	弗セント
總計	一、〇〇八、七一九・二〇五円	三〇、七四四・六三
備考		
定額常費出金總計中　文部省費中	三一、二八〇・六九五円	二四・九一
明治七年未決算	一三一、〇二九・九二一円	
明治八年未決算	二、五〇〇・〇〇〇弗セント	
額外常費出金總計中文部省費中明治八年未決算	九、五二四・九六〇円	
	八、四〇〇・〇〇弗セント	
差引殘大藏省へ納付額	二五、六〇〇・〇〇〇円	
洋銀	一一六、六五一・九五三円	
	四九九・八七弗セント	

類別	定額常費出金	額外常費出金	臨時費出金	貸費出金	合計
出金總計	洋銀　一、六二七、四三二、四三円 帶セント　二九、四九九、三九	洋銀　七二、二六一、九三円 帶セント　五、五八、〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇円	三三、三三二、四六六円	洋銀　一、七一九、〇〇一、九三円 帶セント　三四、九六七、三九
差引殘大藏省へ納付額	洋銀　一三、八五三、七六一円 帶セント　九七八、五五	洋銀　九、三四四、四三円	—	—	洋銀　三三、一〇四、二〇三円 帶セント　九七八、五五

類別	定額常費出金	額外常費出金	臨時費出金	貸費出金	合計
文部省費	一九二、九六一、二四円	五八、五四四、二七九円	—	—	二七九、七五八、〇五九円
督學局費	洋銀　九、九五六、一一帶セント	洋銀　一、五七七、〇〇帶セント	—	—	洋銀　一二、一四三、一一帶セント
東京博物館費	二五、〇一九、四五二円	二、〇六五、四四〇円 （未決算分） 洋銀　五二、〇〇帶セント	—	—	二七、〇八四、八九二円 洋銀　五二、〇〇帶セント
東京書籍館費	八、九三三、二〇三円	—	—	—	八、九三三、二〇三円
府縣小學扶助金	五、九九九、七八八帶セント	—	五、〇〇〇、〇〇〇円	三三、三三二、四六六円	洋銀　五、九九九、七八八帶セント 七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
府縣舊學校費	四〇五、五九六	—	—	—	四〇五、五九六

類別	定額常費出金	額外常費出金	臨時費出金	貸費出金	合計
東京開成學校補助金	一二五、五六五、七六八円	二、六一五、九〇〇円	—	—	一、八一八、六八円
東京醫學校補助金	洋銀　六、一九三、二八帶セント	洋銀　六五〇、〇〇帶セント	—	—	洋銀　六、八四三、二八帶セント
東京外國語學校補助金	九七、九二五、五四七円 一三、三一〇、〇〇帶セント	七、〇一三、三五〇円 二、八〇〇、〇〇帶セント	—	—	一〇三、九三七、八九七円 洋銀　一六、一一〇、〇〇帶セント
東京英語學校補助金	次三、一五三、九二〇円	三六九、二五三円	—	—	次三、一五三、一九〇円
愛知英語學校補助金	四九、七一〇、三〇〇	—	—	—	四九、七一〇、三〇〇
大坂英語學校補助金	一八、四三九、七六七	—	—	—	一八、四三九、七六七
廣島英語學校補助金	二〇、二〇三、九八四	—	—	—	二〇、二〇三、九八四
長崎英語學校補助金	一六、一五〇、二四〇	一、五七七、〇〇	—	—	一七、七二〇、二四〇
新潟英語學校補助金	一二、二六四、二四〇	—	—	—	一二、二六四、二四〇
宮城英語學校補助金	一二、一八九、七三三	—	—	—	一二、一八九、七三三
東京師範學校補助金	一一、〇六六、〇二八	—	—	—	一一、〇六六、〇二八
愛知師範學校補助金	三八、四四〇、〇〇三	—	—	—	三八、四四〇、〇〇三
大坂師範學校補助金	二七、七六七、六九三	—	—	—	二七、七六七、六九三
廣島師範學校補助金	二六、五六三、七〇二	—	—	—	二六、五六三、七〇二
長崎師範學校補助金	二九、一九五、〇八四	—	—	—	二九、一九五、〇八四
新潟師範學校補助金	二四、〇八六、五四七	—	—	—	二四、〇八六、五四七
	三三、五六三、二八五	—	—	—	三三、五六三、二八五

宮城師範學校補助金	二一、五三四・五三〇円	三九、五七三円	―	二一、五七四・一〇三円
東京女子師範學校補助金	二七、三六〇・七三三	―	―	二七、三六〇・七三三
東京女學校補助金	七、四八六・一五九	一五、二一四	―	七、五〇一・三七三
總計	洋銀 一、六一七、四二五・四三三円 二九、四五九・三九弗セント	洋銀 七二、二六一・九〇三円 四、八五八・〇〇弗セント	五、〇〇〇・〇〇〇円	二三、二三三・四六六円	洋銀 一、七一七、九一九・八〇一円 三四、九六七・三九弗セント

自明治八年七月至九年六月　文部省經費出金中未決算分

類別		定額常費出金	額外常費出金	貸費出金	合計
文部省費	文部省費	洋銀 二五、一二九・六〇九円 三、五〇〇・〇〇弗セント	洋銀 一三、四七八・二七九円 一、五三七・〇〇弗セント	一〇、〇八三・三二六円	四七、六九一・二一四円 五、〇三七・〇〇弗セント
	東京開成學校費	洋銀 一一、〇五四・八四二円 二、四五八・一七弗セント	―	―	一一、〇五四・八四二円 二、四五八・一七弗セント
	東京外國語學校費	二九一・二七五円	―	―	二九一・二七五円
	東京英語學校費	洋銀 三、〇一九・一三弗セント	二三五・〇〇〇円	―	洋銀 二三五・〇〇〇 三、〇一九・一三弗セント
	東京師範學校費	一、〇〇〇・〇〇〇円	―	―	一、〇〇〇・〇〇〇円
中	東京女子師範學校費	一、五〇〇・〇〇〇	―	―	一、五〇〇・〇〇〇
	東京醫學校費	―	一、三〇〇・〇〇〇	―	一、三〇〇・〇〇〇
總計		洋銀 三八、九七五・七二六円 八、九七七・二九弗セント	一四、〇〇三・二七九円 一、五三七・〇〇弗セント	一〇、〇八三・三二六円	洋銀 六三、〇六二・三三一円 一〇、五一四・二九弗セント

自明治九年七月至十年六月　文部省經費入出金

類別	定額常費入金	額外常費入金	臨時費入金	合計
文部省經費入金總計	洋銀 一、六〇三、三〇六・九〇一円 九、五二九・九七弗セント	洋銀 六四、三〇四・八一九円 七、三四九・〇〇弗セント	二〇、〇〇〇・〇〇〇円	洋銀 一、六八七、六一一・七二〇円 一六、八七八・九七弗セント
類別	定額常費出金	額外常費出金	臨時費出金	合計
文部省經費出金總計	洋銀 一、五九五、三三〇・二五三円 九、五二九・九七弗セント	洋銀 六四、二六九・五七四円 七、三四九・〇〇弗セント	二〇、〇〇〇・〇〇〇円	洋銀 一、六七九、四八九・八二七円 一六、八七八・九七弗セント
	定額常費	額外常費		合計
差引殘大藏省へ納付額	八、〇八六・六四八円	三五・二四五円	―	八、一二一・八九三

自明治九年七月
至十年六月　文部省經費出金

類別	定額常費出金	額外常費出金	臨時費出金	合計
文部省費	洋銀 二〇四、〇六五・八九四 円	洋銀 五二、六二四・八七三 円	洋銀 二〇〇、〇〇〇・〇〇〇 円	洋銀 二七六、七〇〇・七六二 円
舊督學局費	洋銀 三、五五一・八六 帶セント	洋銀 七、三四九・〇〇 帶セント		洋銀 一〇、八〇〇・八六 帶セント
教育博物館費	洋銀 三、〇六一・三六三 円	洋銀 一、〇二八・〇〇〇 円		洋銀 一三、〇九九・三六三 円
舊東京書籍館費	洋銀 二、八五五・二九			洋銀 二、八五五・二九
府縣公立師範學校補助金	七、六八九、四七三			七、六八九、四七三
府縣小學補助金	二〇、八五三・三三三			二〇、八五三・三三三
東京大學（法學部補助金 理學部補助金 文學部補助金）	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇			七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
東京大學醫學部補助金	洋銀 一二〇、一〇九・八四一 帶セント	洋銀 四、六五四・七五〇		洋銀 一七四、七六四・五九一 帶セント
東京外國語學校補助金	洋銀 五、四八一・六八 帶セント			洋銀 五、四八一・六八 帶セント
舊東京英語學校補助金	洋銀 二、六四九・九四二 円			洋銀 一二、三七九・四八七 円
舊東京女子師範學校補助金	四〇〇・〇〇 帶セント			四〇〇・〇〇 帶セント
舊東京師範學校補助金	洋銀 五四、九五七・一九五 円	洋銀 四五、八三五・五八三 円		洋銀 一〇〇、七九二・七八 円
舊東京女子師範學校補助金	洋銀 四五、八三五・五八三 円	洋銀 一二六、四三 帶セント		洋銀 四六、四五九・四五七 円
舊東京女學校補助金	洋銀 一五、八二〇・八二 円			洋銀 一五、九〇九・七六二 円

總計	洋銀 一、五九五、三三〇・二五三 円 帶セント 九、五二九、九七	洋銀 六四、二六九・五七四 円 帶セント 七、三四九・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇 円	洋銀 一、六七九、四八九・八二七 円 帶セント 一六、八七八・九七
大坂英語學校補助金	二一、八五二・〇〇〇			二一、八五二・〇〇〇
舊廣島英語學校補助金	二一、九五一・九六一	五〇・〇〇〇		二一、九五一・九六一
舊長崎英語學校補助金	九、四五二・六八七			九、四五二・六八七
舊新潟英語學校補助金	八、二八九・三五七	三九・五八二		八、三二九・三一九
舊宮城英語學校補助金	八、〇〇五・七四四			八、〇五五・七四四
東京師範學校補助金	四四、三三九・三三三			四四、三三九・三三三
舊愛知師範學校補助金	一五、九八九・〇三八			一五、九八九・〇三八
大坂師範學校補助金	二四、四七二・〇八〇			二四、四七二・〇八〇
舊廣島師範學校補助金	二一、五三三・六八〇			二一、五三三・六八〇
長崎師範學校補助金	一八、七七六・八三六			一八、七七六・八三六
舊新潟師範學校補助金	一三、〇二〇・二八七			一三、〇二〇・二八七
宮城師範學校補助金	三三、九二八・六九三			三三、九二八・六九三
東京女子師範學校補助金	一九、八八三・〇〇〇			一九、八八三・〇〇〇
舊東京女學校補助金	四、九四八・六三四			四、九四八・六三四

自明治十年七月
至十一年六月　文部省經費入出金

類別	定額常費	額外常費	合計
文部省費中東京大學（法學部理學部文學部）補助金中	二六、六五八、八一〇円	二、〇一七、三五〇円	二八、六七六、一六〇円
	七二六、五七九	—	七二六、五七九
計	二七、三八五、三八九	二、〇一七、三五〇円	二九、四〇二、七三九

類別	定額常費入金	額外常費入金	合計
入金總計	洋銀 一、一二七、二六、二五三円	三九、八八六、九八四円	洋銀 一、一六三、二五七円
	二、九九一、三三 弗セント		二、九九一、三三 弗セント
類別	定額常費出金	額外常費出金	合計
出金總計	洋銀 一、一二六、一八、七六五円	三九、三九、一六〇円	洋銀 一、一六五、四一七、九三五円
	二、九九一、三三 弗セント		二、九九一、三三 弗セント
差引殘大藏省へ納付額	一、〇三七、四八円	七五七、八二四円	一、七九五、三二円

自明治十年七月
至十一年六月　文部省經費出金

類別	定額常費出金	額外常費出金	合計
文部省費	洋銀 一、一二七、九六四、四六〇円	二一、七六〇、一九七円	洋銀 一九四、七二四、六四七円
教育博物館費	五五二、三〇 弗セント		五五二、三〇 弗セント
東京大學（法學部理學部文學部）補助金	八、七一九、四八九円		八、七一九、四八九円
	二〇九、三五〇、八七九	七、五八六、五四四	二〇九、八五七、四三三
	二、一二、七〇 弗セント		二、一二、七〇 弗セント
東京大學醫學部補助金	一〇五、七四一、二五五円	六、四九〇、二五〇円	一二四、二三一、五三五円
東京外國語學校補助金	四三、八六六、七〇九		四三、八六六、七〇九
大坂英語學校補助金	一九、一三三、七四四	三四、五〇〇	一九、一六八、二四四
東京師範學校補助金	三五、九五七、〇八三		三五、九五七、〇八三
舊大坂師範學校補助金	一三、〇四五、八一四		一三、〇四五、八一四
舊長崎師範學校補助金	九、三四七、八五三		九、三四七、八五三
舊宮城師範學校補助金	一五、二九二、二五五		一五、二九二、二五五
東京女子師範學校補助金	三、八九、一三六 弗セント	三、三五七、六九九	二六、二三六、七九五 弗セント
府縣公立師範學校補助金	一七、三三 弗セント		一七、三三 弗セント
	五〇〇、〇〇〇、〇五五円		五〇〇、〇〇〇、〇五五円

府縣小學補助金

總計	洋銀	一、一二六、一八一、七六五 増セント 二、六九一、三三	四三五、〇〇〇、〇〇〇 円
	洋銀	三九、三二九、一六〇	—
	洋銀	一、一六五、四七一、九二五 増セント 二、六九一、三三	四三五、〇〇〇、〇〇〇 円

自明治十一年七月
至十一年六月　文部省經費出金中未決算分

類別	額外常費出金	定額常費出金
文部省費中 東京大學（法學部 理學部 文學部）補助金中	五、九三六、四八三 円	二八、四七〇、八〇〇 円
東京外國語學校補助金中	—	一、三九七、八九七
東京大學醫學校補助金中	一、〇〇〇、〇〇〇	七三、三七六
計	七、三五六、四八三	三〇、八四一、七五三

自明治十一年七月
至同年十二月　文部省經費入出金

類別	額外常費入金	定額常費入金
入金總計	三三、九一九、二三 円	五七八、六〇〇、〇一三 円
類別	額外常費出金	定額常費出金
出金總計	五、四五七、三〇〇 円	四五四、一五五、〇四三 円
差引殘十二年一月へ越高	一八、四六一、八三三 円	一三四、四四四、九〇 円

類別	額外常費出金	定額常費出金
文部省費	五、九三六、四八三 円	二八、四七〇、八〇〇 円
教育博物館費	—	一、三九七、八九七
府縣公立師範學校補助金	—	三五、〇〇〇、〇一三
府縣小學補助金	—	二三三、五〇〇、〇一〇
東京大學（法學部 理學部 文學部）補助金	四、八五〇、〇〇〇	四三、六七九、五四〇
東京大學醫學部補助金	—	四五、三六六、四五一
東京外國語學校補助金	一、〇〇〇、〇〇〇	一八、八四一、七四二

類別	額外常費出金	定額常費出金
合計	四五七、三〇〇 円	五九、〇四三、七四二 円
	—	三、九八八、九二四
	—	三五、〇〇〇、〇一三
	—	二三三、五〇〇、〇一〇
	四、八五〇、〇〇〇	四八、五二九、五四〇
	—	四五、三六六、四五一
	一、〇〇〇、〇〇〇	一八、九四一、七四二

大阪師範學校補助金	円	円	円
東京師範學校補助金			
東京女子師範學校補助金			
體操傳習所補助金			
總計			

公學費統計

第一期公學費

類別	年次	明治五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度
		円	円	円	円	円	円	円
收入	前年ヨリ越高			569,110.239	1,370,377.987	835,112.058	1,010,644.550	1,304,392.086
	生徒授業料		121,952.784	301,603.325	358,570.327	355,407.552	393,362.588	358,226.785
	寄附金		370,531.817	1,080,845.469	1,140,757.011	1,026,943.368	736,561.902	809,957.817
	學區內集金(協議集金)		838,318.742	1,458,610.067	1,877,143.143	2,259,332.176	2,688,263.593	3,087,231.830
	委托金(文部省扶助金)		244,525.287	272,330.174	556,810.701	608,558.446	545,504.387	448,725.342
	諸利子金		259,979.102	354,326.501	578,035.778	611,246.253	827,173.929	716,538.245
	諸入金		103,790.608	326,407.502	356,401.252	497,204.098	500,838.213	495,971.143
	地方税							158,785.799
	計		1,939,098.340	4,363,233.277	6,238,096.199	6,193,803.951	6,702,349.162	7,379,829.047
支出	教員俸給		623,145.892	1,295,686.637	1,746,106.114	2,311,982.593	2,640,629.913	2,999,185.951
	諸俸給		132,010.975	282,527.512	398,607.762	494,901.788	493,332.938	529,251.619
	諸巡廻及旅費			28,269.646				
	書籍器械費		311,736.806	488,137.251	564,873.682	541,189.333	424,790.601	416,322.949
	建築營繕費		292,322.070	643,536.017	801,379.322	978,051.151	758,500.857	818,241.724
	薪炭油費		63,174.813	170,832.565	148,042.814	164,536.937	175,473.636	195,788.644
	諸雜費		147,788.220	286,289.037	468,161.730	649,348.255	759,240.789	717,871.125
	學校借家費				83,302.571	110,035.154	112,902.020	122,314.181
	計		1,570,178.776	3,195,278.665	4,210,473.995	5,250,045.211	5,364,870.754	5,798,976.193

學校統計

第一期小學校

			明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
學校	公立			7,995	17,696	21,988	23,487	24,281	25,394
	私立			4,563	2,321	2,237	1.460	1,178	1,190
	計			12,558	20,017	24,225	24,947	25.459	26,584
教員	公立	男				40,511	49,294	56,658	62,136
		女				537	983	1,275	1,669
		計				41,048	50,277	57,933	63,805
	私立	男				3,196	1,720	1,609	1,511
		女				256	265	283	296
		計				3,452	1,985	1,892	1,807
	計	男			36,204	43,707	51,014	58.267	63,647
		女		25,531	662	793	1,248	1,558	1,965
		計			36,866	44,500	52,262	59,825	65,612
生徒	公立	男				1,376,896	1,492,657	1,552,410	1,631,336
		女				426,213	501,578	543,768	577,347
		計				1,803,109	1,994,235	2,096,178	2,208,683
	私立	男				84,468	47,258	42,332	39,940
		女				37,629	25,073	24,452	24,601
		計				122,097	72,331	66,784	64,541
	計	男		879,170	1,297,240	1,461,364	1,539,915	1,594,742	1,671,276
		女		266,632	417,528	463,842	526,651	568,220	601,948
		計		1,145,802	1,714,768	1,925,206	2,066,566	2,162,962	2,273,224

第一期小學校

			明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
人口	學齡員	男			2,563,700	2,691,105	2,692,884	2,728,267	2,751,384
		女			2,359,572	2,476,562	2,467,734	2,523,540	2,530,343
		計			4,923,272	5,167,667	5,160,618	5,251,807	5,281,727
就學	學齡	男			1,183,731	1,365,305	1,458,382	1,526,907	1,584,417
		女			406,384	463,169	518,976	567.391	594,850
		計			1,590,115	1,828,474	1,977,358	2,094,298	2,179,267
不就學	學齡	男			1,379,969	1,325,800	1,234,502	1,199,904	1,163,203
		女			1,953,188	2,013,393	1,948,758	1,958,966	1,936,111
		計			3,333,157	3,339,193	3,183,260	3,158,870	3,099,314
學齡外就學	六歳未滿就學生徒	男				19,199	22,367	25,201	36,020
		女				7,311	9,109	10,196	14,207
		計				26,510	31,476	35,397	50,227
	十四歳以上就學生徒	男				97,569	87,710	82,945	88,890
		女				9,144	12.673	11,424	13,807
		計				106,713	100,383	94,369	102,697
	計	男			130,037	116,768	110,077	108,146	124,910
		女			16,415	16,455	21,782	21,620	28,014
		計			146,452	133,223	131,859	129,766	152,924
人口					33,579,909	34,008,087	34,084,784	34,245,323	35,002,030
人口百中就學生徒比例數					5.15%	5.76%	6.18%	6.49%	6.66%
學齡百中就學率					32.3%	35.3%强	38.32%	39.87%	41.26%
備考									

				明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期	廢人學校	學校	私立					1		
		教員	男					1		
		生徒	男					17		
			女					1		
			計					18		
幼盲啞人學校	盲啞學校	學校	公立							1
		教員	男							3
		生徒	男							39
			女							19
			計							58
	幼稚園	園數	官立						1	1
		保姆							5	2
		兒童	男						101	66
			女						57	55
			計						158	121

				明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期中學校	學校	公立			3	11	11	18	31	65
		私立			17	21	105	183	358	514
		計			20	32	116	201	389	579
	教員	公立	男				78	111	187	381
			女							1
			計				78	111	187	382
		私立	男				184	298	700	892
			女				3	12	23	27
			計				187	310	723	919
		計	男			174	262	409	887	1,273
			女				3	12	23	28
			計		125	174	265	421	910	1,301
	生徒	公立	男				1,052	2,025	3,079	4,437
			女				2	10	192	57
			計				1,054	2,035	3,271	4,494
		私立	男				4,385	8,515	16,331	22,813
			女				181	1,020	920	1,711
			計				4,566	9,535	17,251	24,524
		計	男			3,125	5,437	10,540	19,410	27,250
			女			28	183	1,030	1,112	1,768
			計			3,153	5,620	11,570	20,522	29,018

		明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期女子手藝學校	學校 公立					30	56	297
	私立							
	計					85	185	
	數 公 男女計					115	241	297
	立 男女計					1		5
	私 男女計					41	74	338
	立 男女計					42	74	343
	員 男女計					4	4	
	公立 男女計					87	181	
	私立 男女計					87	185	
	生徒 公立 男女計					1	4	5
	私立 男女計					128	255	338
	計 男女計					129	259	348
						1,359	2,744	5,271
						974	2,063	
						2,333	4,807	5,271

		明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期外國語學校	學校 官公私立 計			19	91			
	數 官立 男女計							
	公立 男女計							
	私立 男女計							
	員 男女計			外國人{63 9 72} 邦{202 8 270}				
	生徒 官立 男女計							
	公立 男女計							
	私立 男女計							
	計 男女計							

		明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期女子手藝學校	學校 官公私立 計			19	91			
	數 官立 男女計				9	9	2	2
	公立 男女計				8	6	5	6
	私立 男女計				86	77	21	26
	員 男女計				103	92	28	34
	生徒 官立 男女計				135	139	53	54
	公立 男女計				8	10		
	私立 男女計				143	149	53	54
	計 男女計				151	159	53	54
					35	5	13	12
					1	2	2	2
					36	7	15	14
					225	280	37	37
					7	6	4	6
					232	286	41	43
					396	424	103	103
					16	18	6	8
					411	442	109	111
					2,053	2,156	534	592
					127	152		
					2,180	2,308	534	592
					568	290	285	329
					77	62	63	40
					645	352	348	369
					3,771	3,579	583	737
					169	253	57	132
					3,940	3,832	640	869
					6,230	6,302	1,402	1,658
					408	373	120	172
					6,638	6,766	1,522	1,830

				明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期大學及專門學校	學校	官立					2	2	1	1
		公立					1	5	18	22
		私立								
		計					5	6	34	40
	教員	官立	男			2	8	13	53	63
		公立	男				69	70	(大學) 91	(大學) 91
							3	34	(專門) 82	(專門) 113
		私立	男				7	21	(專門) 79	(專門) 114
			女							2
			計				7	21	79	116
		計	男			31	79	125	252	318
			女							2
			計			31	79	125	252	320
	生徒	官立	男				812	857	(大學) 1,750	(大學) 1,829
		公立	女				35	295	(專門) 1.487	(專門) 1,825
		私立	男				89	209	(專門) 1,748	(專門) 1,825
			女						126	59
			計				89	209	1,874	1,884
		計	男			548	936	1,361	4,985	5,479
			女						126	59
			計			548	936	1,361	5,111	5,538

				明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期師範學校	師範學校	學校	官立			7	8			
			公立			47	82			
			計			54	90			
		教員	官立	男		57	56			
				女			5			
				計		57	61			
			公立	男			527			
				女						
				計		235	527			
			計	男		292	583			
				女			5			
				計		292	588			
		生徒	官立	男		588	785			
				女			74			
				計		588	859			
			公立	男		4,410	6,804			
				女		74	33			
				計		4,484	6,837			
			計	男		4,998	7,589			
				女		74	107			
				計		5,072	7,696			

					明治五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
第一期師範學校	小學師範學校	學校	官立						8	5	2
			公立						94	91	100
			計						102	96	102
		教員	官立	男					75	49	24
				女					6	9	9
				計					81	58	33
			公立	男					615	717	689
				女					13	15	24
				計					628	732	713
			計	男					690	766	713
				女					19	24	33
				計					709	790	746
		生徒	官立	男					845	422	79
				女					163	347	360
				計					1,008	769	439
			公立	男					7,507	6,800	6,658
				女					300	380	617
				計					7,807	7,180	7,275
			計	男					8,352	7,222	6,737
				女					463	727	977
				計					8,815	7,949	7,714

第一期師範學校	中學師範學校	學校	官立						1	1	1
			公立						1	1	1
			計						2	2	2
		教員	官立	男					6	10	9
				女							
				計					6	10	9
			公立	男					22	15	15
				女							
				計					22	15	15
			計	男					28	25	24
				女							
				計					28	25	24
		生徒	官立	男					56	55	67
				女							
				計					56	55	67
			公立	男					101	122	183
				女							
				計					101	122	183
			計	男					157	177	250
				女							
				計					157	177	250

第三章　明治十二年教育令の制定より明治十九年諸學校令の整頓に至るまで

第一款　明治十二年教育令の制定及其後の變遷

前章に於て述べた如く、明治五年の「學制」に依て國民教育制度が確立せられ、政府は邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期して鋭意學事の普及發達を圖り、地方官亦政府の趣旨を體して之が奬勵に力めたので、學校の施設就學の歩合も漸次進歩を示すに至つたが、「學制」の理想が餘りに高遠であり、且劃一に過ぎて當時の國力民情に適せざるの嫌あり、而も强て之を實施せんとしたが爲に干渉が其度に過ぎ、徒に地方の經費を增大し、種々の弊害を生じて不平の聲を聞くに至つたので、明治十二年政府は「學制」を廢止して新に教育令を制定することとなつた。此教育令は「學制」の干渉的なるに比して寧ろ自由放任的のものであつた。

尙ほ干渉的の「學制」が廢止せられて、寧ろ自由放任的なる教育令が制定せらるるに至つた事情を知るが爲には、當時の一般思潮に就て述べなければならぬことがある。明治の新政と共に種々の西洋思想は盛んに我國に輸入せられたが、就中一方には福澤諭吉等に依て唱へられた英米の功利的自由主義と、他方には佛國の自由民權主義とが最勢力あるものであつた。明治六年所謂征韓論の衝突で西鄕隆盛と共に參議の職を去つた副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の四人は、翌明治七年一月由利公正、小室信夫、古澤滋、岡本健三郎と共に連署して民選議院設立の建白書を上り、同時に愛國公黨を組織して輿論を喚起せんことを圖つた。此民選議院設立の建白は世人に大なる衝動を與へ、甲論乙駁正

に世上論議の中心たるに至つた。加藤弘之の如きは尚早論を唱へ、先づ教育を盛んにして國民知識の向上を圖るべしと
して極力之に反對したのであつた。江藤新平は右の建白書呈出後間もなく亂を佐賀に起して刑死するに至つたが、板垣
は飽まで言論の力に依て其目的を達せんとして土佐に立志社を興した。當時朝に在つた木戸孝允は漸進的議院論者で、
先づ地方官會議を設けて徐ろに民選議院を開くの素地を作るべしと主唱し、遂に其實行を見るに至つた。明治九年には
熊本に於て神風連の變あり、萩に於て前原一誠の亂あり、明治十年二月には西鄕隆盛が自ら養成した私學校生徒に擁せ
られて鹿兒島に叛旗を擧げたが、同年九月に至て遂に敗死した。此西南役が終つて後は政府に對して武力的反抗を試み
るものは其跡を絶ち、政府の基礎愈堅く、專制の勢益々大なるに連れて、自由民權を唱ふるの聲は次第に激烈となり來つ
た。明治十一年板垣退助は明治七年他の有志と共に設立したる愛國社を再興し、同年九月大阪に第一回大集會を開き、
明治十二年二月大阪に第二會を開き、同年十一月更に大阪に第三會を開きて、國會開設の願望書を　閥下に奉呈するこ
とを議決した。明治十三年一月には福岡共愛會が國會開設及條約改正の件を元老院に建白した。明治十三年三月愛國社
は大會を大阪に開いて國會期成同盟規約を定め、河野廣中、片岡健吉の二人が委員となり、國會開設請願書を携へて上
京した。其後各地方より國會開設請願委員を上京せしむることが相次いだ。明治十四年には西園寺公望が名門の出を以
て佛國留學より歸朝し、三月東洋自由新聞を發行し、自ら社長となりて大に自由主義を唱道して政府を惱ましたやうの
こともあり、又中江篤介(兆民)は塾を東京に開きて佛國主義を講じ、翌十五年には雜誌「政理叢談」を刊行して大にルソ
ーの「民約說」を鼓吹するといふ有樣で、自由民權の說は一世を風靡するの概があつた。一方政府に於ては夙に明治九
年以來憲法制定に關する攻究を重ねつつあつたが、遂に明治十四年十月十二日明治二十三年を期して國會を開設すべき
旨の勅諭を發せらるるに至つた。

此の如く自由民權の思想は憲法の制定國會の開設を促すに力が有つたが、元來國權に對抗して人民の自由を尊重すべ
きことを主張するものであるから、教育のことに至ても可成國家の干涉を避けて各人の自由に放任すべしといふ論に傾
き易い。從て此自由思想の盛んであつた明治十二年に制定せられた教育令が其影響を受けて自由放任的のものとなつた
ことは爭ふべからざる事實である。殊に當時文部省の主腦者であつた田中不二麻呂は曩に海外に航し、米國に於ける自
由主義の教育制度に感服して歸來したのであるから、大に自由放任の制度を建てることを主張したのであつた。

文部省は明治十一年五月十四日を以て

學制頒布以降玆ニ五閱年教育ノ途漸ク闢ケ奎文ノ景象ヲ社會ニ現シシハ固ヨリ氣運ノ然ラシムル所ト雖モ畢竟其功
ヲ學制ノ力ニ歸セサルコトヲ得ス顧フニ世ノ開明ニ赴クヤ百般ノ事徒ニ株守ヲ用ヒス措置時ニ隨フハ施政上闕ク可
ラサルノ緊務タリ今學制ノ條款ニ就キ反覆審査シテ之ヲ目下ノ情況ニ照シ之ヲ將來ノ進度ニ測レハ往往加除訂正ヲ
要スヘキモノアリ於是乎臣等ノ嘗テ實驗セシ所ヲ參シ更ニ教育方法ノ要領七十八項ヲ揭出シ且名稱ノ妥當ナランコ
トヲ欲シ改メテ日本教育令ト題スル草案一冊ヲ上奏シ謹テ進止ヲ取ル

といふ上奏文と共に七十八章より成る改正草案を太政官に稟議したが、太政官に於て之を審議修正し、元老院の議に付
して更に之を修正したる後上裁を經、明治十二年九月二十九日太政官布告第四十號を以て教育令として之を公布し、之
を以て「學制」に代るべき教育制度の總則としたのであつた。而して文部省に於ては教育令の草案を太政官に稟議して
間もなく、即ち明治十一年五月二十三日同省布達第四號(輪廓附)を以て左の如く「學制」の施行規則ともいふべき專
門學校、中學校及小學校に關する諸規則を廢止したのであつた。

文部省明治五年十月第三十七號及九月八日番外十一月二日　番外十一月九日　番外十一月十日　番外布達明治六年一月第二號三月第二十七號乙四月第五十八號五月第六十一號五月第六十四號五月第六十九號五月第七十四號五月第七十五號五月第七十六號五月第七十八號五月第七十九號六月第八十八號六月第九十二號八月第百九號八月第百十四號十月第百二十四號十一月第百三十五號及四月二十三日番外布達廢止候條此旨布達候事

廢止せられた明治五年十月布達第三十七號は官立學校に入學の節生徒より差出すべき證書雛形のこと、同年九月八日番外布達は中學教則略、小學教則、同年十月十二日番外布達は外國教師にて教授する中學教則、同年十一月九日番外布達は外國教師にて教授する醫學教則、同年十一月十日番外布達は小學教則概表並に外國教師にて教授する中學教則概表、明治六年一月第二號布達は外國教師にて教授する中學教則改正、同年三月第二十七號乙布達は私費傭入外國教師條約書文例、同年四月第五十八號布達は小學用書目錄のこと、同年五月第六十一號布達は小學教則中幾何の部に用書を加ふること、同年十四號布達は小學教科用書中物理の部正誤、同年五月第六十九號布達は外國語學校教則、同年五月第七十四號布達は外國法學校教則、同年五月第七十五號布達は外國理學校教則、同年五月第七十六號布達は改正小學教則、同年五月第七十八號布達は外國諸藝學校教則、同年六月第八十八號布達は外國教師傭入の節は專修の學科教授免狀檢査の上條約取結ぶべきこと、同年六月第九十二號布達は小學用書中習字の部正誤、同年八月第百九號布達は東京師範學校刊行の小學讀本第三の卷を教科書に不用とすることと定めたもの、同年八月第百十四號布達は私學雇入外國教師條約文訂正、同年十月第百二十四號布達は外國鑛山學校教則、同年十一月第百三十五號布達は私費雇入外國教師條約文例中第七條第八條第十條刪去のこと、同年四月二十三日番外布達は中學教則略改正である。（今回廢止せられた布達中比較的重要ならざるもので本書には述べてないものもある。）

文部省が教育令案を太政官に稟議したる後愈之が規程として公布せらるるまでの經過に關しては、內閣編輯法規分類大全第一編所載の記事が委曲を盡して居るから左に之を掲げる。

原文の朱書は――――――――――傍線
朱括弧は（　）
黒括弧は〔　〕

教育令制定理由
布告案
第何號
明治五年七月第二百十四號ヲ以テ公布候學制相改メ更ニ教育令別冊ノ通被定候條此旨布告候事
年號年月日
勅　諭
朕惟フニ民生ノ慶幸ヲ保佑シ世道ノ昭明ヲ賛襄スルハ教育ヲ恢宏スルニ在リ仍テ今教育令ヲ裁定シ之ヲ頒布セシムル所以ノ者ハ汝衆庶其斯旨ヲ體セヨ
日本教育令目次
文部卿
地方官
學　區

學區委員
學校
學齡
學資
小學校補助金
學校廢置
學事巡視
學事申報
公立師範學校
教員
生徒
巡回授業
教育議會
幼稚園
書籍館
雜則
日本教育令

文部卿

第一章　全國ノ教育事務ヲ統理センカ爲ニ文部省ヲ置キ文部卿ヲ任ス

第二章　國家ノ福祉ハ人民ノ才識ト德行トニ根セリ故ニ教育ノ普及ヲ謀リ文運ノ上進ヲ翼クルハ文部卿ノ職務タルヘシ

第三章　文部卿ハ教育事務ニ關スル諸般ノ法令ヲ擧行スルノ責任アルヘシ

第四章　文部卿ハ教育事務ニ關スル諸般ノ法令ヲ施行センカ爲ニ必要ナル布達ヲ發シ必要ナル文例書式ヲ定ムルノ權アルヘシ

第五章　文部卿ハ地方官ニ對シ學事ヲ董督スルノ權アルヘシ

第六章　文部卿ハ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ルトキハ之ヲ廢止セシムルノ權アルヘシ

第七章　文部卿ハ必要ナル學校書籍館博物館等ヲ設置シ之ヲ管轄スルノ權アルヘシ

第八章　文部卿ハ學校ニ補助金ヲ給與スルノ權アルヘシ

地方官

第九章　地方官ハ制規ニ遵ヒ管內ノ教育事務ヲ幹理スルノ責任アルヘシ

第十章　地方官ハ管內教育事務施設ノ規程ヲ作リ文部卿ノ許可ヲ經テ之ヲ擧行スルコトヲ得ヘシ

第十一章　地方官ハ公立學校ノ廢置ヲ許可シ或ハ許可セサルコトヲ得ヘシ

學區

第十二章　各府縣內ヲ分畫シテ學區トナスヘシ

第三章　明治十九年諸學校令整頓に至るまで

第十三章　學區ハ土地ノ廣狹人戸ノ疎密等ヲ計リ地方官之ヲ定ムヘシ

第十四章　一學區内一小學校ヲ設クヘキ者トス

但便宜ニ依リ二三學區聯合シテ一小學校ヲ設クルモ妨ケナシ

學區委員

第十五章　學區内ノ學事ヲ擔當セシメンカ爲ニ學區委員ヲ置クヘシ

但區戸長ヲシテ兼務セシムルモ妨ナシ

第十六章　學區委員ハ專ラ學區内人民ヲ勸誘シ務メテ兒童ヲ就學セシメ且學校ノ設立及保護等ノコトヲ掌ルヘシ

學　校

第十七章　學校ニ官公私ノ別アリ官費ヲ以テ設立スル者ヲ官學トシ公費ヲ以テ設立スル者ヲ公學トシ私費ヲ以テ設立スル者ヲ私學トス

第十八章　學校ハ小學中學大學師範學校專門學校盲學校聾唖學校改善學校其他各種ノ學校ナリ

第十九章　小學ハ人間普通ノ敎ヲ可ラサルノ學科ヲ兒童ニ敎フル所ナリ

第二十章　小學ノ學科ハ讀書習字算術地理歷史修身等ノ初歩ナリ土地ノ情況ニ依テ畧畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フルコトアルヘシ

但女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クルコトアルヘシ

第二十一章　小學ノ全學期ハ八箇年ヲ以テ程度トス此學期ヲ縮メテ四箇年以上トナスハ土地ノ便宜タルヘシ此四箇年間ハ每年必ス四箇月以上開校スヘシ

第二十二章　中學ハ高等ナル普通學科ヲ敎フル所ナリ

第二十三章　大學ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ敎フル所ナリ

第二十四章　師範學校ハ敎員ヲ養成スル所ナリ

第二十五章　專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ敎フル所ナリ

但農業學校工業學校商業學校外國語學校等亦之ニ屬ス

第二十六章　盲學校ハ盲人ヲ敎導シ聾唖學校ハ聾唖人ヲ敎導スル所ナリ

第二十七章　改善學校ハ不良ノ兒童ヲ訓誨スル所ナリ

第二十八章　公立學校ノ敎則ハ便宜ニ隨ヒ各自之ヲ制定シ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

學　齡

第二十九章　凡兒童六年ヨリ十四年マテノ八箇年ヲ學齡トス

第三十章　凡兒童學齡間少ナクトモ十六箇月ハ普通敎育ヲ受クヘキ者トス

第三十一章　凡父母及後見人等學齡兒童ヲ就學セシメサル者ハ其義務ヲ盡ササル者トス

但事故アリテ就學セシメサル者ハ其由ヲ學區委員ニ陳述スヘシ

第三十二章　學校ニ入學セスト雖トモ別ニ普通敎育ヲ受クルノ途アル者ハ就學トナスヘシ

學　資

第三十三章　公學費用ハ學區人民ノ負擔スヘキ者トス其出金ノ方法ハ各地方ノ情態ニヨリ適宜ニ之ヲ設クヘシ

第三十四章　公立學校所屬ノ土地財産ハ都テ免稅タルヘシ

第三十五章　凡學事ニ屬スル資金等ハ他ノ費用ニ供スルコトヲ得ス

第三十六章　凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定シタル目途ノ外ニ支用スルコトヲ得ス

小學校補助金

第三十七章　公立小學校ヲ補助センカ爲メニ毎年文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

但其金額ハ各府縣前年學齡兒童ノ數ニ據リテ之ヲ定ムヘシ

第三十八章　地方官ハ文部卿ヨリ配付スル所ノ補助金ヲ各學區ニ配付スヘシ

第三十九章　前年中少ナクトモ四箇月開カサリシ學校ヘハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第四十章　私立小學校タリトモ地方官ニ於テ學區ノ公益トナルヘキヲ認ルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

學校廢置

第四十一章　公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スル者ハ地方官ノ許可ヲ請フヘシ

第四十二章　私立學校ヲ設置セント欲スル者ハ地方官ノ認可ヲ經ヘシ

第四十三章　私立學校ヲ廢止スル者ハ地方官ニ開申スヘシ

學事巡視

第四十四章　文部卿ハ時時吏員ヲ地方ニ派遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十五章　公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ派遣スル所ノ吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

學事申報

第四十六章　地方官ハ文部卿ヨリ頒示スル所ノ書式ニ遵ヒ管内學事ノ實狀ヲ登記シ意見アラハ之ヲ附シ毎年文部卿ニ具進スヘシ

第四十七章　文部卿ハ地方官ヨリ具進スル所ノ申報ヲ彙纂シ之ニ意見ヲ附シ文部卿申報トナシテ上奏スヘシ

第四十八章　文部卿申報ハ毎年之ヲ刊行スヘシ

公立師範學校

第四十九章　各府縣ニ於テハ教員ヲ養成センカ爲ニ公立師範學校ヲ設クヘキ者トス

第五十章　公立師範學校ニハ授業法實地練習ノ爲ニ練習小學校ヲ置クコトアルヘシ

第五十一章　公立師範學校ニ於テハ師範學科卒業ノ生徒ニ試驗ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第五十二章　公立師範學校ハ本校ニ就テ證書ヲ請フ者アルトキハ其學業ヲ試驗シ卒業ニ準シ證書ヲ與フルノ務ヲ帶フ者トス

第五十三章　公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

教　員

第五十四章　教員ハ男女ノ別ナク年齡大凡十八年以上タルヘシ

第五十五章　品行不正ナル者ハ教員タルコトヲ得ス

第五十六章　生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意スヘキ者トス

第五十七章　教員ハ臨時相會シ互ニ學業ヲ講究スルコトアルヘシ

第五十八章　小學教員タラント欲シ師範學校ノ證書ヲ請フ者ハ師範學校ニ於テ試驗ノ後準卒業證書ヲ受ルコトヲ得ヘシ

第五十九章　小學教員ハ師範學校卒業證書或ハ準卒業證書ヲ得タル者トス

但師範學校卒業證書或ハ準卒業證書ヲ得スト雖モ小學教員ニ相應セル學力ヲ有スル者ハ小學教員タルモ妨ナシ

第六十章　師範學校ノ卒業證書或ハ準卒業證書ヲ所持スル教員ハ常備兵役ヲ免ルルコトヲ得ヘシ

生　徒

第六十一章　生徒ハ從順ニシテ教員ヲ尊敬シ其指示ニ悖ラサルヘシ

第六十二章　學科ヲ卒業シタル生徒ハ試驗ノ後卒業證書ヲ受クルコトヲ得ヘシ

巡回授業

第六十三章　寒村僻地ニシテ學校ヲ興スノ資力ニ乏シキ土地ニ於テハ巡回授業ノ方法ヲ設ルコトアルヘシ

教育議會

第六十四章　教育ノ進歩ヲ謀ランカ爲ニ議會ヲ開クコトヲ得ヘシ

第六十五章　教育議會ハ教育國會教育府縣會等ナリ

但數府縣相合シテ議會ヲ開クモ妨ナシ

幼稚園

第六十六章　各地方ニ於テハ學齡以下ノ幼兒ヲ保育センカ爲ニ幼稚園ヲ設クルコトアルヘシ

書籍館

第六十七章　各地方ニ於テハ教育ニ便センカ爲ニ書籍館ヲ設クルコトアルヘシ

雜　則

第六十八章　凡學校ハ兒童往來ノ便ヲ量リ且務メテ黙閙ノ地ヲ避クヘシ

第六十九章　凡學校ハ務メテ清潔ヲ要シ空氣ノ流通ヲ計リ兒童ノ健康ニ注意スヘシ

第七十章　小學校ヲ除クノ外ハ男女其教場ヲ同クスルコトヲ得ス

第七十一章　受業料ヲ收ムルト收メサルトハ學校ノ便宜ニ任スヘシ

第七十二章　受業料ヲ要スル公立小學校ニ於テハ一家二人以上ノ兒童ヲ入ルル者ニハ一人ノ受業料ヲ收メ其餘ハ收メサルヘシ

第七十三章　凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歷タル者ニ非レハ入學スルコトヲ得ス

第七十四章　傳染病ニ罹レル者ハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第七十五章　凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰ヲ加フ可カラス

第七十六章　晝間來學ノ暇ナキ者ノ爲ニ夜學校ヲ開クコトアルヘシ

第七十七章　凡學校ノ休業ハ日曜日ヲ以テ通例トス

第七十八章　生徒試驗ノ時ハ父母或ハ後見人等其學校ニ臨席スルコトヲ得ヘシ

參議伊藤博文上申　明治十二年二月二十日

文部省ヨリ教育令改正ノ儀上申相成逐審查候處當今ノ時勢ニ適當難致候條モ有之候ニ付別冊ノ通更ニ起草仕同省ヘモ照會逐協議候至急元老院議定ニ被付度仰高裁候也

教育令

第三章　明治十九年諸學校令整頓に至るまで

第一條　全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條　學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校ナリ

但幼稚園モ亦之ニ屬ス

第三條　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歷史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ畫畫唱歌體操等ヲ加フヘク又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ該地方要用ノ科ヲ設クルモ妨ケナシ

○第四條　中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所ナリ

第五條　大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所ナリ

第六條　師範學校ハ教員ヲ養成スル所ナリ

○第七條　專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所ナリ

第八條　以上揭クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條　各地方ニ於テハ兒童ヲ教育センカ爲ニ每町村或ハ數町村聯合シテ小學校ヲ設置スヘシ

第十條　町村内ノ學校事務ヲ幹理セシメンカ爲ニ學務委員ヲ置クヘシ

但人員給料ノ多寡有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第十一條　學務委員ハ其町村人民ノ選擧タルヘシ

但現任ノ戶長ヲ選擧シテ之ニ兼務セシムルモ妨ケナシ

第十二條　學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ町村人民ヲ勸誘シ兒童ヲシテ就學セシメ且學校ノ設置及保護等ノ事

第十三條　凡ソ兒童滿六年ヨリ十四年迄ノ八箇年ヲ小學年齡トス

但學齡間八箇年ノ全期ヲ縮メ四箇年以上ニ於テ何箇年ト定ムルハ各地町村ノ適宜ニ任スト雖トモ其期限中ハ每年四箇月以上就學セシムヘシ

第十四條　凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條　學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就學セシメサル者ハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ

第十六條　學校ニ入學セスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者ハ就學トナスヘシ

第十七條　學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得之ヲ巡回教授ト云フ

第十八條　學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セル者ヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セル者ヲ私立學校トス

第十九條　公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十條　私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十一條　公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條　私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十三條　文部卿若シ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ムル時ハ其學校ヲ禁止セシムヘシ

第二十四條　公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レル者ハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レル者ハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十五條　町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スル時ハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條　公立學校所屬ノ土地ハ免稅タルヘシ

第二十六條　免稅額積書

十年年報ニ因リ全國公立學校所屬ノ土地ヲ計算スルニ左ノ如シ

公立學校敷地價

金二十六萬五千二百六十一圓九十四錢二釐

公立學校附屬地價

金十四萬九千八百四十四圓十九錢三釐

計金四十一萬五千百六圓十三錢五釐

此稅　金二萬三百七十七圓六十五錢三釐
　　金二千七十五圓五十三錢一釐

但公立學校府縣立學校地ニハ官有地第四種ニ屬セル者アリ因テ本文金員ノ內地租幾分ヲ減スヘシ

（元老院ヘ御下附ノ分（ハヽ此付箋ヲ除ク）

地價百分ノ二五　地租
地租五分ノ一　民費

第二十七條　凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支用スルコトヲ得ス

第二十八條　公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

第二十九條　府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ

第三十條　前年中開校四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一條　私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムル時ハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二條　巡回教授ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三條　各府縣ニ於テ師範學校ヲ設置セント欲セハ府縣會ノ議定ヲ以テ文部卿ヘ稟請スヘシ

第三十四條　公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試驗ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條　公立師範學校ハ本校ニ入學セサル者ト雖モ卒業證書ヲ請フ者アラハ其學業ヲ試驗シ合格ノ者ニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條　公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七條　教員ハ男女ノ別ナク年齡十八年以上タルヘシ

第三十八條　品行正シカラサルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十九條　公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タル者トス

但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖教員ニ相應セル學力ヲ有スル者ハ教員タルモ妨ケナシ

第四十條　師範學校ノ卒業證書ヲ得タル教員ハ常備兵役ヲ免ルルコトヲ得ヘシ

第四十一條　文部卿ハ時時吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十二條　公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス
第四十三條　府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ
第四十四條　小學校ヲ除クノ外ハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス
第四十五條　凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ
第四十六條　凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歷タル者ニ非サレハ入學スルコトヲ得ス
第四十七條　傳染病ニ罹ル者ハ學校ニ出入スルコトヲ得ス
第四十八條　凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰ヲ加フ可ラス
第四十九條　生徒試驗ノ時ハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

元老院ヘ達　明治十二年四月二十二日

教育令布告案

右其院議定ニ被付候事

同院上申　明治十二年七月九日

別紙去ル四月二十二日本院ノ議定ニ被附候教育令布告案本院議定書勅裁ヲ仰キ候爲メ御上奏有之度候也

同院上奏　明治十二年七月九日

去ル四月二十二日下附ノ教育令布告案去ル六月二十五日會議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決ス依テ該修正ノ條項及ヒ院議ノ摘要ヲ朱書シテ謹テ之ヲ上奏ス

布告案

明治五年八月第二百十四號ヲ以テ布告候學制相廢シ更ニ教育令別冊ノ通相定候條此旨布告候事

教育令

第一條　全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

院議　幼稚園ヲ原案第二條ヨリ本條ニ移スハ幼稚園ハ必シモ學校ニ屬ス可キモノニ非サルヲ以テナリ書籍館ヲ加フルハ該館ノ報告ニ依リ藏書ノ品種讀者ノ好尚ヲ知リ以テ文運ノ進度ヲ詳カニスルニ便ナレハナリ

第二條　學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス

〔但幼稚園モ亦之ニ屬ス〕

院議　但書ヲ刪ルノ儀ハ前條ニ詳ナリ其「ナリ」ヲ「トス」ト爲シ及ヒ下條「者」ヲ「モノ」ト爲シ「時」ヲ「トキ」ト爲シ「雖」ニ「モ」ヲ加ヘ「ナ」ヲ「做」ト爲スノ類皆文字ノ齊整妥帖ヲ要スルニ過キス

第三條　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歷史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ隨ヒテ罫畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

院議　該地方要用ノ科ヲ設クルモ妨ナシト云ハヽ各地各別ノ要用ヲ言フモノヽ如クニシテ而シテ要用ノ科ヲ設クヘキハ獨リ女子ニ止ラス男子モ亦同一ナラサルヲ得ス但男女ノ殊別ハ唯裁縫等ノ科目ニアリ且妨ナシノ字ハ禁ヲ弛ムルカ如キノ意アリ故ニ之ヲ修正ス

第四條　中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條　大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條　師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條　專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條　以上揭クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條　各地方ニ於テハ〔兒童ヲ教育センカ爲ニ〕每町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

院議　兒童ヲ教育センカ爲ニノ十字ヲ刪ルハ第三條既ニ小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテノ文アリテ重複ニ屬スルヲ以テナリ又公立ノ二字ヲ加フルハ其但書ヲ加フルニ因ル其但書ヲ加フルハ一町一村既ニ人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルトキハ多少ノ經費ヲ耗シ別ニ公立小學校ヲ設置スルヲ要セサレハナリ

第十條　町村内ノ學校事務ヲ幹理セシメンカ爲ニ學務委員ヲ置クヘシ

但人員ノ多寡給料ノ〔多寡〕有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

院議　本文ニハ學務委員ヲ置クヘシトアリ而シテ原案但書ニ依レハ人員ノ有無モ亦適宜タルヘキノ嫌アリ故ニ但書ヲ修正ス

第十一條　學務委員ハ其町村人民ノ選擧タルヘシ

〔但現任ノ戸長ヲ選擧シテ之ニ兼務セシムルモ妨ケナキノ便宜ヲ示スモノナリ而シテ單ニ戸長ヲ揭クレハ其他ハ兼務セシムヘカラサルニ似タリ故ニ原案ノ意ヲ擴充シテ獨リ戸長ニ止マラサラシム

院議　原案但書ノ意學務委員ハ兼務ヲ以テスルモ妨ケナシ〕

第十二條　學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ〔町村人民ヲ勸誘シ〕兒童ノ就學〔セシメ且〕學校ノ設置〔及〕保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

院議　勸誘ノ二字ハ或ハ干渉ニ過ルノ弊ヲ來スヲ恐ルル故ニ之ヲ刪ル

第十三條　凡〔ソ〕兒童〔滿〕六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ〔小〕學〔年〕齡トス

〔但學齡間八箇年ノ全期ヲ縮メ四箇年以上ニ於テ何箇年ト定ムルハ各地町村ノ適宜ニ任スト雖モ其期限中ハ每年四箇月以上就學セシムヘシ〕

院議　本條ノ修正ハ文字ノ齊整ヲ要スルニ過キス其但書ヲ刪ル所以ハ本條既ニ八箇年ヲ以テ學齡ト爲ス學齡トハ猶丁年ト云フカ如シ若シ但書ヲ以テ一定不易ノ學齡ヲ伸縮スヘシト爲サハ自家撞著ヲ免カレサレハナリ

第十四條　凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條　學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ

第十六條　公立小學校ニ於テハ八箇年ヲ以テ學期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ每年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

院議　本條ヲ創設スルハ學齡固ト縮ムヘカラスシテ而シテ就學ノ期ハ則チ便宜ニ之ヲ縮ムルコトヲ得ヘキヲ以テナリ第十三條ノ院議參考スヘシ

第十七條　學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト做スヘシ

第十八條　學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

院議　既ニ教員巡回ノ方法ヲ設ト云フ更ニ註脚ヲ下スヲ要セス故ニ巡回教授ト云フノ七字ヲ刪ル

第十九條　學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條　公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條　私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十二條　公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條　私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

〔第二十三條　文部卿若シ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ムル時ハ其學校ヲ禁止セシムヘシ」

院議　學校ノ教旨ハ其教則ニ就テ見ルヘク國安ニ害アルノ教則ヲ設ケハ文部卿府知事縣令ハ決シテ之ヲ默許ニ付セサルヘシ又國安ニ害アルノ事アラハ警察官能ク之ヲ防止スヘシ故ニ本條ヲ刪ル

第二十四條　公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十五條　町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條　公立學校〔所屬〕ノ土地ハ免稅タルヘシ

院議　所屬ノ字指ス所過廣ナルヲ恐ル故ニ之ヲ刪ル

第二十七條　凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

院議　用ヲ消ト爲スハ文字ノ姿帖ヲ要スルノミ

第二十八條　公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

第二十九條　府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ

第三十條　前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

院議　開校ハ學校ノ開設ト誤認スルノ嫌アリ故ニ改テ授業ト爲ス

第三十一條　私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二條　教員巡回〔教授〕ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

院議　教員ノ二字ヲ加ヘ教授ノ二字ヲ削ルハ第十八條ニ照シ齊整ヲ要スルヲ以テナリ

第三十三條　各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ

院議　府縣立學校ノ府縣會議定ニ依ルハ特ニ師範學校ニ止マラス且地方稅費用中府縣立學校費アルヲ以テ故ラニ之ヲ此ニ揭クルヲ要セス又公立學校ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘキ者ナレハ文部卿ニ稟請ノコト亦之ヲ此ニ揭クルヲ要セス故ニ本條ノ大意ヲ變換シテ適宜ニ公立師範學校ヲ設置スヘキ者トス是教員ヲ養成スルノ急務タルヲ以テナリ

第三十四條　公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試驗ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條　公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試驗シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三章　明治十九年諸學校令整頓に至るまで

第三十六條　公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七條　教員ハ男女ノ別ナク年齡十八年以上タルヘシ

〔第三十八條　品行正シカラサルモノハ教員タルコトヲ得ス〕

院議　品行正シカラサル者ノ教員タルコトヲ得サルハ固ヨリ言ヲ俟タサルナリ且此ノ如ク之ヲ揭クルトキハ教員ヲ撰フニ方リテ人人其思想ノ異ナルニ依リ其正不正ヲ分別スルニ苦マン是本條ヲ刪ル所以ナリ

第三十八條　公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス

但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ教員ニ相應セル學力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

〔第四十條　師範學校ノ卒業證書ヲ得タル教員ハ常備兵役ヲ免ルヽコトヲ得ヘシ〕

院議　本條ヲ刪ルハ徵兵令第三章常備兵免役概則第一條ヨリ第十一條ニ至ルマテ皆常備兵役ヲ免ルルモノニシテ原案ニ揭クル所ハ只其第五條但書中ノ一部分ニ過キス而シテ之ヲ玆ニ揭ク則チ其他ハ兵役ヲ免カレサルモノノ嫌アルヲ以テナリ

第三十九條　文部卿ハ時時吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十〔一〕條　公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條　府知事縣令ハ管內學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條　凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

院議　原案ニ據レハ小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ明許スル者ノ如シ故ニ原則ヲ揭ケテ以テ凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クス可カラサルコトヲ示ス但小學校モ仍ホ此原則ニ據ル可シトスルトキハ實際多少ノ不便ヲ來スヲ免カレス故ニ但書ヲ加ヘテ之ヲ救フ

第四十三條　凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條　凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歷タルモノニ非サレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條　傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條　凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰（臀チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス

院議　註脚ヲ挿入スルハ體罰ノ例ヲ擧ルナリ

第四十七條　生徒試驗ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

法制局議案　明治十二年七月十九日

別紙元老院上奏教育令ノ儀ハ同院修正ノ通御布告相成可然哉仰高裁候也

明治十二年九月二十九日太政官布告第四十號教育令の正文は左の通である。

明治五年八月第二百十四號ヲ以テ布告候學制相廢シ更ニ教育令別冊ノ通相定候條此旨布告候事

教育令

第一條　全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督內ニアルヘシ

第二條　學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス

第三條　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歷史脩身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ罫畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四條　中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條　大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條　師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條　專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條　以上揭クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條　各地方ニ於テハ每町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第十條　町村內ノ學校事務ヲ幹理セシメンカ爲ニ學務委員ヲ置クヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第十一條　學務委員ハ其町村人民ノ選擧タルヘシ

第十二條　學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條　凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條　凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條　學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ

第十六條　公立小學校ニ於テハ八箇年ヲ以テ學期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ每年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第十七條　學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト做スヘシ

第十八條　學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第十九條　學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條　公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條　私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十二條　公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條　私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十四條　公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十五條　町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條　公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ

第二十七條　凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八條　公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ每年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

第二十九條　府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ

第三十條　前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一條　私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二條　教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三條　各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條　公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試驗ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條　公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試驗シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條　公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七條　教員ハ男女ノ別ナク年齡十八年以上タルヘシ

第三十八條　公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス

但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ教員ニ相應セル學力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第三十九條　文部卿ハ時時吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條　公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條　府知事縣令ハ管內學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條　凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條　凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條　凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歷タルモノニ非サレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條　傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條　凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰（毆チ或ハ縛ルノ類）ヲ加フヘカラス

第四十七條　生徒試驗ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

此教育令を「學制」と比べると其差違著しきものがある。（一）「學制」では兒童六歲から十四歲までを學齡とし、此學齡間就學せしむることを本則としたのであるが、教育令では僅に十六箇月でも義務教育を終り得るものとした。（二）「學制」では義務教育は學校に於て之を行ふこととしたのを教育令では學校に入らずと雖も別に普通教育を受くるの途あるものは就學と看做すとした。（三）「學制」では公立小學校の學期を八箇年としたのを、教育令では之を四箇年まで短縮することを得るものとし、然も此四箇月以上授業すれば可なりとした。（四）教育令では學校を設置するの資力に乏しき地方に於ては教員巡回の方法を設けて兒童を教授せしむるを得ることとした。（五）教育令では町村人民の公益たるべき私立小學校あるときは別に公立小學校を設置せさるも妨げなしとした。（六）「學制」では私立學校の設立も認可を要するのであつたが、教育令では私立學校の設立は全然自由とし、單に届出の義務を負はしむるのみとした（これは文部省の原案では認可を要することとなつて居たのを、却て太政官に於て自由とすることに改めたのである。）（七）教育令では「學制」に定むるが如き煩雜なる教科目を廢止して簡單なるものとした。

教育令に於ては「學制」の如く公立小學校設立の爲に特に學區といふが如き特別自治體を作らしむることなく、各町村又は數町村聯合して公立小學校を設置すべしとして、一般地方公共事務を施行する自治體たる町村をして地方教育行政に關與せしむる主義を取つたこと、及上級自治體たる府縣が師範學校の設立主體たる點を法の上で明にしたことは一進歩といふべきものである。又我國教育の特徴ともいふべき 兒童に對して 體罰を加へざるの主義も教育令に依て定められた。

國民教育奬勵會編纂教育五十年史所載樞密顧問官男爵久保田讓「學制頒布並に被仰出書」中の一節

其處で政府は各地方官に之を嚴達し各地方では又、何が何でも是非これだけの學校は造らなくてはならぬといふので、鋭意之れが實施に努力したから、教育の普及頗る著しかつたが、其結果各地方とも夥だしく教育費がかゝるので一般の民心は漸次學校教育を忌むやうになつた。恰度其處へ文部大輔田中不二麻呂君が米國の教育視察を終つて歸朝された。田中さんは餘程亞米利加かぶれのした人で、何でも米國のやうに自由にしなければいけない、米國では中央政府には僅に內務省の中に教育の一局があるばかりで、學事は主として各地方の自由に任かせて居るが、其れでなくてはいけない。我國の學制は如何にも干渉に過ぎるといふ意見であつた。多分各州にそれ〴〵立派な文部省のある事迄は御覽にならなかつたかも知れません。何れにしても、學制は餘りに干渉が過ぎるから、もつと自由に緩めてやらなければいけないと言ふので、明治十二年田中さんが專ら其局に當り此學制を廢して教育令を出した。學制は大中小學校から何から何まで秩序整然一絲亂れざるものであつたが、教育令は十何箇條かに過ぎざる非常に簡單なもので、學校を立てる事は地方の隨意でよろしいといふ事であつたから、元老院では大分八釜しい議論が出た。佐野常民君の如きは一時間もかゝつて反對演說をやつた。隨て一般の教育が一時大に廢れて來たので間もなく改正の議が起り、田中文部大輔が文部省を去つて、河野敏鎌氏が文部卿となるに及んで、更に之を改めた。之れが十三年十二月の改正教育令である。其後續いて小學校教則、小學教員心得等が出たが、是等は主として九鬼君が其局に當つて骨を折られた。それから森文部大臣の學校令といふ者になつて、今日の教育制度の基礎を成したといふ譯である。

文部省は教育令の解釋に關し、明治十二年十一月十二日同省布達第五號（輪廓附）を以て

公立幼稚園書籍館等ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ公立學校同樣府知事縣令ノ認可ヲ經ヘキ儀ト可心得此旨布達候事

と令し、

同日同省布達第六號（輪廓附）を以て

私立幼稚園書籍館等ヲ設置或ハ廢止スルモノハ私立學校同樣府知事縣令ニ開申スヘキ儀ト可心得此旨布達候事

と令し、

同日又同省布達第七號（輪廓附）を以て

公立幼稚園ノ保育法ハ公立學校ノ教則同樣文部卿ノ認可ヲ經ヘク私立幼稚園ノ保育法ハ私立學校ノ教則同樣府知事縣令ニ開申スヘキ儀ト可心得此旨布達候事

と令した。

明治十二年十二月十九日左記文部省布達第八號（輪廓附）が發せられた。

教育令第九條但書町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校ハ兒童ノ就學ニ便シ學期等公立小學校ト同樣ニシテ學科課程等都テ其町村人民ニ於テ公益ト認メタルモノト可心得尤該小學校ノ教則ハ府知事縣令ヨリ文部卿ヘ開申可致此旨布達候事

同日文部省は又府縣に對し左記同省達第五號（輪廓附）を發した。

教育令第三十一條府知事縣令ニ於テ私立小學校ノ町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルニハ該學校ノ地位兒童ノ就學ニ便シ學期等公立小學校ト同樣ニシテ學科課程等都テ其町村人民ノ公益タルヘキモノヲ以テ之ヲ認定スヘキ儀ト可心得且同條ニ因リテ補助金ヲ受ケタル私立小學校ニ對シテハ府知事縣令其管理ノ方法ヲ設ケ文部卿ノ認可ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘキ儀ト可心得此旨相達候事

明治十二年十二月二十六日左記內務省達乙第五十四號（輪廓附）が發せられた。同達中太政官第四十號布告とあるは前に述べた教育令のことである。

本年九月太政官第四十號布告第二十六條ニ有之公立學校ノ土地トハ學校構內ノ土地ニ限ルモノニシテ其地ハ民有地第一種ノ儘ニテ免稅スヘキ主意ニ候條爲心得相達候事

明治十二年十二月二十八日左記文部省布達第九號（輪廓附）が發せられた。

各地方ニ於テ教員巡回ノ方法ヲ設ケ兒童ヲ教授セシメントスルモノハ其教則ヲ編成シ公立學校ノ教則同樣文部卿ノ認可ヲ經ヘキ儀ト可心得此旨布達候事

同日文部省は又府縣に對し左記同省達第九號（輪廓附）を發した。

公私學校ノ教旨府知事縣令ニ於テ弊害アリト認ムルモノハ其事由ヲ具シ文部卿ヘ稟申可致此旨相達候事

明治十三年一月六日左記文部省達第一號及第二號、翌七日左記同省達第三號が府縣に對し發せられた。

○達第一號（輪廓附）

學務委員選擧規則之儀各府縣ニ於テ恰當之條款相設ケ文部卿ヘ可伺出此旨相達候事

○第二號（輪廓附）

小學校種別之儀讀書習字算術地理歷史修身ノ六科ヲ具備セサルモノハ普通教育ノ正格ニ合セスト雖モ亦小學校ノ部類ニ屬スルヲ以テ變則小學校トナスヘシ此旨相達候事

○第三號（輪廓附）

學齡就學調查之儀讀書習字算術地理歷史修身ノ六科ヲ兼學スルモノハ之ヲ普通教育就學トナスヘク該六科ヲ兼學セサルモノハ之ヲ變則就學トナスヘシ此旨相達候事

明治十三年一月二十九日府縣に對する左記太政官達第六號（輪廓附）が發せられた。これは學校に無代下附すべき、土

地の坪數に關する制限を定めたものである。

中小學區學校設立ノ地所無代價下渡ノ儀ニ付明治七年九月第百三十一號ヲ以テ相達置候處今般教育令布告候ニ付テハ自今公立小學校ハ五百坪以内公立中學校公立専門學校ハ千坪以内ノ地ヲ該學校設置ノ地所トシテ無代價ニテ可下渡候條官有地ニテ無差支場所ヲ選ヒ内務省ヘ可申出此旨相達候事

明治十三年三月八日府縣に對し左記文部省達第七號及第八號が發せられた。

○達第七號（輪廓附）

公立學校教則ノ認可ヲ經ヘキモノハ篤ト調査ノ上意見ヲ付シテ稟申可致且既ニ認可ヲ經タルモノト雖モ教育上ニ弊害アリト認ムルトキハ其事由ヲ具シテ稟申可致此旨相達候事

○達第八號（輪廓附）

私立學校ノ教則教育上ニ弊害アリト認ムルトキハ其事由ヲ具シテ稟申可致此旨相達候事

明治十三年三月十一日府縣に對する左記内務省達乙第八號（輪廓附）が發せられた。

本年第六號ヲ以テ布達相成候公立學校設置ノ地所下與候儀更ニ其府縣ニ委任候條府縣限處分ノ後當省ヘ可届出此旨相達候事

但市街地及ヒ森林ハ此限ニアラス

明治十三年四月十七日府縣に對する左記文部省達第十號（輪廓附）が發せられた。

地方税ヲ以テ設立セル公立學校ノ廢置ハ其都度文部省ヘ開申可致此旨相達候事

明治十三年五月四日府縣に對する左記文部省達第十二號（輪廓附）が發せられた。

文部省明治十一年九月第六號達廢止候條此旨相達候事

所謂明治十一年九月文部省達第六號は前に述べた如く（第二章初等普通教育の款參照）公立學校の開設は地方官限り取計ふべく唯公立學校教則と管内學事規則は文部省に經伺すべきことを規定したものである。

明治十三年六月二十六日府縣に對する左記文部省達第十四號（輪廓附）が發せられた。

文部省明治十三年一月第貳號第三號達廢止候條此旨相達候事

廢止せられた明治十三年文部省達第二號及第三號は前に擧げた變則小學及變則就學に關するものであるから、今後は此等の變則は認めないといふ趣旨を明にしたものである。

明治十三年九月十六日府縣に對する左記文部省達第十七號（輪廓附）が發せられた。

地方税ヲ以テ設立セル公立學校ノ廢置ハ其都度開申可致旨文部省明治十三年四月第十號ヲ以テ相達置候處自今地方税幷ニ他ノ金種ヲ以テ府縣ニ於テ設立セル公立學校ノ廢置ハ其都度事由ヲ具シ左ノ箇條ヲ記載シテ文部省ヘ開申可致此旨更ニ相達候事

第三章　明治十九年諸學校令整頓に至るまで　　一七一

府
縣　立學校

一名　稱　何々學校
一學　科　師範學科或ハ中學科何々專門學科等ノ類
一所　在　何國何郡何町村
一設　立（廢止）　何年何月何日
一金　種　地方稅或ハ何々金等ノ類

上述の如く、明治十二年文部大輔田中不二麻呂の手に依て作られた教育令は、自由放任主義のものであつたが、地方に於ては、政府は就學强制の方針を放棄し、初等普通教育に在ても全く之を人民の隨意に一任したるが如く誤解し、爲に學事の退歩を來し、所謂角を矯めんとして牛を殺すの結果に立至つたので、大に反對の聲が起り、多年文部省の全權を握つて居た大輔田中不二麻呂は明治十三年三月遂に其職を去り、河野敏鎌が新たに文部卿に任ぜられ、餘りに自由放任主義に傾いた教育令に向て改正を試みんとするに至つた。

上に揭げた明治十三年三月以後の諸達を、其以前のものと比較しても直に判る如く、文部省の態度が變つて來たことを見ても此間の消息が解し得らるるのである。

文部卿河野は明治十三年十二月九日左の如き上申を太政官に呈出した。

別冊教育令改正案幷其上奏之議共進呈候間奏上被成下度候右ハ昨日モ略陳述候通施政上至急ヲ要シ候モノニ付御裁可相成候ハハ本月二十二三日頃迄ニ布告相成候樣致シ度將又本案ノ旨趣ニ關シ內閣各部ニ於テ御質疑ノ廉モ御坐候ハハ精明之儀文部權大書記官島田三郎同少書記官久保田讓ニ申付置候ニ付兩官ヘ向ケ詳議相成度且本案御採用之上元老院議定ニ被附候節ハ右兩書記官ヲ以テ內閣委員ニ被命候樣相成候ハハ幸ノ事ニ有之候此段上申候也

教育令改正案ヲ上奏スルノ議

維新優武ノ後政府大ニ文敎ヲ興シ越テ明治五年泰西ノ法度ヲ折衷シ新タニ學制ヲ布ケリ其事草創ニ屬スルヲ以テ尨雜紕無ク事態ニ齟齬スルモノナキニアラスト雖トモ學校ノ設置天下ニ遍ク人民就學ノ途爰ニ洞開セシモノハ一ニ此法ノ致ス所ニアラスンハアラス爾來五七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ變スルヲ以テ學制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七條ノ新法ヲ定メ以テ舊學制ニ代ル所以ナリ蓋シ此改正ニ當リ舊法ノ尨雜ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及フ所往往放任ス可ラサルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラサルナリ夫レ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往往ニシテ免レス是ニ於テカ學問ノ益未タ顯ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ生ス議者其弊ノ因ル所ヲ深考セス徒ラニ罪ヲ學事ノ干涉ニ歸シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ弊タル學制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜キヲ失フニアリ干涉ノ過度ニアラスシテ干涉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何トナレハ前日ノ干涉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ヲ察スルカ如キ內部ノ事ニ至テハ其意ヲ經ル蓋シ寡シトセス臣ヲ以テ議者一切尤ヲ干涉制度ノ上ニ歸シ反動ノ勢普通教育ト雖トモ亦干涉ス可ラスト云フニ至ル過テリト云フヘシ猶ホ醫師ノ治ヲ過ツハ醫術ノ咎ニアラスシ

テ醫ノ不良ナルカ爲ニ遂ニ醫術ヲ廢セントスルカ如シ豈理ナランヤ蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟モ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セシテ其普及ヲ望ム殆ント河清ノ竢ツ可ラサルカ如シ夫ノ英國ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸國ニ比スレハ頗ル教育ヲ放任スルモノトス而シ全國人民ノ無智ナル夙ニ識者ノ慨ク所トナリ世論漸ク干渉ノ止ム可ラサルヲ覺知シ遂ニ一千八百三十九年ニ及テ樞密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定セシヨリ年年其權限ヲ擴充シ費額ヲ增益シ一千八百七十八年ノ如キハ補助金二百十四萬九千二百零八「ポンド」ノ巨額ヲ議院ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政事ニ干渉ヲ事トセス又教育ノ一事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸國ニ數等ヲ讓レルノ英國ニシテ其措置尙ホ此ノ如シ其他ハ類推スヘキナリ蓋シ其政體ノ如何ニ關セス苟モ文明ヲ以テ稱セラルル國ニシテ普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務メトセサルハナシ是レ豈普通教育ハ其國運ニ關スル最大ナルカ故ニアラスヤ我國ノ如キ學制ヲ施シテヨリ纔ニ數年未タ其効績ヲ見サルニ於テハ深ク怪ムニ足ラス但其施行ノ間ニ當リ僅僅ノ弊ヲ見ルカ爲ニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレテ此主義ヲ揉ムルニ至テハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ムコトヲ得ンヤ是臣カ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希圖シテ已マス教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ハン客年教育令ヲ制定シテ曇痕未タ乾カス今又之ヲ改正セハ信ヲ國民ニ失フヲ如何セント是レ亦事ヲ解セサルノ言ノミ苟モ法令ノ國家人民ニ不利ナルヲ知ラハ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レアランヤ若シ既ニ其不利ナルヲ覺ユルモ敢テ之ヲ改メス荏苒年ヲ涉ル者ハ彼ノ不可ナルヲ知テ難ヲ攘ミ來年ヲ竢テ止メントスル者ト其異果テ何ク二アルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ國家ヲ念フニ薄キ者ト謂ハサル可ラス是レ臣カ今日改正案ヲ進奏スルニ於テ敢テ遲疑セサル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸學校ニ於ケル纔カニ其名稱ヲ揭クルニ止マリ之カ制規ヲ立ルノ條ハ全ク缺如タリ臣ノ意將ニ之ヲ補テ其體ヲ具ヘシメントスルニ在リ但普通教育ノ衰頽ヲ挽回スルコト焦眉ノ急ニ屬スルヲ以テ今回ノ改正ハ專ラ小學ニ係ルノ事ヲ主トシテ其他ニ及ハス謹テ此ニ本案ヲ進ムルニ當リ此事由ヲ一言シテ以テ豫メ他日改正ノ端緒ニ供ス伏シテ請フ陛下ノ此ニ照察センコトヲ臣敏鎌恐惶頓首謹言

此改正案は太政官に於て審議の上元老院の議に附し多少の修正を經、明治十三年十二月二十八日太政官第五十九號教育令改正として公布せられた。

文部省が改正教育令案を太政官に稟議したる後愈之が規程として公布せらるるまでの經過に關しては內閣編輯法規分類大全第一編所載の記事が委曲を盡して居るから左に之を揭げる。

原文の　朱書は――――傍線
黑括弧は（　）
朱線にて消したるものは――――輪廓附
藍線にて消したるものは［　］

改正教育令制定理由

布告案

第　號

明治十二年九月第四十號布告教育令左ノ通改正追加候條此旨布告候事

年　號　年　月　日

改正案

第三章　明治十九年諸學校令整頓に至るまで

第二條　學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校職工學校其他各種ノ學校トス

理由　學術ノ生産力ニ關スルヤ大ナリト雖トモ直接ニ其力ヲ現シ又廣ク社會ニ實業ヲ起サシメ專門學校ニ並ンテ學校類中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工學校ヲ以テ最ナリトス而シテ教育令中此名稱ナキハ頗ル闕典ニ屬ス是レ本條改正ノ要旨ナリ

第三號　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歷史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ隨ヒテ畧畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ讀書習字算術地理歷史修身ノ中地理歷史ヲ減スルコトヲ得

理由　現行ノ令ニ於テハ讀書習字算術地理歷史修身ノ六科ヲ以テ小學必須ノ學科トス其一ヲ缺ケハ則チ小學ニアラサルナリ普通教育ニアラサルナリ夫レ地理ヲ講シテ本邦ノ形勢ト其萬國ニ對スル關係トヲ辨シ歷史ヲ學ヒテ國家ノ沿革ト人事ノ變遷トヲ考フルハ人トナリテ社會ノ員ニ列スルモノノ知ラサル可カラサル緊要ノ事ナリト雖トモ之ヲ修身ノ彝倫ヲ明ニシ及ヒ讀書習字算術ノ用ヲ言語ニ齊フスル者ニ比スレハ其緩急固ヨリ逕庭アリ而シテ學齡八年間此等六科ノ學ヲ修レハ其習熟ノ覩ルヘキモノ無キニアラスト雖トモ地ニ都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ異アリ且今日人民ノ生計社會ノ程度ヲ熟視スルニ全國ノ兒童ヲ擧ケテ盡ク八年ノ就學ヲ畢ラシメントスルハ勢必ス行ハルヘカラサルノミナラス更ニ之ヲ短縮シテ六年トスルモ亦未タ必シモ能ハサルナリ且其就學ノ期愈〻縮マレハ其諸科ヲ修ムルヤ愈〻難トス故ニ其六科ヲ併セ授ケテ以テ共ニ習熟セサランヨリハ寧ロ其一二ヲ減シテ以テ專ラ習フ所ニ熟セシムルノ實用ニ適スルニ如カサルナリ是レ此改正案ニ但書ヲ加ヘ地理歷史二科ノ如キハ事情ニ隨テ或ハ修メ或ハ修メサルヲ得セシメ以テ學期ニ長短アルノ條ト相照シテ以テ其宜キヲ得セシムル所以ナリ

第八條　職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス

以上數條揭クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

本條改正ノ理由ハ第二條ノ下ニ揭クルヲ以更ニ此ニ贅セス

第九條　各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

理由　現行ノ令ニ於テハ町村ヲシテ公立小學校ヲ建設スルノ義務ヲ負ハシムルニ止リ而シテ之ヲ設クルノ制限ニ至リテハ則チアルコト無シ是レニ由リテ生スルノ弊一ニシテ足ラス蓋窮鄉僻陬人口疎少ノ地ニシテ每村每町必ス學校ヲ設クルトキハ費用給セス校舍整ハス授業擧ラス合格ノ教員聘スル能ハス適宜ノ器具備フル能ハス是レカ爲メニ兒童ノ心性ヲ傷ヒ健康ヲ害スル等ノ弊枚擧スルニ遑アラス此ノ如キハ即其町村既ニ學校ヲ設置スルノ名義アルヲ以テ其負フ所ノ義務ヲ盡セルカ如ク見ユルト雖トモ其實効ヲ考フルトキハ猶之ヲ設ケサルト異ナルナキナリ又其數町或ハ數村聯合シテ設立スルモノニ於テ之カ適當ノ制限ナキヲ以テ三四里若クハ五六里ノ間僅ニ一校ヲ設立スルアリ或ハ未タ甚タ廣遠ナラサルモ山河ノ阻隔スルモノヲ併セテ一學校區ヲ立ツルアリ是レ皆學齡兒童ノ通學ニ耐フル能ハサル所ナリ或ハ人口稠密ニシテ生計ノ度甚タ低カラサルモ其人民未タ學業ノ利ヲ曉ラサルカ故ニ學校ノ爲メニ資財ヲ出スヲ好マス纔ニ狹隘ノ校舍ヲ起シテ以テ其義務ヲ免ルルノ口實ト爲シ而シテ其學舍狹隘ナルヲ以テ學齡兒童ヲ容ルルニ足ラス其ヲシテ多ク不學ニ終ラシムルアリ是レ皆學校設置ニ

制限ナキノ致ス所ニアラスンハアラサルナリ而シテ其弊猶未タ此ニ止ラサル者アリ夫レ學制頒布以來數町村力ヲ併セテ學校ヲ設立シ其規摸略觀ルヘキ者往往之アリト雖トモ去歳教育令發行ニ至リ學校分合ノ事ヲ擧ケテ之ヲ町村ニ屬シテヨリ其學校敷地ノ屬スル町村外ノ者ハ之ヲ視ルコト自己町村ニ關セサル者ノ如ク校費ヲ出サス兒童ヲ遣ラスシテ連リニ分離ヲ主張スル者アリ甚シキハ曩ニ協議上ヨリ積ミ立テタル資金ヲ分割シテ各自ニ學校ヲ設立セントスル者アリ而シテ其弊ノ窮極スル所遂ニ合資ヲ以テ設立セル整備ノ學校ヲ毀チテ各自微力ノ學校ヲ創起シ其費用ハ前日ニ倍シ而シテ却リテ學事ヲシテ振ハサルニ終ラシム是レ等ノ如キモ現今ノ令ニ於テハ之ヲ禁スル能ハサルナリ是レ今回ノ改正ニ於「兒童ヲ教育スルニ足ルヤ否ヤヲ監スルノ權ヲ府知事縣令ニ付シ以テ妄リニ分合スルノ弊ヲ制セントス其但書ニ於テ「本文小學校ニ代ルヘキ」ノ文字ヲ以テ「公益タルヘキ」ノ句ニ換フルモノハ蓋シ公益ノ文字タル意義稍不定ニ屬スルヲ以テナリ

第十條　各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ爲メニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

理由　本條ノ改正案ニ三箇ノ要點アリ學務委員ヲ設置スルノ地ヲ定ムル一ナリ戸長ヲ以テ其員中ニ加フル二ナリ區町村會ヲシテ委員ノ數及其給料ヲ評決セシメ又府知事縣令ヲシテ之ヲ認可セシムル三ナリ夫レ現行ノ令ニ於テハ唯學務委員ヲ置クヘシト云フニ止マリテ其之ヲ何レノ所ニ置クコトニ言ヒ及ハス則チ學校ヲ設置維持スルノ一區域ニ置クヘキ乎抑町村ノ聯合シテ之ヲ設置維持スモ猶每町村ニ置カサル可カラサル乎各地ニ於テハ之ヲ明知スル能ハサルヲ以テ之カ說明ヲ請フモノ往往之レアリ是レ改正文中「小學校ヲ設置スル」云云ノ文字ヲ揭クル所以ナリ夫レ戸長ノ職タル町村公共ノ事務ヲ統フルヲ以テ夫ノ衞生委員ノ如キモ亦之ヲ助ケテ以テ其事ヲ行ヘリ然ルヲ學事ニ於テハ獨リ學務委員專ラ之ヲ掌理スルトキハ其施爲ノ力薄弱ナルノミナラス或ハ事務重複ノ煩ヲ起シ或ハ彼此扞格ノ意ヲ生スルノ憂アリ且ツ各地方ノ景況ヲ通觀スルニ大凡戸長ト爲ル者ハ其町村ニ名望アル者又ハ材幹衆ニ超ユル者又ハ舊家ニシテ鄕閭ニ尊重セラルル者等ニシテ固ヨリ其町村人民ノ上流ニ居ル者ナルカ故ニ其言自ラ行ハレ易キノ勢アリ故ニ之ヲシテ學務委員ト共ニ事ニ從ハシメハ其學事ニ裨益アル蓋シ細小ニアラサルナリ曾之ノミナラス區町村會起リテヨリ以來町村公共費ノ豫算ヲ立テテ之ヲ議場ニ諮明スルハ則チ戸長ノ主トシテ任スル所ナリ而シテ學校ノ費用亦其一ニ居レリ蓋シ現行教育令第十條第十二條ニ由レハ町村ノ學費ヲ議會ニ諮明スルハ學務委員ノ務メタラサルヘカラス而シテ實際ニ於テハ却リテ之ヲ戸長ノ爲ス所ニ歸セリ其事務ノ相交涉シテ分離シ難キ既ニ此ノ如クンハ即チ令中明文ヲ揭ケテ以テ其職務ヲ定メサル可カラス是レ戸長ヲ以テ委員中ニ加フル所以ナリ抑學務委員ノ職タル常ニ町村ノ學事ヲ幹理ス既ニ此職アリ則チ其適當ノ給料ナカル可カラス蓋シ之アルヘクシテ而シテ之ナキトキハ委員タルモノ實ニ其職任ノ責ナキ者ノ如シ然ハ則チ必ス之ヲ與フルトセンカ或ハ富豪有爲ノ人ニシテ此撰ニ當リ身公益ニ任スルノ榮譽ヲ悅ヒ給料ヲ受クルヲ屑トセサルアリ故ニ之ヲ與フルト否サルトハ土地ノ情況及ヒ委員其人ノ地位ニ由リテ之レヲ斟酌セサル可カラス必ス之カ一定ノ制度ヲ立テテ以テ之ヲ規スルヲ得ス是レ其給料ヲ町村會ノ議ニ付スルヲ要スル所以ナリ然リト雖トモ之ヲ與フヘクシテ而シテ與ヘス遂ニ委員ヲシテ無報ノ勞ニ服セシメ因リテ以テ學事ヲ振ハサルニ至

ラシムルハ亦往往見ル所ノ通弊ナリ故ニ專ラ之ヲ町村ニ委セス必ス府知事縣令ノ認可ヲ經セシメテ以テ一方ニ偏倚セサランコトヲ期スヲ是レ本條改正ノ大旨ナリ

第十一條　學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦擧シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ

但薦擧ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令ニ於テ學務委員ハ町村人民ノ撰擧タルヘシトアリ而シテ其撰擧セル者ハ直チニ委員ト爲ルヲ得ル乎抑刑餘ノ人ノ如キ公共ノ信憑ヲ托スルノ性質ヲ缺クモノニ於テハ地方官法律ニ因リテ附與セラレタル監督ノ權（教育令第十二條）ニ因リテ之ヲ改撰セシムルヲ得ルカ或ハ一旦委員ト爲ルノ後ト雖トモ其人職任ニ適セサルニ於テハ地方官之ヲ改撰セシムルヲ得ル乎是等ノ諸點皆令中ニ明揭セサルヲ以テ實施ノ際疑義ヲ生スル者ナキニアラス若シ撰擧セラルル者ハ直チニ委員トナリ如何ノ事由アルモ地方官之ヲ進退スルノ力ナシト解釋セハ則チ是ヨリ生スルノ弊實ニ言フニ勝ヘサル者アリ蓋シ町村學事ノ擧ルト否サルトニ由レリ何トナレハ兒童ノ就學ヲ促シ學資ノ募集ヲ計リ學校ノ維持ヲ力メ不就學ノ事故ヲ查スル等ハ地方官郡區長ノ之ヲ管理スルアリト雖モ躬其町村ニ住シ親ク之カ事情ヲ識ルハ即チ學務委員ノ深切ニシテ手ヲ下シ易キニ如カサレハナリ然レトモ人民未タ學問ノ利ヲ曉ラス劇場祭禮ノ爲メニ千金ヲ捐ツルモ學校ノ爲メニ十金ヲ出スヲ悅ハス俳優力士ノ爲メニ款待ヲ盡スモ教員ノ爲メニ禮意ヲ表スルヲ厭フカ如キ未タ普通學ノ人生ニ必需ナルヲ知ラス就學ハ社會ノ公務タルヲ辨セサルノ地方ニ於テハ學務委員其人ヲ得テ兒童就學ノ督促ニ遭ハンヲ恐レ勉メテ文筆ヲ解セス學事ヲ辨セサルノ人ヲ擧ケ甚キハ刑餘ノ人ヲ撰ハントスル者アルニ至ル故ニ其制限ノ設ケ豈今日ニ已ムヲ得ンヤ然リト雖トモ委員ハ人民ノ委托ヲ受ケテ町村公共ノ義務ヲ代理スル者ナルヲ以テ人民ノ之ヲ推薦スルヲ得ルハ實ニ町村自治ノ精神ニ出ツル者ナレハ固ヨリ其疆界ヲ侵スヘキニ非ス唯府知事縣令ヲシテ其監督ノ權ヲ此際ニ實行セシメンヲ要ス然レトモ其法タル推薦人ヲ得サルニ當リ之ヲ拒ミテ再撰セシムルカ如キハ未タ其宜キヲ得タリト云フ可カラス何トナレハ其事タル唯被薦者ノ名譽ヲ毀チ薦者ノ煩ヲ重ヌルノミナラス其レヲシテ自ラ不快ノ念ヲ懷カシメ以テ官民乖離ノ端ヲ開クニ庶幾ケレハナリ故ニ當初其員ノ二倍若クハ三倍ヲ推薦セシメ其中ニ就キテ選任スルヲ得ルコト改正案ノ如クナラシメハ則チ一時ニシテ二回若クハ三回ノ薦擧ヲ行フト其效ヲ同クセントス此クノ如ンハ則チ官民共ニ偏重ノ弊無キヲ得ン夫ノ薦擧ノ制限ノ如キ倘文部省ニ於テ之ヲ定メ國中ノ廣キ都鄙ノ隔タレルヲ省セス盡ク一ノ制度ヲ以テ之ヲ規セントセハ或ハ事情ニ適セスシテ扞格行ハレサルノ地ナキヲ保ツ可カラス故ニ府知事縣令ヲシテ先ツ其案ヲ起草セシメ而シテ後其區區ニ分岐シ東隅西隙之カ權衡ヲ失フナカラシメンカ爲メ且其事ノ重要ナルカ爲メニ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ請ハシメントス是本條改正ノ要旨ナリ

第十四條　學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人ノ責任タルヘシ

第十五條　父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令ニ於テハ事故アリテ就學セシメサル者ハ其理由ヲ學務委員ニ陳述スヘシトアリ而シテ其事故トハ如何ナルモノヲ指スヤ一定ノ釋義ナク又行政規則ヲ以テ之ヲ定メシムルコトヲ言ハス是レ兒童ノ就學ヲ以テ

父母後見人ニ負ハシムルノ義ト協ハサルナリ何ントナレハ一方ニ於テハ其負課ヲ免ルルト免レサルトノ要質ヲ定メサレハナリ況ンヤ其之ヲ學務委員ニ陳述スルニ止マルニ於テヲヤ且第十四條ニ於テハ十六箇月ヲ以テ兒童就學ノ最短期トシ此期ヲ過クルトキハ就學ノ責ナシトセリ夫レ兒童六歲ニシテ小學ニ入リ纔ニ一年四箇月ヲ經テ修ムル所ノ普通學ハ成丁ノ後ニ至リ果シテ其身ヲ益スルニ足ルヘキ乎假令改正案第三條ノ如ク地理歷史ノ二科ヲ除キ簡易ノ科ノミヲ修メシムルモ尙且其用ニ適セサルヲ知ルナリ既ニ其用ニ適セス安ソ之ヲ以テ責ヲ免ルルノ定限トスルヲ得ンヤ況ンヤ唯十六箇月云云ト言フトキハ假令父母タル者財計餘リアリ兒童ヲシテ全備ノ小學ヲ修メシムルニ足ルト雖トモ已レ學問ヲ悅ハサレハ則チ兒童ノ就學十六箇月ヲ以テ我カ義務畢レリト爲シ直ニ之ヲシテ退學セシムルモ既ニ法律ノ之ヲ許スアレハ何ニ因リテ之ヲ拒止スルコトヲ得ンヤ而シテ兒童ハ固ヨリ智慮鮮キカ故ニ遊戲百端唯其課業無キヲ悅徒ラニ歲月ヲ涉リ其人ト成ルニ及ヒ始メテ自ラ悔イ是ニ至リテ父母ヲ恨ムルモ亦何ノ益カアラン故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ社會ノ集力即チ政府ナル者此等私人ノ利害ヲ推定シテ其間ニ干涉シ幼者ノ權利ヲ保護スルハ勢ノ已ム可カラサルモノトス何ントナレハ兒童タル者未タ已レノ利害ヲ判別スルノ能力無ク而シテ父母又之ヲ賊フニ方リテハ則チ政府ヲ除クノ外又之ヲ擁護スル者アラサレハナリ蓋シ律眼ノ幼者ヲ見ルヤ成丁ノ人ニ異ナリ夫ノ幼者ノ職業時間ヲ制限スル事ノ如キ以テ見ルヘシ故ニ雇主ト父母トノ約束ヲ以幼者ヲ工場ニ役セシムルニ當リ父母ハ雇銀ノ多キヲ貪リ雇主ハ使用時間ノ長キヲ利シ而シテ兒童脆弱ノ體ヲ役スル常度ニ過キシムルモ幼者自ラ其身ニ巨害アルヲ曉ラス其人ト爲ルニ及ヒテ身體枯瘁竟ニ用ニ耐ヘサルニ至ル此ノ如キハ少年自衞ノ力無ク父母又此ヲ賊フモノニシテ政府ヲ除クノ外能ク之ヲ防ク者アルナシ是レ泰西文明ノ國ニ於テ幼者勞役ノ時間ヲ制限スルヲ以テ社會ノ幸福ヲ保スル必要ノ法律トスル所以ナリ而シテ普通教育ノ責ヲ父母ニ課スルモ亦主義ヲ此理ニ均クスルトキハ則チ決シテ之ヲ緩漫ニ付スヘカラサルナリ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ已ムヲ得サルノ事故アルニアラサレハ兒童ヲ就學セシメサル可カラサルノ義ヲ定メ且其最短期十六箇月ヲ改メテ三箇年トスルモノハ三年ノ時月ヲ費ヤシテ以テ小學最低ノ課程ヲ全ク修ムルヲ得ハ稍其終身ヲ裨益スルニ及フヘキカ爲メナリ而シテ土地ノ事情職業ノ情態ニ隨ヒ三箇年連續シテ學ニ就ク能ハサルモノハ每年時ニ隨ヒテ就學シ三箇年ノ課程ヲ卒ルニ至リテ始メテ其責ヲ免レシム其每年十六週ヲ以テ限トスルモ亦偶然ニアラサルナリ夫レ小學ノ開校ヲ每年三十二週ト定ムルトキハ三箇年間每年就學スルコト十六週ナルトキハ通計一百二十八週ナリ是レ三箇年連續シテ以テ就學スル者ヨリ其時ヲ增スコト三十二週即チ一年ノ開校期ヲ加フルニ同シ其之ヲ增加スル所以ノ者ハ夫ノ連續シテ以テ學フモノハ終始學問ノ念ヲ離レスト雖モ每年十六週間學フモノハ一年强半他ノ業ニ從事シテ學問ノ念殆ト斷ユ其念ヲ離レサル者ハ業速ニ成リ易ク其念斷ユルモノハ遺忘ノ患免レ難シ故ニ通計一年ノ開校期ニ當ルノ時ヲ加ヘテ以テ之ヲ補フノミ抑法律ハ其既ニ三年ノ課程ヲ卒フルモノニ於テ一切就學ヲ望マサルヘキ乎曰ク否サルナリ夫レ三年ニシテ業ヲ卒フルハ小學最低ノ課程ノミ豈之ヲ以テ足レリトスト謂ハンヤ故ニ既ニ之ヲ卒フル者ト雖モ生計餘アリ且職業ノ爲スヘキ無キモノハ之ヲシテ學齡間就學セシメンコトヲ要ス然リト雖モ人ニ貧富アリ體ニ强弱アリ又初ヨリ就學スル能ハサルアリ或ハ三年就學スル能ハサルアリ故ニ止ムヲ得サルノ事故アル者ハ全ク其責ヲ免セシメサル可カラス既ニ三年ノ業ヲ卒ヘテ特殊ノ學ヲ修メントスルモノアリ職業工藝ニ從事セントスル者アリ其相當ノ理由アルハ學齡間普通學ニ就カサルモ亦可ナリ而シテ之ヲ實施スルニ當リ如何ナルモノカ是レ不得已ノ事故トスヘキ如何ナルモノカ是レ相當ノ理由トナスヘキ其

大綱ヲ豫定スルコト無レハ寛嚴人ニ因リテ異ニシテ法律ノ精神ヲ破リ人民ノ苦害ト爲ルノ弊ナキヲ保ツ能ハス是レ就學督促ノ規則ヲ要スル所以ニシテ府知事縣令之ヲ起草シ文部卿ノ認可ヲ經セシムルハ其理由第十一條但書ノ說明ニ同シ是レ兩條改正ノ要旨ナリ

第十六條　小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

理由　學期ト就學ノ期限トハ互ニ交涉シテ分離スヘカラサルモノトス何トナレハ其比較相協ハサレハ錯亂シテ行フ可ラサレハナリ是レ本條最短ノ學期四箇年ヲ改メテ三箇年トシ一歲ノ授業四箇月以上ヲ改メテ三十二週日以上トナシ第十五條ト照應セシムル所以ナリ且現行ノ令ニ於テハ一日ノ授業時間ニ制限ナキカ故ニ纔カニ一時間ニ滿タサルノ授業ヲ以テ法律要スル所ノ開校日數ニ充ツルモノアリ是ノ如キハ其名アツテ實ナキモノトス或ハ速成ノ功ヲ貪リテ一日八時間餘ニ及フモノアリ是ノ如キハ兒童ノ心性體質ニ適セス徒ラニ倦怠ヲ生セシメテ終ニ益ナキノミナラス却テ健康ヲ損スルノ害アリ是レ本條ノ但書ニ於テ其制限ヲ設ケタル所以ナリ

第十七條　學齡兒童ヲ學校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ

但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試驗セシムヘシ

理由　兒童ヲシテ學校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ就カシムル所以ノモノハ他ニアラス其主眼唯普通教育ヲ受シムルニアルノミ故ニ此等ノ手段ヲ除クノ外別ニ普通教育ヲ受シムルノ途アル例ヘハ家庭ニ於テ兒童ヲ教育スル者ノ如キハ亦之ヲ許ササルヲ得ス然リト雖トモ之ヲ以テ口ニ藉キ以テ就學ノ責ヲ塞カントスルモノノ如キ或ハ其無キヲ保ス可カラス是ノ如キハ則チ豈至當ノ監制ヲ爲ササルヲ得ンヤ而シテ現行ノ令ニハ此事ヲ缺ケリ是レ今回ノ改正ニ於テ初ニハ郡區長ノ認可ヲ經セシメ又時時試驗ヲ爲シテ以テ其効ヲ監スル所以ナリ

第十八條　小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントスル町村ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令タル學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ニ授業セシムルコトヲ得ヘシト云フニ止マリ其巡回授業ヲ爲スヲ得ルニハ何等ノ手續ヲ以テスヘキヲ說カス是町村ニ學校ヲ設置スルノ責ヲ負シムルノ義ニ違フモノナリ何ントナレハ町村ノ人民學校ヲ設クルヲ悅ハサルモノ我地方ハ學校ヲ立ルノ資力ニ乏シト聲言シ口ヲ巡回授業ニ藉テ僅カニ一二ノ教員ニ數十町村ノ兒童ヲ托シ授業ノ實終ニ擧ラサルニ至ルモ曾テ巡回授業ニ一定ノ制度ナキ以上ハ官又之ヲ如何トモスル能ハサレハナリ且ツ其學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキト否トハ町村自ラ之ヲ判定スルヲ得ル乎地方官之ヲ判定スル乎法律ニ於テ毫モ之ニ言及スルナシ抑亦不備ノ文ト謂フヘシ是レ今回ノ改正ニ於テ「府知事縣令」云云ノ句ヲ增加セル所以ニシテ地方ノ情況ニヨリテ之ヲ設クルヲ得セシムルモ亦徒ラニ之ヲ口ニ藉テ苟モ其責ヲ免ルル者無ラシメント欲スルナリ

第二十條　公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令タル公立學校ノ設置廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經セシムルモノトス抑公立學校トハ官立私立ノ中間ニ位スル二種ノ學校ヲ指テ云フモノナリ其府縣ニ於テ地方稅其他府知事縣令管スル所ノ貲種ヲ以テ設立スルモノヲ府縣立ト云フ其町村人民ノ協力ヲ以テ設立スルモノヲ町村立ト云フ夫府縣立ニ於テハ府知事縣令

恰モ其校主タルノ位地ニ在ルモノノ如シ而シテ現行ノ令ハ都テノ公立ヲ概括シテ之ヲ府知事縣令ノ認可スルモノトセリ然ラハ則チ府縣立ニ於テハ府知事縣令自ラ之ヲ設立シ自ラ之ヲ認可スヘシト謂フカ如キモノニシテ其理ニ協ハサル復タ辯スルニ足ラサルナリ是レ今回ノ改正ニ於テハ同一公立ノ名稱中ニ就キテ彼此ヲ甄別シ其甲ハ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ經セシメ乙ハ之ヲシテ府知事縣令ノ認可ヲ經セシム此ノ如クニシテ後始メテ倫次アリト謂フヘシ且單ニ學校ヲ擧テ其他教育上須要ノ局部ニ及ハサルハ法律ノ不備ナルニ由リ今幼稚園書籍館等ノ文字ヲ增加シテ以テ其意ヲ補ヘリ

第二十一條　私立學校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令ニ於テハ私立學校ノ設立ヲ府知事縣令ニ開申セシムルニ止マル是ニ由テ生スルノ弊亦尠カラス夫レ學校ハ世間普通ノ營業ト同カラス人ノ心性ヲ陶冶シ智德ヲ左右スルノ要具タリ故ニ其法宜キヲ得レハ俗ヲ化シ智ヲ開クノ益アリト雖トモ其宜ヲ失ヘハ則チ小ニシテハ人ヲ戕ヒ大ニシテハ俗ヲ壞ルノ害アリ其レ然リ故ニ學術ナキノ人ハ師ト爲ス可カラス素行修マラサル人ハ師ト爲ス可カラス然ルニ現行法ノ如ク學校ノ設立ヲ開申ニ止ムルトキハ學術ナキノ人ニシテ此利器ヲ妄用スルヲ得ルノミナラス刑餘ノ人ト雖トモ亦抗顏師位ニ居ルコトヲ得ントス夫レ人ノ身體ヲ左右スル者ハ醫師ナリ人ノ心性ヲ左右スル者ハ教師ナリ此要點ニ至テハ公私ノ別ニ因テ變セサルモノナリ而シテ醫師ノ業ヲ營ムヤ官其性格ヲ鑒ミ教師ノ校ヲ開クヤ其自爲ニ任ス豈人ノ心性ハ身體ニ如カスト謂ハンヤ是レ今回ノ改正ニ於テ其設立ヲ認可セシムル所以ナリ抑其廢止ニ至テハ此ニ異ニシテ官此ニ關スルノ權ナシトス何ントナレハ其設立ヤ將サニ爲スアラントスルモノニシテ事積極ニ屬ス是レ世ヲ益スト雖トモ亦之ヲ害スルノ力アリ是レ官ノ認可ヲ要スル固ヨリナリト雖トモ其廢止ヤ之ニ反シテ將ニ爲スナカラントスルモノニシテ事消極ニ屬ス是レ世ニ益セスト雖トモ亦之ヲ害スルノ力無シトス政府ハ私人ノ害ヲ爲スヲ遏ムルノ任アリト雖トモ其レヲシテ益ヲ爲サシムルヲ責ムルノ力無シ是レ其校主ノ意ニ放任セサル可カラサル所以ナリ獨リ公立學校ニ代用スルノ小學校ニ於テハ之レニ異ナリ其校アルカ爲メニ公立小學校ヲ設クルノ責ヲ町村ニ免レシムレハ則チ此私立タルヤ恰モ公立ト同一ノ權利ヲ有セリ故ニ律眼ノ之ヲ見ル公立ノモノニ同カラサルヲ得ス況ンヤ此校ニシテ一旦廢止セラルルニ於テハ其町村ノ兒童直チニ就學ノ途ヲ失フニ於テヲヤ故ニ之ヲ廢止セサルヲ得サルノ場合ニ於テハ町村ヲシテ別ニ小學校ヲ設シメサル可カラス則チ官ニ於テ其廢止ヲ豫知スルニアラサレハ不可ナル所以ナリ是レ本條改正ノ大旨ナリ

第二十二條　町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條　小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ管內ニ施行スヘシ

但府知事縣令施行スル所ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌增減セントシ府知事縣令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

理由　現行ノ令タル公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申セシム此區別タル甚タ謂レナキモノトス政府ノ學校ニ於ケル單ニ公私ノ別ニ依テ監督ノ途ヲ異ニスヘキニアラス必ス其教學ノ性質ニ就テ之ヲ處スヘキ理義アルノミ何ソヤ夫ノ專門工藝職業等ノ學校タル各〻其特殊ノ性質アリテ特殊ノ智術ヲ要スルヲ以テ官ノ利トスル所民ノ不利トスル所タルモ亦知ル可カラス民ノ見ル所官ノ監ル所ニ劣ルト謂フ可